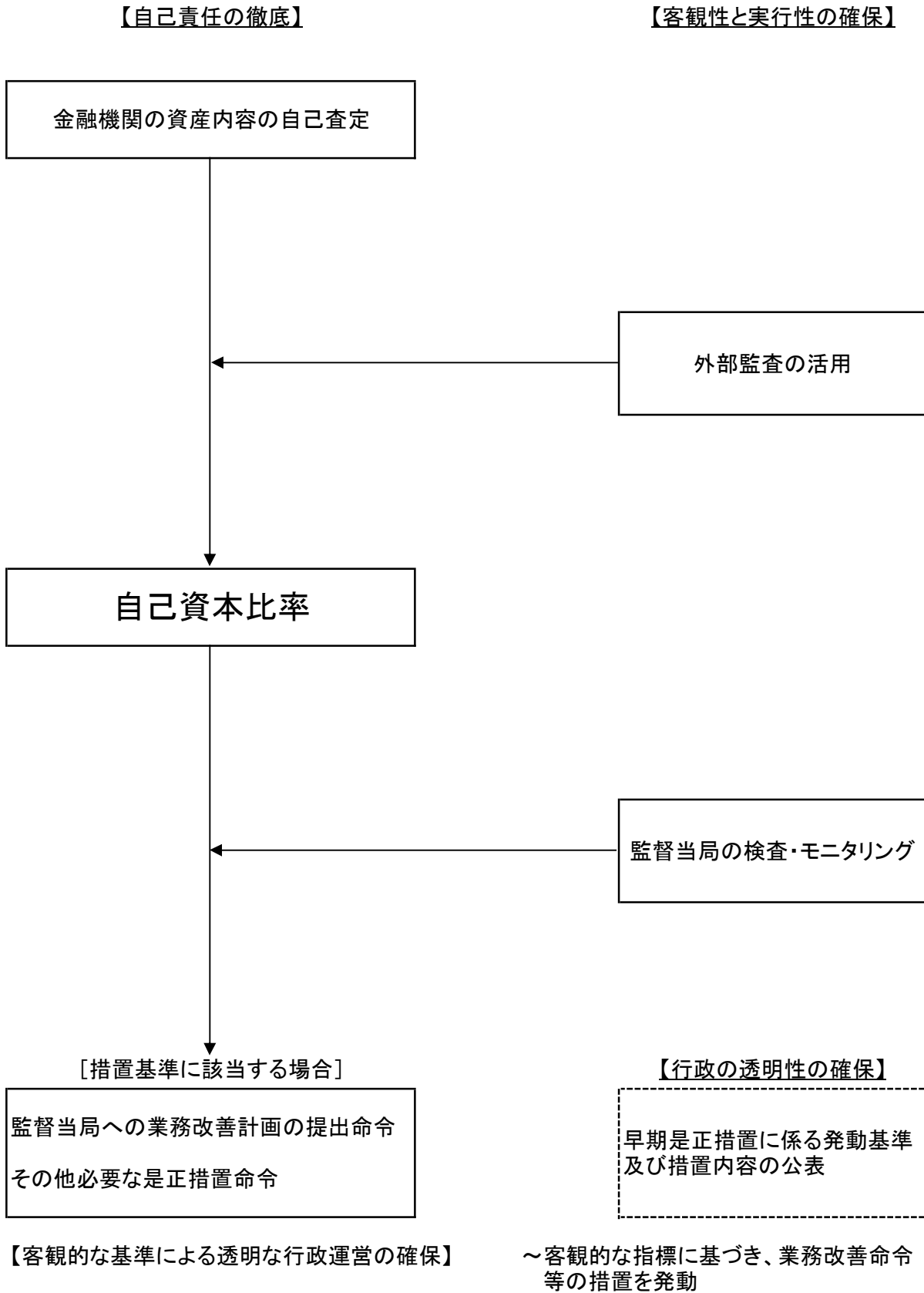


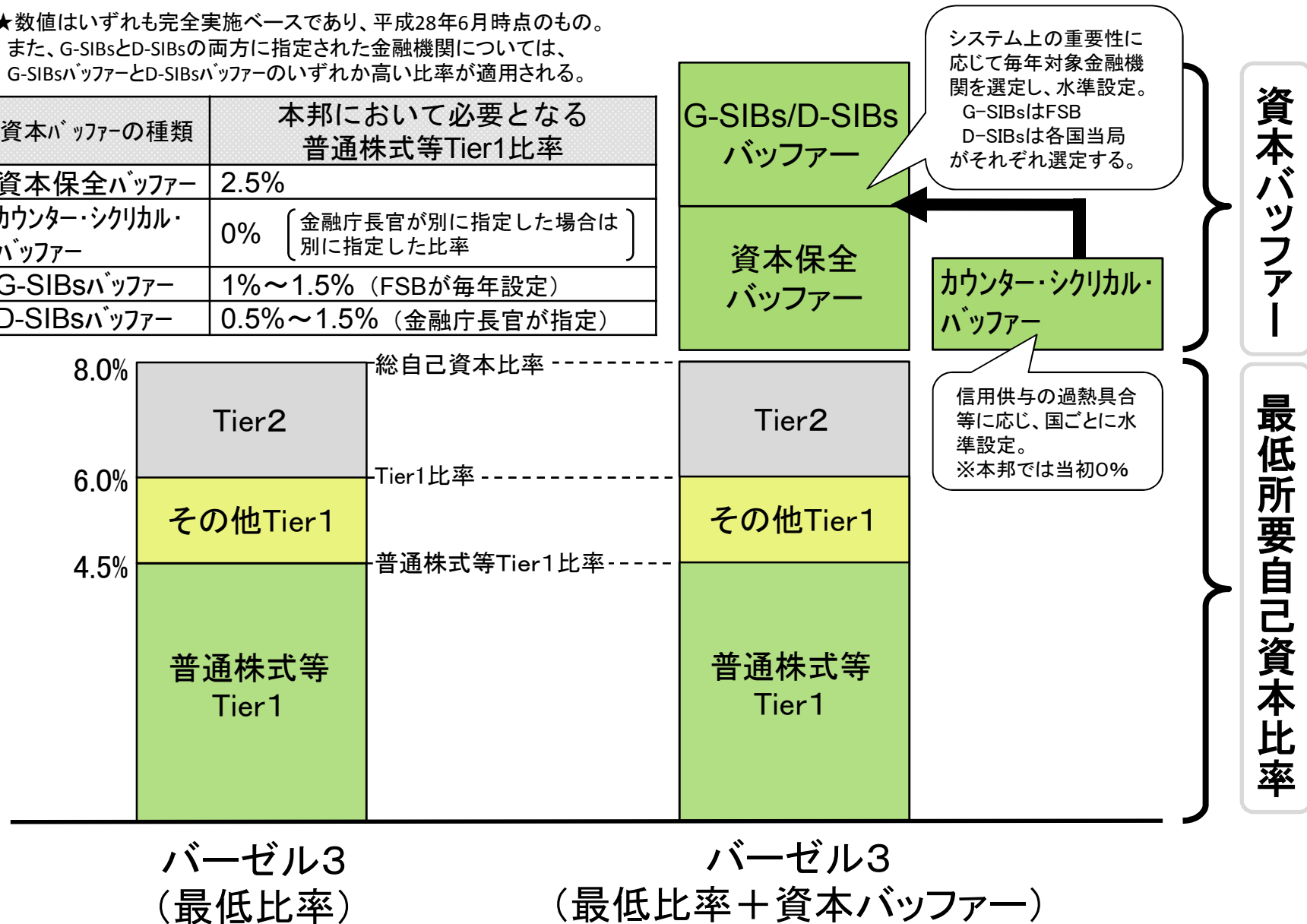
# 早期是正措置の概念図



## 資料8-4-2 「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、平成28年6月時点のもの。  
また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、  
G-SIBsバッファとD-SIBsバッファのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファ	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファ	0% [金融庁長官が別に指定した場合は 別に指定した比率]
G-SIBsバッファ	1%～1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファ	0.5%～1.5% (金融庁長官が指定)



## 金融上の行政処分について

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

### ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

#### 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で61件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分に  
なされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

### ○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

行政処分件数(平成14年4月~平成28事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日~ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	27事務年度	28事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	2
仮想通貨交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	428
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	93
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	142
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	57
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	12
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1165	1165
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1185	2424
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	1020

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注9)仮想通貨交換業者の処分件数は、29年4月より改正資金決済法が施行されたため、29年4月からの計上となっている。

(注10)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注11)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注12)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注13)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

## 主要行等の平成29年3月期決算の概要

### 1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 29年3月期は、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや債券等関係損益が減少したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ4.0%の減少。

（単位：億円）

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	前期比
連結業務粗利益	111,088	108,941	105,278	▲ 3,663
資金利益	56,616	53,443	50,158	▲ 3,285
役務取引等利益	33,444	33,919	34,351	431
その他業務利益	9,357	9,675	8,762	▲ 914
うち債券等関係損益*	3,209	4,107	998	▲ 3,109
経費	▲ 65,336	▲ 65,924	▲ 68,253	▲ 2,329
連結業務純益	45,701	42,715	37,913	▲ 4,802
与信関係費用**	▲ 1,396	▲ 4,390	▲ 3,991	398
株式等関係損益	3,420	3,889	4,888	999
うち株式等償却*	▲ 218	▲ 764	▲ 292	472
当期純利益	28,820	27,240	26,140	▲ 1,102

\*債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。\*\*与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）	27年3月期	28年3月期	29年3月期
貸出金（末残）***	288.8兆円	295.3兆円	299.9兆円

\*\*\*貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

### 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は28年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。

（いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	27年3月期	28年3月期	29年3月期
不良債権額	3.5兆円	3.1兆円	2.9兆円
不良債権比率	1.10%	0.97%	0.87%

### 3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、28年3月期に比べ上昇。

- 国内基準行の自己資本比率は、28年3月期に比べ低下。

（国際統一基準行：4グループ）

（国内基準行：3グループ）

	28年3月期	29年3月期		28年3月期	29年3月期
総自己資本比率	16.17%	16.29%	自己資本比率	13.30%	11.88%
Tier1比率	13.21%	13.55%			
普通株式等Tier1比率	11.38%	11.73%			

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。

（注2）グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

（注3）銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。



## 地域銀行の平成29年3月期決算の概要

## 1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 29年3月期は、株式等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや役務取引等利益、債券等関係損益が減少したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ、14.7%の減少。

(単位：億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	前年同期比
業務粗利益	47,547	46,842	43,729	▲ 3,113
資金利益	40,242	39,813	38,419	▲ 1,394
役務取引等利益	5,550	5,471	5,010	▲ 461
債券等関係損益	909	856	▲ 332	▲ 1,188
うち、債券等償却	▲ 24	▲ 57	▲ 14	43
経費	31,357	30,936	30,894	▲ 42
実質業務純益	16,190	15,905	12,834	▲ 3,071
与信関係費用(※)	▲ 937	▲ 872	▲ 861	11
株式等関係損益	1,158	1,609	2,136	527
うち、株式等償却	▲ 28	▲ 95	▲ 55	40
当期純利益	10,629	11,729	10,002	▲ 1,727

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期
貸出金（末残）	233.8兆円	242.0兆円	251.0兆円

## 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は28年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。  
(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期
不良債権額	5.6兆円	5.2兆円	4.8兆円
不良債権比率	2.38%	2.13%	1.89%

## 3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 自己資本比率は、28年3月期に比べ、低下。

(国際統一基準行：11行)

	28年3月期	29年3月期
総自己資本比率	14.10%	13.94%
Tier1比率	13.19%	13.34%
普通株式等Tier1比率	13.16%	13.34%

(国内基準行：95行)

	28年3月期	29年3月期
自己資本比率	10.20%	9.86%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 29年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

平成 28 年 9 月 29 日  
金融庁

## 銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社足利ホールディングスに対して、株式会社常陽銀行を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づき認可しました。

### お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1144  
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3320、3393)

---

平成 28 年 9 月 30 日  
金 融 庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社西日本シティ銀行、株式会社長崎銀行及び西日本信用保証株式会社に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社西日本フィナンシャルホールディングス」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
2. 本店所在地 : 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 1 番 1 号
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 久保田 勇 夫  
代表取締役社長 谷 川 浩 道  
代表取締役副社長 磯 山 誠 二
4. 資 本 金 : 500 億円
5. 役職員数(予定) : 148 名
6. 設 立 予 定 日 : 平成 28 年 10 月 3 日

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
監督局銀行第二課  
(内線 3365、3394)

資料 9-2-5

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	<b>破綻先 実質破綻先</b> 第Ⅰ分類   第Ⅱ分類   第Ⅲ分類   第Ⅳ分類
<b>延滞債権</b> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
	<b>危険債権</b> 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	<b>破綻懸念先</b> 第Ⅰ分類   第Ⅱ分類   第Ⅲ分類
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	<b>要注意先</b> 第Ⅰ分類   第Ⅱ分類
<b>貸出条件緩和債権</b> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
		<b>正常先</b> 第Ⅰ分類
~	~	~
~	~	~

## 自己査定における債権分類基準

		回収の可能性			
		高い ←		→	低い
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証) (優良・国債などの担保) (優良・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)		担保なし
			相当額の見込額 % (処分可能の見込額 %)	相当額の見込額 % (見込額との差額 %)	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
	正常先	I	I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

**破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

**実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

**破綻懸念先** 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

**要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

**うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

**正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

平成 29 年 8 月 10 日  
 金融庁

## 平成 29 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### 1. 金融再生法開示債権の状況

平成 29 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 7.7 兆円であり、平成 28 年 3 月期の 8.4 兆円に比べ 0.7 兆円の減少となっています。

（参考）平成 29 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲0.7
うち 要管理債権	+0.1
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.4
危険債権以下からの上方遷移	+0.3
(債務者の業況改善+0.3 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.7)
[減少要因] 正常債権化	▲0.4
(債務者の業況改善▲0.3 再建計画の策定等▲0.1)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.2
返済等 (*)	▲0.0
	(減少要因計 ▲0.6)
うち 危険債権以下	▲0.8
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.2
要管理債権からの下方遷移	+0.2
	(増加要因計 +1.3)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲2.1
(債権流動化等▲1.4、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.8)	
	(減少要因計 ▲2.1)

\* 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

平成 29 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.5 兆円であり、平成 28 年 3 月期の 1.8 兆円と比べ 0.4 兆円の減少となっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

平成 29 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 0.3 兆円であり、平成 28 年 3 月期の 0.3 兆円と比べほぼ横ばいとなっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。なお、平成 28 年 3 月期の（表 7）自己査定による債務者区分の推移の一部の計数につき訂正致しました。

**お問い合わせ先**

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局総務課監督調査室

（内線 2688、3312）

（表 1）金融再生法開示債権等の推移

（Excel）（PDF：70KB）

（表 2）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（Excel）（PDF：36KB）

（表 3）金融再生法開示債権の保全状況の推移

（Excel）（PDF：54KB）

（表 4）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移

（Excel）（PDF：33KB）

（表 5）不良債権処分損等の推移（全国銀行）

（Excel）（PDF：53KB）

（表 6）リスク管理債権額等の推移

（Excel）（PDF：83KB）

（表 7）自己査定による債務者区分の推移

（Excel）（PDF：39KB）



(表1) 金融再生法開示債権等の推移

区分	項目	14年3月期																												
		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	
都府県 債権	総与債 (億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	
	金融再生法開示債権 (億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	
	繰上発生等債権 (億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	
	危険債権 (億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	
	要管理債権 (億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	
	正常債権 (億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	
	不良債権比率 (%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.4	1.5	1.4	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	
不良債権処分額 (兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.3	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2	▲0.0		
実質業務利益 (兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9	3.2	1.6	3.2	1.6	3.0	1.6	2.6	
(9) 都府県 債権	総与債 (億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,400	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	
	金融再生法開示債権 (億円)	218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	
	繰上発生等債権 (億円)	25,620	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	
	危険債権 (億円)	101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	
	要管理債権 (億円)	90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	14,630	12,840	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040		
	正常債権 (億円)	2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,400	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	
	不良債権比率 (%)	8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	
不良債権処分額 (兆円)	6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	0.0	▲0.0	0.0	0.2	▲0.0	0.2	▲0.0		
実質業務利益 (兆円)	3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.2	1.5	2.8	1.2	2.4	1.9	2.6	1.3	2.4	1.3	2.1		
(4) 都府県 債権	総与債 (億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	
	金融再生法開示債権 (億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	
	繰上発生等債権 (億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30	
	危険債権 (億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	
	要管理債権 (億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	70	60	60	50		
	正常債権 (億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	
	不良債権比率 (%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	
不良債権処分額 (兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
実質業務利益 (兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	▲0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1		
(2) 都府県 債権	総与債 (億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,580	467,710	
	金融再生法開示債権 (億円)	38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	
	繰上発生等債権 (億円)	4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110	
	危険債権 (億円)	16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	
	要管理債権 (億円)	17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900	
	正常債権 (億円)	381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200	
	不良債権比率 (%)	9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	
不良債権処分額 (兆円)	0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.0	▲0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
実質業務利益 (兆円)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4		
(3) 都府県 債権	総与債 (億円)	3,179,460	2,798,760	2,628																										

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	
母体銀行	総与債（億円）	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	
	金融再生法開示債種（億円）	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	
	破産更生等債種（億円）	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,820	16,160	15,680	19,240	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,890	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	
	危険債種（億円）	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,950	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	
	管理債種（億円）	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,890	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	
	正常債種（億円）	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,890	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	
	不良債種比率（％）	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	
不良債種処分率（％）	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	
(100) 実質業務経益（億円）		1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6	1.6	0.8	1.3
	総与債（億円）	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	
	金融再生法開示債種（億円）	107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	
	破産更生等債種（億円）	27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	
	危険債種（億円）	46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,500	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670	
	管理債種（億円）	33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,860	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	
	正常債種（億円）	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	
不良債種比率（％）	7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8			
不良債種処分率（％）	1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	
(80) 実質業務経益（億円）		1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2	0.6	1.2	1.3	0.7	1.3	0.6	1.0
	総与債（億円）	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	
	金融再生法開示債種（億円）	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,080	
	破産更生等債種（億円）	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360	
	危険債種（億円）	16,950	16,580	14,180	12,610	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	8,910	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420		
	管理債種（億円）	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	
	正常債種（億円）	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	
不良債種比率（％）	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2		
不良債種処分率（％）	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
(41) 実質業務経益（億円）		0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	
	総与債（億円）	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	
	金融再生法開示債種（億円）	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	
	破産更生等債種（億円）	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980	
	危険債種（億円）	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	48,320	45,130	
	管理債種（億円）	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,680	38,540	35,260	35,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,900	20,610	20,130	
	正常債種（億円）	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990	5,586,780	5,780,570	
不良債種比率（％）	8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3			
不良債種処分率（％）	9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1													

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
協同組合 信託 金融機関	総与債(億円)	955,590	945,270	927,430	908,090	902,330	906,780	907,650	921,620	924,700	914,530	915,770	916,290	934,060	946,470	982,850	1,046,680											
	金融再生法関係債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780	61,900	57,550	56,830	51,640	50,620	50,930	53,630	53,720	50,980	47,950	43,980	40,640											
	繰上更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350	19,450	18,320	17,800	17,860	18,670	16,670	15,640	14,330	13,160	11,860	10,620	9,780											
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040	29,100	28,170	28,780	27,130	27,790	29,750	32,980	34,380	33,140	31,530	29,180	27,070											
	管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390	13,350	11,060	10,040	4,850	4,150	4,510	5,010	5,000	4,670	4,560	4,180	3,790											
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290	840,390	849,210	850,990	869,950	874,040	863,550	862,100	862,520	883,050	898,460	938,840	1,006,020											
不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7	6.9	6.3	6.2	5.6	5.5	5.6	5.9	5.9	5.5	5.1	4.5	3.9												
不良債権処分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4	0.8	0.6	0.3	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1												
(43)	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2	1.3	1.3	1.2	0.0	1.1	1.1	1.0	1.1	1.3	1.1	0.6												
信用 金融	総与債(億円)	750,180	746,830	728,090	708,680	699,650	702,740	704,580	712,600	712,350	697,100	698,050	697,260	710,240	722,710	746,290	777,030											
	金融再生法関係債権(億円)	75,930	74,170	65,210	56,610	49,930	45,980	45,160	41,460	41,160	41,720	44,170	44,330	42,310	39,640	36,300	33,500											
	繰上更生等債権(億円)	23,580	23,500	21,000	17,260	14,990	14,040	13,320	15,030	14,300	12,610	11,940	10,770	9,970	9,030	8,040	7,360											
	危険債権(億円)	30,850	30,210	28,370	26,470	24,500	23,550	24,310	22,940	23,820	25,730	28,430	29,730	28,780	27,170	25,110	23,310											
	管理債権(億円)	21,510	20,460	15,830	12,880	10,430	8,390	7,540	3,500	3,050	3,380	3,810	3,830	3,560	3,440	3,160	2,820											
	正常債権(億円)	674,250	672,660	662,850	652,070	649,710	656,760	659,400	671,120	671,120	655,360	653,850	652,890	667,920	683,040	709,980	743,510											
不良債権比率(%)	10.1	9.9	9.0	8.0	7.1	6.5	6.4	5.8	5.8	6.0	6.3	6.4	6.0	5.5	4.9	4.3												
(265)	実質業務純益(兆円)	118,580	104,270	100,190	99,670	100,250	99,920	99,010	98,970	98,440	100,440	98,610	99,610	101,120	103,480	112,490	138,270											
預金取 扱金融 機関	総与債(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670	100,250	99,920	99,010	98,970	98,440	100,440	98,610	99,610	101,120	103,480	112,490	138,270											
	金融再生法関係債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830	10,710	10,340	10,180	8,900	8,110	8,030	8,370	8,360	7,740	7,440	6,880	6,360											
	繰上更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490	3,950	3,840	4,020	4,170	3,890	3,650	3,440	3,340	2,990	2,630	2,400	2,220											
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050	3,990	3,960	3,770	3,470	3,230	3,340	3,820	3,940	3,710	3,750	3,510	3,220											
	管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290	2,760	2,540	2,400	1,260	990	1,040	1,110	1,080	1,040	1,050	970	920											
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840	89,520	89,570	88,800	90,050	90,310	92,390	90,220	91,240	93,360	96,010	105,590	131,910											
不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9	10.7	10.3	10.3	9.0	8.2	8.0	8.5	8.4	7.7	7.2	6.1	4.6												
(152)	実質業務純益(兆円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	5,477,050	5,633,340	5,724,020	5,908,990	5,707,510	5,664,980	5,782,000	6,005,000	6,236,450	6,513,930	6,679,640	6,904,490											
(546)	総与債(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	5,477,050	5,633,340	5,724,020	5,908,990	5,707,510	5,664,980	5,782,000	6,005,000	6,236,450	6,513,930	6,679,640	6,904,490											
	金融再生法関係債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040	195,620	177,290	170,880	171,220	167,820	166,280	171,860	172,740	153,190	139,370	127,780	117,870											
	繰上更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660	43,030	38,990	37,980	53,560	47,420	40,570	35,630	32,820	27,710	24,310	23,370	21,760											
	危険債権(億円)	229,120	166,200	145,480	119,400	92,340	88,700	86,100	91,470	95,070	96,230	104,750	107,130	96,700	86,680	81,430	72,200											
	管理債権(億円)	191,340	191,840	130,440	74,990	60,250	49,600	46,610	26,190	25,330	29,480	31,480	32,800	28,780	28,390	22,980	23,910											
	正常債権(億円)	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290	5,281,410	5,456,030	5,553,290	5,737,720	5,539,650	5,498,630	5,610,110	5,832,210	6,083,220	6,374,500	6,551,830	6,786,590											
不良債権比率(%)	8.6	7.8	6.3	4.6	3.6	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	2.5	2.1	1.9	1.7												
不良債権処分損(兆円)	10.6	7.4	6.0	3.4	0.8	1.4	1.4	3.9	2.3	1.3	0.9	0.9	0.2	0.2	0.4	0.4												
(546)	実質業務純益(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1	7.1	6.7	6.3	3.9	5.8	6.1	5.9	6.0	5.7	6.1	5.7	4.8											

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は29年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長債額の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、19年3月期以降増玉りその銀行を含む。  
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長債額・信託及び地域銀行を集計したもの。  
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組合金融機関を集計したもの(信託等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信託等及び商工中金を含む。  
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。  
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。  
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1
〔増減要因〕 債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8
〔増減要因〕 債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 29年3月期時点の対象金融機関数は115行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門会社及び株式保有専門会社の計数を含む。

\* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

\*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

資料9-2-11

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

(単位: 兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
	保全額	3.2 (100.0)	2.2 (100.0)	1.5 (100.0)	1.1 (100.0)	0.5 (100.0)	0.4 (100.0)	0.4 (100.0)	1.0 (100.0)	0.8 (100.0)	0.6 (100.0)	0.5 (100.0)	0.5 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.4 (100.0)	0.4 (100.0)
	担保・保証等	2.8 (88.7)	2.0 (91.5)	1.4 (92.9)	1.0 (92.5)	0.5 (92.5)	0.4 (91.0)	0.4 (91.1)	1.0 (92.1)	0.7 (91.5)	0.5 (90.3)	0.4 (87.9)	0.5 (90.6)	0.3 (94.4)	0.3 (94.4)	0.3 (80.6)	0.3 (85.4)
	引当	0.4 (11.3)	0.2 (8.5)	0.1 (7.1)	0.1 (7.5)	0.0 (7.5)	0.0 (9.0)	0.0 (8.9)	0.1 (7.9)	0.1 (8.5)	0.1 (9.7)	0.1 (12.1)	0.0 (9.4)	0.0 (5.6)	0.0 (5.6)	0.1 (19.4)	0.1 (14.6)
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3
	保全額	9.9 (81.3)	5.7 (86.0)	4.7 (89.6)	3.2 (87.5)	1.7 (91.9)	1.6 (85.0)	1.4 (86.9)	1.9 (81.3)	2.2 (84.9)	2.0 (82.9)	2.2 (82.0)	2.2 (82.9)	1.8 (83.7)	1.5 (85.5)	1.5 (85.0)	1.1 (82.9)
	担保・保証等	5.5 (44.9)	3.1 (47.0)	2.4 (46.5)	1.5 (40.2)	1.0 (54.7)	0.8 (42.2)	0.9 (52.9)	1.1 (48.1)	1.3 (50.8)	1.3 (55.3)	1.4 (54.6)	1.4 (54.1)	1.2 (54.9)	1.0 (57.2)	0.9 (50.5)	0.7 (55.6)
	引当	4.5 (36.5)	2.6 (39.1)	2.2 (43.1)	1.7 (47.3)	0.7 (37.1)	0.8 (42.8)	0.6 (34.1)	0.8 (33.2)	0.9 (34.1)	0.7 (27.5)	0.7 (27.3)	0.8 (28.9)	0.6 (28.8)	0.5 (28.3)	0.6 (34.5)	0.4 (27.3)
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2
	保全額	6.1 (53.5)	7.0 (60.5)	4.5 (64.5)	1.7 (61.1)	1.3 (59.9)	1.1 (63.4)	0.9 (56.4)	0.6 (56.1)	0.7 (59.6)	1.0 (64.6)	1.0 (69.7)	1.1 (71.1)	0.9 (67.6)	0.9 (65.2)	0.7 (69.4)	0.8 (69.9)
	担保・保証等	4.5 (39.5)	4.6 (39.9)	2.6 (36.9)	0.9 (33.2)	0.8 (34.3)	0.7 (38.4)	0.5 (28.4)	0.3 (29.8)	0.4 (36.2)	0.6 (41.0)	0.7 (46.3)	0.8 (48.0)	0.6 (46.7)	0.5 (39.8)	0.4 (45.9)	0.5 (39.3)
	引当	1.6 (14.0)	2.4 (20.6)	1.9 (27.6)	0.8 (27.8)	0.6 (25.6)	0.4 (25.0)	0.5 (27.9)	0.3 (26.3)	0.3 (23.5)	0.4 (23.6)	0.3 (23.4)	0.4 (23.2)	0.3 (20.9)	0.3 (25.4)	0.2 (23.9)	0.4 (30.6)
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9
	保全額	19.2 (71.8)	14.8 (73.0)	10.6 (77.9)	5.9 (79.5)	3.6 (77.2)	3.1 (77.1)	2.8 (75.0)	3.6 (79.3)	3.7 (81.1)	3.5 (79.0)	3.7 (79.9)	3.8 (80.8)	3.0 (79.7)	2.7 (78.5)	2.5 (82.1)	2.3 (79.6)
	担保・保証等	12.8 (47.8)	9.7 (47.7)	6.3 (46.6)	3.3 (45.0)	2.3 (49.0)	1.9 (45.4)	1.8 (46.6)	2.4 (53.6)	2.4 (54.1)	2.5 (55.2)	2.5 (55.5)	2.7 (56.0)	2.1 (55.5)	1.8 (53.3)	1.6 (52.8)	1.5 (52.6)
	引当	6.4 (23.9)	5.1 (25.3)	4.3 (31.3)	2.6 (34.5)	1.3 (28.2)	1.3 (31.7)	1.1 (28.4)	1.2 (25.7)	1.2 (27.0)	1.1 (23.9)	1.1 (24.5)	1.2 (24.8)	0.9 (24.1)	0.9 (25.2)	0.9 (29.3)	0.8 (27.0)

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	( 99.9)	( 99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	( 63.5)	( 65.3)	( 64.2)	( 61.9)	( 60.3)	( 60.2)	( 60.1)	( 59.2)	( 60.8)	( 60.5)	( 61.3)	
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	( 36.5)	( 34.6)	( 35.7)	( 38.1)	( 39.6)	( 39.7)	( 39.8)	( 40.8)	( 39.2)	( 39.5)	( 38.7)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	( 85.7)	( 85.7)	( 85.2)	( 84.3)	( 84.4)	( 84.5)	( 85.2)	( 85.8)	( 85.6)	( 85.8)	( 85.2)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	( 58.2)	( 60.3)	( 63.0)	( 64.0)	( 64.8)	( 65.2)	( 64.7)	( 65.4)	( 64.8)	( 64.2)	( 63.4)	
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	( 27.5)	( 25.4)	( 22.2)	( 20.3)	( 19.7)	( 19.3)	( 20.5)	( 20.3)	( 20.8)	( 21.5)	( 21.8)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	( 55.4)	( 52.4)	( 52.1)	( 54.3)	( 54.8)	( 53.4)	( 54.6)	( 54.4)	( 54.2)	( 53.4)	( 52.6)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	( 36.4)	( 34.5)	( 35.9)	( 38.8)	( 40.6)	( 38.2)	( 39.1)	( 38.5)	( 39.0)	( 38.3)	( 38.0)	
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	( 19.0)	( 17.9)	( 16.2)	( 15.5)	( 14.4)	( 15.1)	( 15.5)	( 15.9)	( 15.1)	( 15.2)	( 14.6)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	( 80.7)	( 80.0)	( 85.2)	( 84.7)	( 84.2)	( 82.6)	( 82.8)	( 82.7)	( 82.4)	( 82.5)	( 82.2)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	( 53.5)	( 54.6)	( 59.7)	( 59.9)	( 60.2)	( 59.6)	( 59.4)	( 59.5)	( 59.4)	( 59.1)	( 58.8)	
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	( 27.2)	( 25.4)	( 25.6)	( 24.8)	( 24.1)	( 23.0)	( 23.3)	( 23.2)	( 22.9)	( 23.5)	( 23.5)

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
これらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	( 99.9)	( 99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	( 68.9)	( 71.1)	( 74.1)	( 71.7)	( 68.7)	( 67.8)	( 69.7)	( 67.5)	( 68.6)	( 66.7)	( 68.7)	
	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	( 31.1)	( 28.9)	( 25.9)	( 28.2)	( 31.2)	( 32.2)	( 30.3)	( 32.5)	( 31.4)	( 33.3)	( 31.3)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	( 85.5)	( 86.2)	( 83.9)	( 85.1)	( 84.5)	( 84.1)	( 84.8)	( 85.4)	( 85.7)	( 85.6)	( 84.5)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	( 53.1)	( 58.2)	( 57.3)	( 59.6)	( 62.0)	( 61.4)	( 60.6)	( 61.6)	( 62.2)	( 59.7)	( 61.1)	
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	( 32.4)	( 27.9)	( 26.6)	( 25.5)	( 22.5)	( 22.7)	( 24.1)	( 23.8)	( 23.5)	( 25.9)	( 23.4)
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	( 59.1)	( 54.1)	( 54.4)	( 57.3)	( 60.9)	( 62.7)	( 64.3)	( 61.6)	( 60.6)	( 61.6)	( 62.9)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	( 37.3)	( 31.4)	( 32.7)	( 37.1)	( 40.5)	( 42.6)	( 44.2)	( 42.7)	( 39.5)	( 42.1)	( 38.8)	
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5
		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	( 21.9)	( 22.6)	( 21.6)	( 20.1)	( 20.4)	( 20.1)	( 20.1)	( 18.8)	( 21.1)	( 19.7)	( 24.1)
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	( 79.5)	( 78.3)	( 83.2)	( 83.7)	( 82.6)	( 82.0)	( 82.3)	( 81.8)	( 81.0)	( 82.5)	( 81.2)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	( 50.8)	( 51.9)	( 57.7)	( 58.5)	( 58.8)	( 58.3)	( 58.2)	( 58.0)	( 57.1)	( 56.8)	( 56.5)	
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	( 28.8)	( 26.4)	( 25.5)	( 25.2)	( 23.8)	( 23.7)	( 24.2)	( 23.9)	( 24.0)	( 25.6)	( 24.8)

- (注) 1. ( )内の計数は保全率。  
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。  
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。  
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

## 資料9-2-12

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)

主要行(7行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9

地域銀行(106行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055
A-B	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1

全国銀行(115行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9

(注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減玉りそな銀行を含む。

3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

4. ( )内は29年3月期時点の対象金融機関数。



(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (-2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (-69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

(単位:億円)

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742 (34,607)	28,475 (19,621)	3,629 (▲2,803)	10,460 (2,729)	11,238 (4,110)	30,938 (19,119)	16,821 (9,654)	10,046 (3,912)	5,486 (2,575)	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157 (4,202)	940 (▲4,262)	▲ 3,722 (▲6,963)	5,239 (537)	2,893 (▲1,573)	15,318 (7,255)	8,028 (3,530)	5,362 (1,115)	2,212 (740)	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	37,335 (30,472)	27,536 (23,862)	7,020 (3,804)	5,373 (2,369)	8,206 (5,770)	15,328 (11,779)	8,574 (6,078)	4,534 (2,854)	3,147 (1,802)	2,768 (1,591)	1,665 (761)
貸出金償却	25,166 (19,852)	17,114 (14,743)	4,786 (2,344)	3,893 (2,077)	6,275 (4,499)	13,933 (10,797)	7,003 (5,021)	4,086 (2,683)	2,379 (1,325)	2,340 (1,437)	1,375 (680)
バルクセール による売却損等	12,169 (10,621)	10,422 (9,119)	2,235 (1,461)	1,479 (292)	1,931 (1,271)	1,395 (981)	1,571 (1,057)	448 (171)	769 (477)	428 (154)	290 (81)
その他	250 (▲68)	▲ 1 (21)	332 (356)	▲ 152 (▲171)	139 (▲86)	291 (85)	218 (47)	151 (▲57)	127 (33)	136 (34)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	935,724 (752,541)	964,199 (772,162)	967,828 (769,359)	978,288 (772,088)	989,526 (776,198)	1,020,464 (795,317)	1,037,285 (804,971)	1,047,331 (808,883)	1,052,817 (811,458)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)
直接償却等の累計	424,844 (380,137)	452,380 (403,999)	459,400 (407,803)	464,773 (410,172)	472,979 (415,942)	488,307 (427,721)	496,881 (433,799)	501,415 (436,653)	504,562 (438,455)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)
リスク管理債権残高	262,040 (135,670)	175,390 (72,900)	131,090 (45,240)	117,540 (40,040)	111,690 (36,990)	116,100 (45,370)	114,280 (48,190)	112,720 (46,390)	115,310 (47,500)	116,820 (49,350)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	114,300 (69,030)	85,350 (47,390)	64,380 (32,470)	58,960 (30,200)	52,730 (25,800)	58,650 (30,270)	57,020 (29,630)	53,950 (27,060)	51,030 (26,400)	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	54,410 (25,750)	43,860 (20,000)	28,760 (8,910)	27,200 (9,590)	22,720 (6,840)	27,090 (10,070)	26,770 (11,220)	23,940 (8,800)	24,310 (9,870)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)

(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)
貸倒引当金繰入額	▲1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)
バルクセール による売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)

- (注) 1. ( )内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
都銀・ 旧長信 銀・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330
	(9)																
都市 銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730
	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100
	(4)																
旧長 期信用 銀行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110
	(2)																
信託 銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	10	0	0
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540
	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120
	(3)																
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220
	(7)																

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
地域 銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540
	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350
(106) 地方 銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780
	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800
(41) 第二 地方 銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500
	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390
(115) 全国 銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610
	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140	
	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600	
	(465)	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860	
個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030	
(265)		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930
		リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450	
	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010	
	(152)	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	11,580	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450	
貸倒引当金残高		167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750	
個別貸倒引当金残高		103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270	
(580)		貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	11,580	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040	
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840	
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090	
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450	
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750	
	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270	

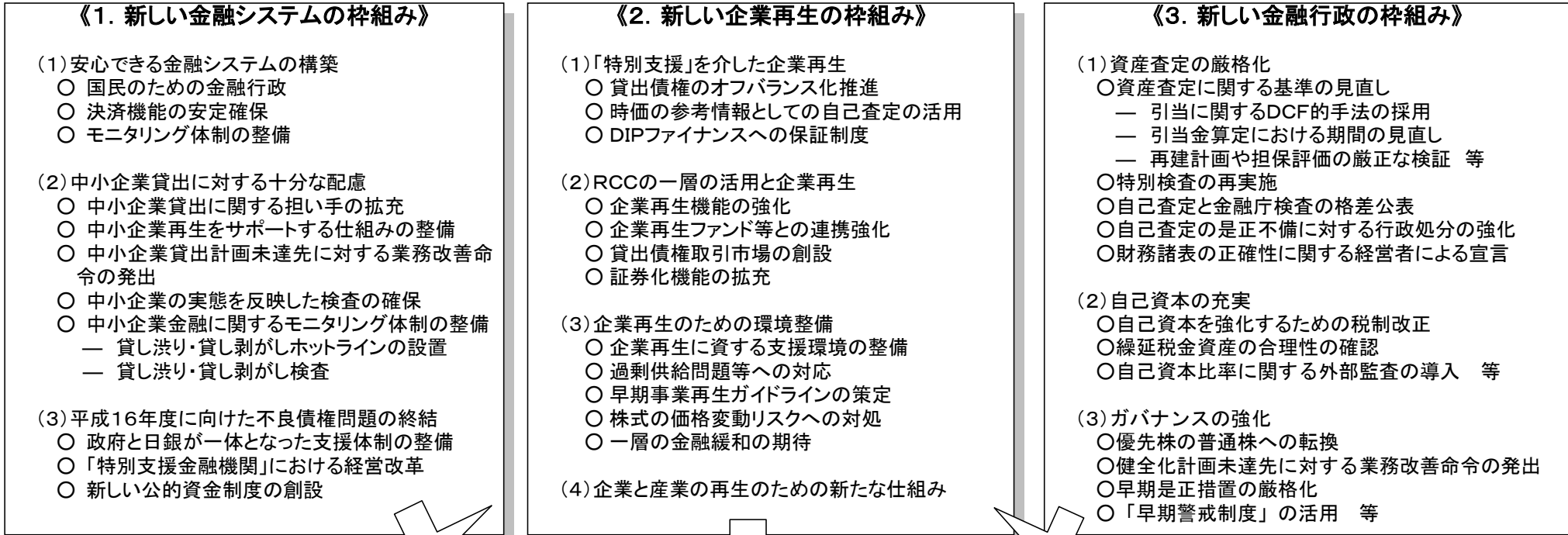
- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は29年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。  
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式会社保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(7行) (単位:兆円)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9
地域銀行(106行) (単位:兆円)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8
全国銀行(115行) (単位:兆円)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7
預金取扱金融機関(580機関) (単位:兆円)																
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2

- (注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。  
2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降降格しな銀行を含む。  
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
5. 一部の銀行においては、再生専門会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。  
6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。  
7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。  
8. ( )内は29年3月期時点の対象金融機関数。

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」  
 ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —  
 ※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

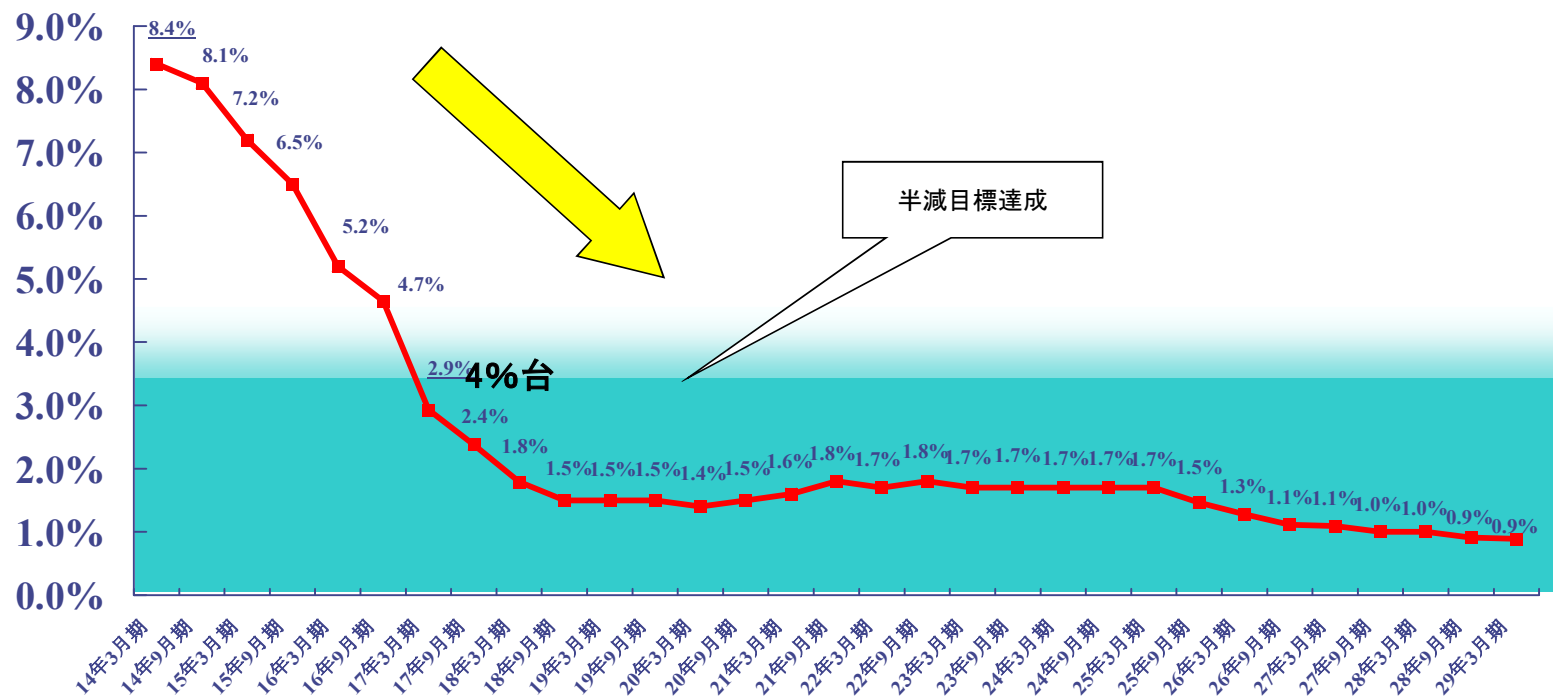
**〔基本的考え方〕**

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒ ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化  
 ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す



## 不良債権比率の推移(主要行)



### ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

### ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

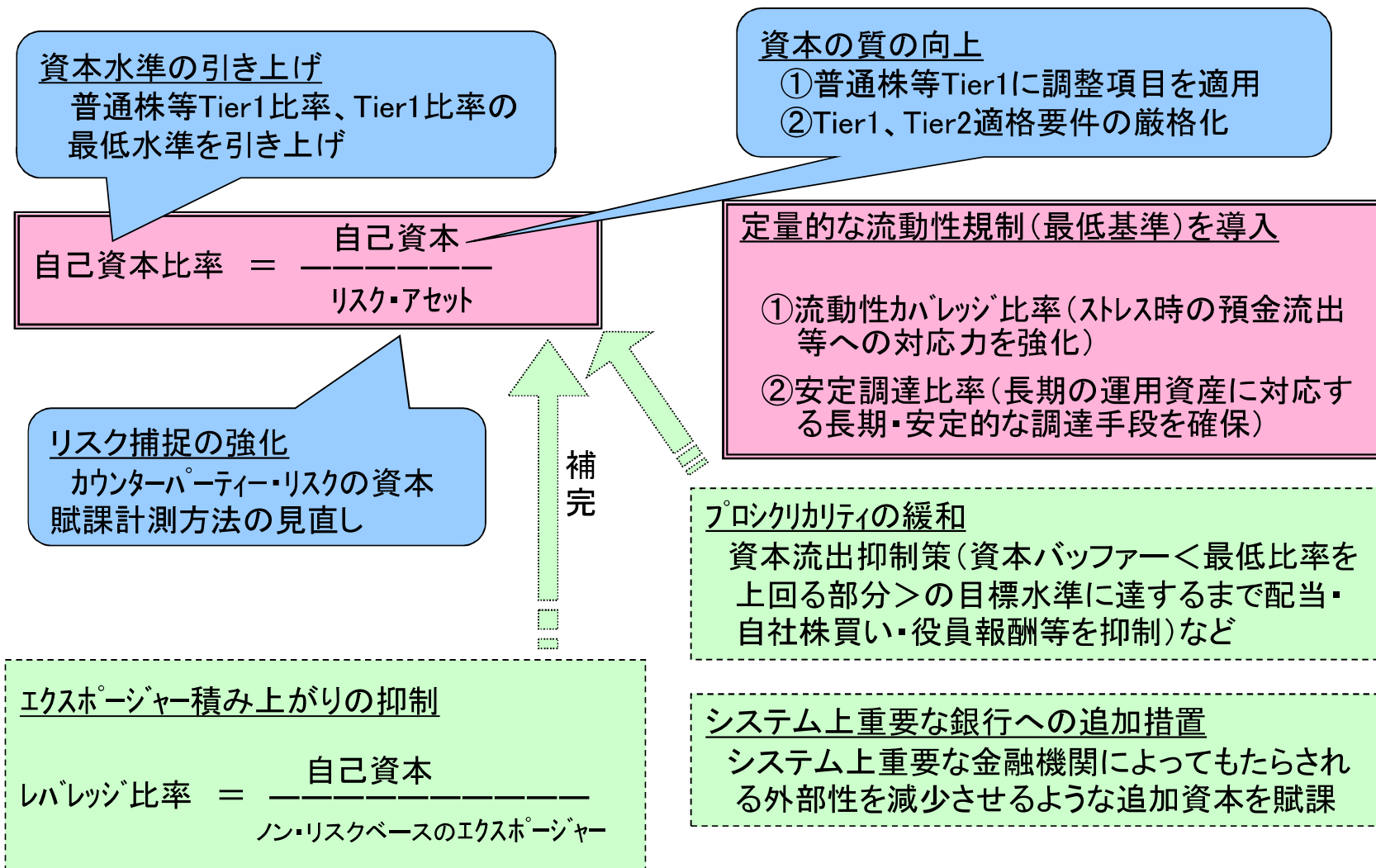
\*計数は金融再生法開示債権ベース。

## 平成28事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

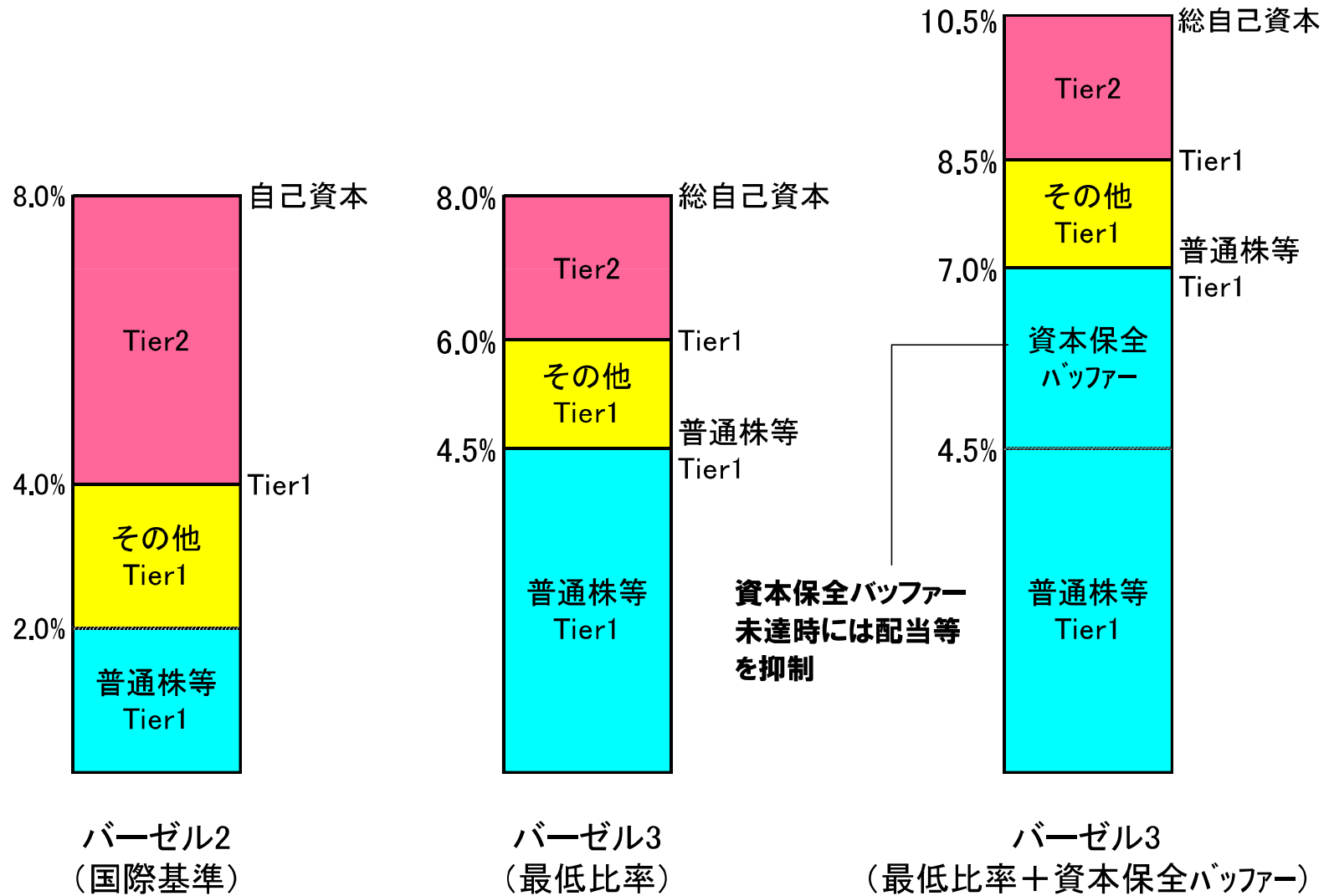
業態	地域	対象機関数 (29年6月30日現在)	実施機関数
銀行持株会社	全国	20	9
主要行等	全国	32	7
地域銀行	関東	23	3
	近畿	10	3
	北海道	2	1
	東北	15	6
	東海	12	3
	北陸	6	0
	中国	9	2
	四国	8	2
	九州	21	1
	計	106	21
信用金庫	関東	72	15
	近畿	29	12
	北海道	22	5
	東北	27	2
	東海	38	9
	北陸	16	1
	中国	21	7
	四国	10	5
	九州	29	4
	計	264	60
信用組合	関東	53	13
	近畿	21	4
	北海道	7	1
	東北	15	2
	東海	15	2
	北陸	6	1
	中国	11	1
	四国	3	0
	九州	20	3
	計	151	27
外国金融機関等	全国	86	0
生命保険会社	全国	41	1
損害保険会社	全国	52	1
その他金融機関	全国	4	0
政策金融機関等	全国	12	2

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。  
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、平成29年6月30日現在。  
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。  
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行及び外国証券会社をいう。  
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。  
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。

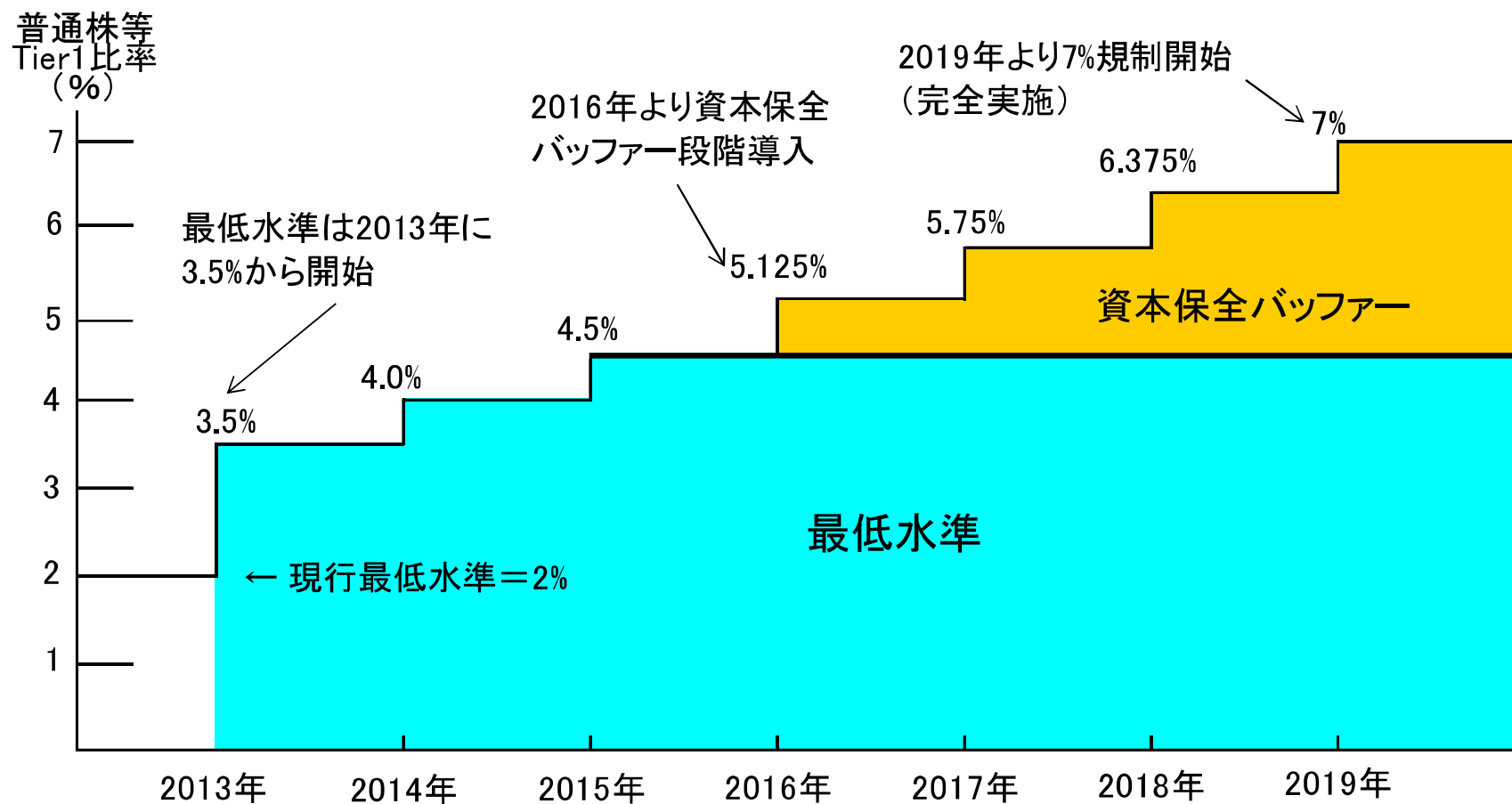
## バーゼル3の全体像



# バーゼル3における自己資本の量の強化



## バーゼル3の段階適用



## バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除  ・国内預金取扱金融機関への意図的保有  ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、  ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除  ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除  ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除  ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

平成 29 年 3 月 31 日  
 金融庁

## 「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）に対するパブリックコメントの回答等について

金融庁では、バーゼル3に係るカウンター・シクリカル・バッファーについて、「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）につきまして、平成 29 年 2 月 17 日（金）から平成 29 年 3 月 21 日（火）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、個人から 1 件のご意見をいただきました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙 1（PDF:123KB）をご覧ください。

### （本件の概要）

○国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から「主要行等向けの総合的な監督指針」等について改正を行うものです。

○運用枠組みの概要については（別紙 2（PDF：245KB））を、具体的な監督指針の改正内容については（別紙 3、別紙 4 及び別紙 5）をご参照ください。

### ○本件で公表する監督指針の一部改正

1 主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）	（別紙 3（PDF：158KB））
2 系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）	（別紙 4（PDF：156KB））
3 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）	（別紙 5（PDF：165KB））

（注）上記の監督指針の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用します。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
 別紙 1～4 について 金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3727）  
 別紙 5 について 金融庁監督局証券課（内線 3255）

※ 別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧ください。

平成 29 年 6 月 23 日  
 金融庁

## 自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示等の一部改正（案）の公表について

金融庁では、今般、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正（案）を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件については、平成 27 年 1 月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第 3 の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に対し、所要の改正を行うものです。

本件の概要は以下のとおりです。

- ・ 既存の自己資本比率の分母（信用リスク、市場リスク等）にかかる定性・定量的開示項目の見直し・追加。
- ・ 定量的開示項目については、共通の開示様式を定め、別紙様式として告示に規定。
- ・ 単体開示の簡素化について規定。
- ・ その他所要の改正（国内基準に対する所要の改正を含む）

具体的な内容については、以下をご参照ください。

### ○ 本件で公表する自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示の一部改正案

	具体的な内容
1 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正案 [別紙 1] 新旧対照表 [別紙 2] 銀行・持株会社別紙様式（国際統一基準） [別紙 3] 信用金庫別紙様式（国際統一基準） [別紙 4] 附則	[別紙 1 (PDF:1,989K)] [別紙 2 (PDF:1,189K)] [別紙 3 (PDF:1,109K)] [別紙 4 (PDF:115K)]
2 「労働金庫法施行規則第一百四十一条第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項」の一部改正案 [別紙 5] 新旧対照表	[別紙 5 (PDF:44K)]
3 「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項」等の一部改正案 [別紙 6] 新旧対照表	[別紙 6 (PDF:846K)] [別紙 7 (PDF:1,112K)] [別紙 8 (PDF:65K)]



[別紙 7] 農林中央金庫別紙様式 [別紙 8] 附則	
4 「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案 [別紙 9] 新旧対照表 [別紙 10] 商工組合中央金庫別紙様式 [別紙 11] 附則	[別紙 9 (PDF : 843K)] [別紙 10 (PDF : 1, 178K)] [別紙 11 (PDF : 65K)]
5 「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」の一部改正案 [別紙 12] 新旧対照表 [別紙 13] 最終指定親会社別紙様式 ※附則は上記 [別紙 4] 参照	[別紙 12 (PDF : 507K)] [別紙 13 (PDF : 1, 188K)]

(注) 上記の告示の改正は、平成 30 年 3 月 31 日から適用します。

## ○ 本件で公表する監督指針案

	具体的な内容
1 主要行等向けの総合的な監督指針 (案) [別紙 14] 新旧対照表	[別紙 14 (PDF : 407K)]
2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (案) [別紙 15] 新旧対照表	[別紙 15 (PDF : 385K)]
3 系統金融機関向けの総合的な監督指針 (案) [別紙 16] 新旧対照表	[別紙 16 (PDF : 422K)]
4 漁業系統信用事業における総合的な監督指針 (案) [別紙 17] 新旧対照表	[別紙 17 (PDF : 139K)]
5 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 [別紙 18] 新旧対照表	[別紙 18 (PDF : 118K)]

(注) 上記の監督指針の改正は、平成 30 年 3 月 31 日から適用します。

これらの案について御意見がありましたら、**平成 29 年 7 月 24 日 (月) 12 時 00 分 (必着)** までに、氏名 (法人その他の団体にあつては名称)、職業 (法人その他の団体にあつては業種)、連絡先 (住所、電話番号又は電子メールアドレス) 及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話によるご意見はご遠慮願います。

氏名 (法人その他の団体にあつては名称) については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、ご承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、御意見の内容に個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述があ

る場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

電話番号等の御意見に付記された個人情報、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するために利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。\(e-Govへリンク\)](#)

#### 御意見の送付先

別紙 1～11 について 金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3726）

別紙 12、13、18 について 金融庁監督局証券課（内線 3255）

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関 3-2-1

中央合同庁舎第 7 号館

ファックス：03-3506-6116

URL：<http://www.fsa.go.jp/>

---

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

別紙 1～11、14～17 について 金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3726）

別紙 12、13、18 について 金融庁監督局証券課（内線 3255）

---

※ 別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧ください。

平成 29 年 6 月 30 日  
 金融庁

**金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る  
 第 3 の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）の公表について**

金融庁では、今般、第 3 の柱に関する告示（「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等）及び監督指針（「主要行等向けの総合的な監督指針」等）の一部改正（案）を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件については、平成 28 年 4 月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第 3 の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行うものです。

本件の概要は以下のとおりです。

**【開示に関する改正】※国際統一基準に適用される規定**

○第 3 の柱に関する告示：主に、金利リスクに係る定量的開示項目について、開示様式を規定。

○監督指針：金利リスクに係る定性的開示項目（リスク管理方針やリスク算定手法）の開示における留意点を規定。

（注）平成 29 年 6 月 23 日に公表された「[自己資本比率規制（第 3 の柱）に関する告示等の一部改正（案）](#)」等における改正案の一部改正を行う。

**【モニタリングに関する改正】**

○監督指針：対話の対象となる金融機関の選定方法（重要性テストの基準及び追加的分析の目線）及び選定された金融機関に対する対話の取組み方針等を規定、並びにその他所要の改正。

具体的な内容については、以下をご参照ください。

**○ 本件で公表する開示に関する告示の一部改正案**

	具体的な内容
1 「『銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項』等の一部改正案（未公布）」の一部改正案 [別紙 1] 新旧対照表 [別紙 2] 銀行・持株会社別紙様式（国際統一基準）	<a href="#">[別紙 1 (PDF:157K)]</a> <a href="#">[別紙 2 (PDF:495K)]</a> <a href="#">[別紙 3 (PDF:604K)]</a>

<p>[別紙3] 信用金庫別紙様式 (国際統一基準)      ※6月23日に公表した「<a href="#">自己資本比率規制 (第3の柱) に関する告示等の一部改正 (案)</a>」等 (未公布)のうち、  <a href="#">「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」</a>等の一部改正案 (PDF: 1,989KB) の一部改正</p>	
<p>2 「『農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項』の一部改正案 (未公布)」の一部改正案      [別紙4] 新旧対照表      [別紙5] 農林中央金庫別紙様式      ※6月23日に公表した「<a href="#">自己資本比率規制 (第3の柱) に関する告示等の一部改正 (案)</a>」等 (未公布)のうち、  <a href="#">「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項」</a>等の一部改正案 (PDF: 846KB) の一部改正</p>	<p>[別紙4 (PDF:69K)]  <a href="#">[別紙5 (PDF:604K)]</a></p>
<p>3 「『経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項』の一部改正案 (未公布)」の一部改正案      [別紙6] 新旧対照表      [別紙7] 商工組合中央金庫別紙様式      ※6月23日に公表した「<a href="#">自己資本比率規制 (第3の柱) に関する告示等の一部改正 (案)</a>」等 (未公布)のうち、  <a href="#">「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」</a>の一部改正案 (PDF: 843KB) の一部改正</p>	<p>[別紙6 (PDF:98K)]  <a href="#">[別紙7 (PDF:603K)]</a></p>
<p>4 「『金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件』の一部改正案 (未公布)」の一部改正案      [別紙8] 新旧対照表      [別紙9] 最終指定親会社別紙様式      ※6月23日に公表した「<a href="#">自己資本比率規制 (第3の柱) に関する告示等の一部改正 (案)</a>」等 (未公布)のうち、  <a href="#">「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」</a>の一部改正案 (PDF: 507KB) の一部改正</p>	<p>[別紙8 (PDF:58K)]  <a href="#">[別紙9 (PDF:607K)]</a></p>

(注) 上記の告示の改正は、平成30年3月31日から適用します。

○ 本件で公表する開示に関する監督指針案

	具体的な内容
<p>1 「主要行等向けの総合的な監督指針（案）（未公布）」の一部改正案            [別紙 10] 新旧対照表            ※6月23日に公表した「<a href="#">自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）</a>」等（未公布）のうち、<a href="#">主要行等向けの総合的な監督指針（案）</a>（PDF：407KB）の一部改正</p>	[ <a href="#">別紙 10 (PDF:174K)</a> ]
<p>2 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）（未公布）」の一部改正案            [別紙 11] 新旧対照表            ※6月23日に公表した「<a href="#">自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）</a>」等（未公布）のうち、<a href="#">中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）</a>（PDF：385KB）の一部改正</p>	[ <a href="#">別紙 11 (PDF:174K)</a> ]
<p>3 「系統金融機関向けの総合的な監督指針（案）（未公布）」の一部改正案            [別紙 12] 新旧対照表            ※6月23日に公表した「<a href="#">自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）</a>」等（未公布）のうち、<a href="#">系統金融機関向けの総合的な監督指針（案）</a>（PDF：422KB）の一部改正</p>	[ <a href="#">別紙 12 (PDF:174K)</a> ]

（注）上記の監督指針の改正は、平成30年3月31日から適用します。

○ 本件で公表するモニタリングに関する監督指針案

	具体的な内容
<p>1 主要行等向けの総合的な監督指針（案）            [別紙 13] 新旧対照表</p>	[ <a href="#">別紙 13 (PDF:266K)</a> ]
<p>2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）            [別紙 14] 新旧対照表</p>	[ <a href="#">別紙 14 (PDF:283K)</a> ]
<p>3 系統金融機関向けの総合的な監督指針（案）            [別紙 15] 新旧対照表</p>	[ <a href="#">別紙 15 (PDF:285K)</a> ]
<p>4 漁業系統信用事業における総合的な監督指針（案）            [別紙 16] 新旧対照表</p>	[ <a href="#">別紙 16 (PDF:287K)</a> ]
<p>5 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）            [別紙 17] 新旧対照表</p>	[ <a href="#">別紙 17 (PDF:85K)</a> ]

（注）上記の監督指針の改正は、平成30年3月31日から適用します。ただし、国内基準への適用については、上記案の文中においてこれと異なる適用期日が定められている場合には、その定めによります。

これらの案について御意見がありましたら、平成 29 年 7 月 31 日（月）12 時 00 分（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）、職業（法人その他の団体にあつては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話によるご意見はご遠慮願います。

氏名（法人その他の団体にあつては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、ご承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、御意見の内容に個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

電話番号等の御意見に付記された個人情報、御意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するために利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov へリンク）](#)

#### 御意見の送付先

別紙 1～7、10～11 について	金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3725）
別紙 8、9、17 について	金融庁監督局証券課（内線 3255）
別紙 13 について	金融庁監督局銀行第一課（内線 3753）
別紙 14 について	金融庁監督局銀行第二課（内線 3681）
別紙 14～16 について	金融庁監督局総務課協同組織金融室（内線 3315）

郵便：〒100-8967  
東京都千代田区霞が関 3-2-1  
中央合同庁舎第 7 号館  
ファックス：03-3506-6116  
URL：<http://www.fsa.go.jp/>

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

別紙 1～7、10～12 について	金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3725）
別紙 8、9、17 について	金融庁監督局証券課（内線 3255）
別紙 13 について	金融庁監督局銀行第一課（内線 3753）
別紙 14 について	金融庁監督局銀行第二課（内線 3681）
別紙 14～16 について	金融庁監督局総務課協同組織金融室（内線 3315）

※ 別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧ください。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先  
(平成 28 事務年度)

1. 信用リスク

(1) 先進的内部格付手法【1 金庫】

- ・ 農林中央金庫

(2) 基礎的内部格付手法【4 持株会社及び 4 行】

- ・ めぶきフィナンシャルグループ
- ・ 池田泉州ホールディングス
- ・ 西日本フィナンシャルホールディングス
- ・ ソニーフィナンシャルホールディングス
- ・ 池田泉州銀行
- ・ 西日本シティ銀行
- ・ ソニー銀行
- ・ 北九州銀行

(3) 期待エクスポージャー方式【1 持株会社及び 2 行】

- ・ みずほフィナンシャルグループ
- ・ みずほ銀行
- ・ みずほ信託銀行

2. オペレーショナル・リスク

(1) 粗利益配分手法【1 持株会社】

- ・ 西日本フィナンシャルホールディングス

資料9-6-1

# 経営健全化計画履行状況報告

平成28年12月



○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画
新生	※340	※196	※359	494	210	355	416	241	360

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。  
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画
新生	14.20	14.09	13.08	8,095	7,997	8,303	56,982	56,727	63,457

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画
新生	10	10	10	2,210	2,254	2,330	26,620	13,675	28,700	30,857	15,692	32,400	70,148	35,865	76,100

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画
新生	169	84	200	169	84	200	34	32	40	22	-	-	489	481	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	28年9月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)	28年9月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)
新生	883	3,343	145	10

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績
新生	50	41	271	267	26	39	347	348	▲ 242	4

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(28/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,715	4,166	2,500

(注) 公的資金注入額ベース

資料9-6-2

# 経営健全化計画履行状況報告

平成29年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績
新生	※340	※359	※335	494	355	329	416	360	434

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。  
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績
新生	14.20	13.08	13.06	8,095	8,303	8,124	56,982	63,457	62,200

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績
新生	10	10	10	2,210	2,330	2,207	26,620	28,700	26,925	30,857	32,400	31,467	70,148	76,100	71,783

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績
新生	169	200	167	169	200	167	34	40	32	22	-	-	489	495	482

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	29年3月期 計画(対前期比)	29年3月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)	29年3月期 実績(対前期比)
新生	3,343	2,918	10	133

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績
新生	50	30	271	36	26	38	347	104	▲ 242	21

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(29/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,875	4,166	2,500

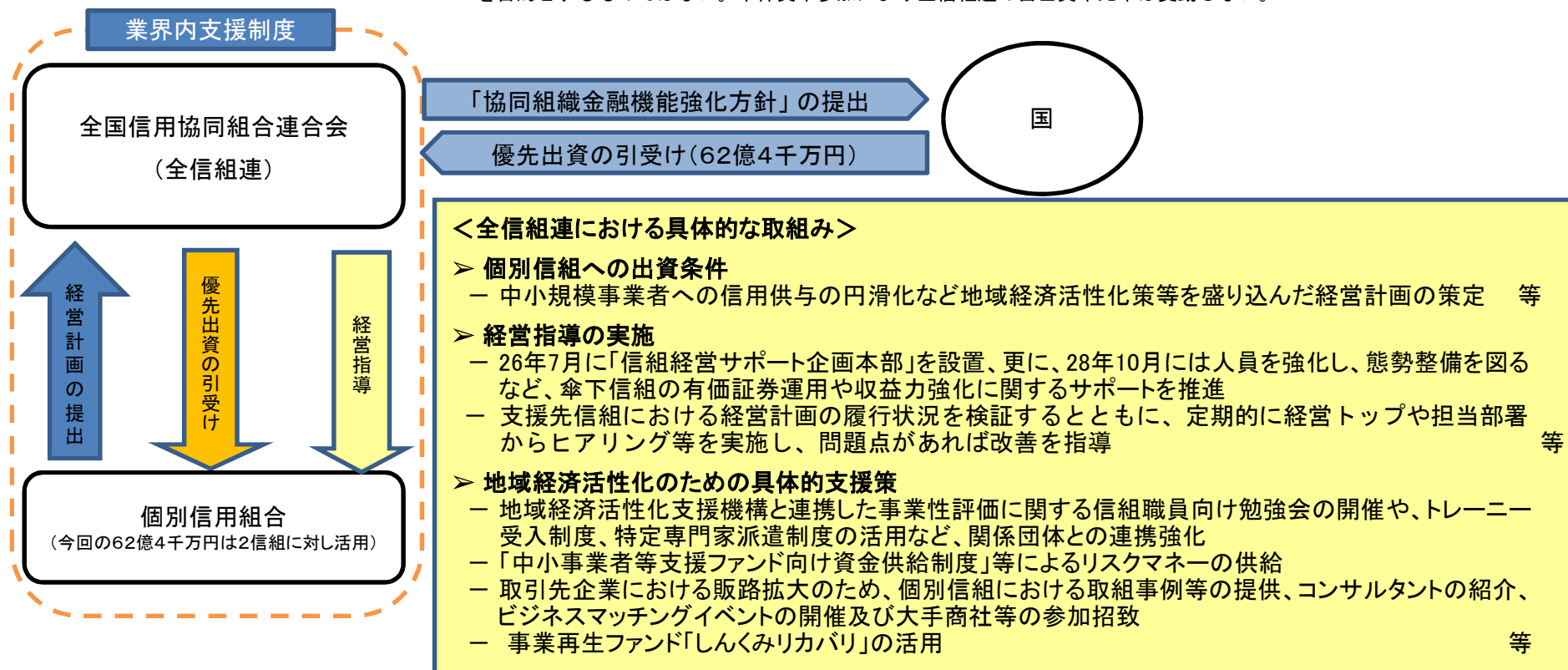
(注)公的資金注入額ベース

## 金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要 (平成28年11月25日(金)決定)

		全国信用協同組合連合会 (東京都中央区)
預金残高	(28/3末)	5兆8,289億円
貸出金残高	(28/3末)	9,405億円
自己資本比率	(28/3末)	25.68%
資本参加額		62億4千万円※
優先出資の配当率		Tibor(12ヶ月)+0.32%

### 【参考】資本参加スキーム

※ 資本参加は傘下信組への出資に活用するため申し込まれたものであり、全信組連の資本増強・収益性向上を目的とするものではない。本件資本参加により全信組連の自己資本比率は変動しない。





## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 28 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜中央信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

## 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成28年3月期の履行状況の概要

### 1. 経営改善の目標

#### 1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	15	15	11	▲ 4	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	42	44	47	+ 5	+ 3	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	72	78	+ 7	+ 6	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	62	63	66	+ 3	+ 3	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、役員取引等利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	16	15	12	▲ 3	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	109	93	97	▲ 12	+ 4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	31	31	24	▲ 6	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	37	38	45	+ 7	+ 6	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	27	22	24	▲ 3	+ 2	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	5	6	3	▲ 1	▲ 2	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	32	33	28	▲ 3	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	1.08	1.28	1.45	+ 0.37	+ 0.17	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	3.62	6.02	9.28	+ 5.66	+ 3.26	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.73	1.95	2.54	+ 0.81	+ 0.59	資金利益が貸出金残高の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	1.93	1.98	2.30	+ 0.36	+ 0.31	資金利益が有価証券利息配当金の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	64.08	64.04	<b>67.26</b>	+ 3.18	+ 3.22	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	56.61	58.55	<b>56.06</b>	▲ 0.55	▲ 2.49	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	64.33	64.08	<b>65.44</b>	+ 1.11	+ 1.36	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係費用の増加等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	60.55	60.71	<b>60.80</b>	+ 0.25	+ 0.09	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	56.46	62.90	<b>58.81</b>	+ 2.35	▲ 4.09	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	59.78	62.72	<b>61.52</b>	+ 1.74	▲ 1.20	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	67.96	69.10	<b>69.07</b>	+ 1.11	▲ 0.03	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	63.58	65.71	<b>57.94</b>	▲ 5.64	▲ 7.77	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	62.06	65.66	<b>63.94</b>	+ 1.88	▲ 1.72	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	79.59	79.04	<b>83.40</b>	+ 3.81	+ 4.36	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	53.21	53.20	<b>53.02</b>	▲ 0.19	▲ 0.18	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	79.31	76.71	<b>73.43</b>	▲ 5.88	▲ 3.28	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜中央 (信用組合)	74.13	65.66	<b>64.51</b>	▲ 9.62	▲ 1.15	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路 (信用組合)	72.57	71.98	<b>61.24</b>	▲ 11.33	▲ 10.74	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	76.20	75.21	<b>64.01</b>	▲ 12.19	▲ 11.20	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,588	1,610	<b>1,626</b>	+ 38	+ 16	貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.33	35.38	<b>35.35</b>	+ 0.02	▲ 0.03	
南日本	残高	3,016	3,116	<b>3,280</b>	+ 264	+ 164	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.40	42.33	<b>42.57</b>	+ 1.17	+ 0.24	
みちのく	残高	4,311	4,355	<b>4,561</b>	+ 250	+ 206	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.61	<b>22.23</b>	+ 1.89	+ 1.62	
第 三	残高	5,991	6,021	<b>6,185</b>	+ 193	+ 163	専担者の配置により、医療・介護分野、農林水産業分野、環境・エネルギー事業分野への取組み強化や新規事業開拓支援に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.71	<b>30.74</b>	+ 0.04	+ 0.03	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,821	1,847	<b>1,829</b>	+ 8	▲ 17	本部・営業店が一体となって休日ローラー活動等を実施したものの、小口貸出金での需要が多かったことや、期末に貸出金償却を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	44.00	<b>43.38</b>	▲ 0.22	▲ 0.62	
東 和	残高	6,432	6,562	<b>6,683</b>	+ 251	+ 121	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.59	<b>30.89</b>	▲ 0.36	▲ 0.70	
高 知	残高	3,586	3,596	<b>3,700</b>	+ 114	+ 104	「ブロック・エリア制」による営業態勢の強化や成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.48	<b>35.39</b>	+ 0.95	+ 0.91	
北 都	残高	2,715	2,748	<b>2,843</b>	+ 127	+ 94	成長分野（医療・介護や再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.17	20.20	<b>21.02</b>	+ 0.85	+ 0.82	
宮崎太陽	残高	2,243	2,340	<b>2,383</b>	+ 140	+ 43	貸出残高は事業性融資先への全先訪問等による顧客とのリレーション強化等の取組みを実施してきたことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	34.94	36.12	<b>36.10</b>	+ 1.16	▲ 0.02	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,004	1,015	<b>1,011</b>	+ 7	▲ 3	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだものの、情報収集や提案セールスが不十分であったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	28.83	<b>28.56</b>	▲ 0.09	▲ 0.27	
豊 和	残高	2,107	2,310	<b>2,294</b>	+ 187	▲ 16	貸出残高は新規事業先開拓や経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだものの、営業力が不十分であったこと等により、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	38.17	39.79	<b>40.99</b>	+ 2.82	+ 1.20	
東京厚生 (信用組合)	残高	191	195	<b>223</b>	+ 31	+ 28	貸出・回収計画のプロセスの見直しや進捗管理の強化、営業推進本部による営業店サポート体制の強化等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.09	32.30	<b>37.45</b>	+ 5.36	+ 5.15	
横浜中央 (信用組合)	残高	655	747	<b>1,189</b>	+ 533	+ 442	営業本部を中心に既存取引先における融資機会の見直しを実施するなど営業推進を行ったことにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	55.10	<b>57.06</b>	+ 3.30	+ 1.96	
釧路 (信用組合)	残高	286	306	<b>331</b>	+ 44	+ 25	営業推進体制の再構築・強化、データベースを活用した融資推進ターゲット先への営業推進のほか、成長分野への営業推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.74	<b>35.41</b>	+ 2.15	+ 1.67	
滋賀県 (信用組合)	残高	345	359	<b>396</b>	+ 50	+ 37	外部人材の活用による事業性融資先の開拓により、資金ニーズの掘り起こしを行ったこと等から貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	28.01	<b>30.79</b>	+ 3.2	+ 2.78	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5.61	5.79	7.58	+ 1.97	+ 1.79	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.06	3.34	+ 0.40	+ 0.28	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や「事業再生型WIN-WINネット業務」及び中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	10.85	11.16	+ 0.81	+ 0.31	担保・保証に過度に依存しない各種ビジネスローンや、私募債やABLの推進等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	2.11	2.13	3.15	+ 1.04	+ 1.02	創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用型融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	5.51	5.89	6.02	+ 0.51	+ 0.13	外部機関・外部専門家とも連携し、中小規模事業者への訪問等を通じた業況モニタリング等を実施し、経営改善計画の策定支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	11.72	11.75	35.34	+ 23.62	+ 23.59	「お客様応援活動」を通じたビジネスマッチングの推進や外部専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	3.02	3.08	3.93	+ 0.91	+ 0.85	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援やビジネスマッチング等に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	9.62	9.72	11.05	+ 1.43	+ 1.33	商談会等を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	10.99	14.79	+ 4.66	+ 3.80	ビジネスマッチングシステムを活用した販路拡大支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援や経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	14.55	17.97	21.93	+ 7.38	+ 3.96	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、外部専門家との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	4.45	5.09	7.23	+ 2.78	+ 2.14	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	3.06	5.53	13.26	+ 10.20	+ 7.73	債権譲渡担保融資など担保・保証に依存しない融資等を積極的に推進したほか、事業会社との連携による開業資金の貸出等に努めたことから、計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	6.14	8.42	9.33	+ 3.19	+ 0.91	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や各地域の中小企業再生支援協議会や弁護士等の外部専門家と連携した経営改善の取組みを継続したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	2.46	2.65	3.55	+ 1.09	+ 0.90	中小企業再生支援協議会や外部コンサルタント等の外部機関との連携を強化するほか、本部と営業店が一体となり取引先の経営改善支援に取り組んだことから計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	29.02	29.22	31.75	+ 2.73	+ 2.53	担保等に依存しない融資、中小企業再生支援協議会など外部専門家との連携強化による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

## 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成28年3月期の実施状況の概要

### 1. 経営改善の目標

#### 1) 資金利益

(単位:億円)

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	184	168	171	▲ 12	+ 3	当初の想定よりファンドの配当金が増加したことから、資金利益は計画を上回った。

#### 2) 一営業店当たり資金量

(単位:億円)

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	5,832	6,188	6,476	+ 644	+ 287	9営業店体制を維持しつつ効率的な業務運営を行ったほか、個別信用組合からの預金の預入が増加したことから、一営業店当たり資金量は計画を上回った。

### 2. 中小企業金融の円滑化の目標

#### 1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	残高	1,538	1,618	+ 80	本部と営業店が連携し、特定信用組合（資本支援を行った5つの信用組合）に対し既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓等を促し、各組合において積極的な営業推進を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	25.96	27.27	+ 1.31	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

#### 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	6.04		6.50	+ 0.46	特定信用組合において、日本政策金融公庫との業務提携により質の高い経営改善支援の実施に向けた態勢整備を進めたほか、中小企業再生支援協議会と連携し、DDS等の事業再生支援に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

## 金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 28 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 平成28年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	100億円(24年9月)

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本店のほか4分室の宮城県内5拠点体制の「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙山圏の仲介機能を拡充するため、「仙台法人グループ」と「山形法人グループ」を27年10月に、「庄内法人グループ」を28年4月に新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソリューション業務や成長分野に対する機能強化と営業店支援強化を図るため、28年4月に「ビジネスソリューション部」を新設</li> <li>営業店サポートを強化するため、27年10月に地区母店への審査役の駐在や2地区2審査役体制を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域応援部」、「地域応援部地方創生推進室」、「融資部企業経営支援室」にて、各営業店に対する本部サポートを実施</li> <li>地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、27年度より「店別営業戦略」を実施</li> </ul>
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ統一ツールである「じもとビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(27年度下期成約件数:46件)(仙台銀行、きらやか銀行)</li> <li>28年4月に「事業性評価シート」の様式をグループで統一し、データ蓄積を開始(仙台銀行、きらやか銀行)</li> <li>27年10月に地域経済活性化と地方創生を目的とした「じもと創生本業支援ファンド」を日本政策投資銀行と協働し組成(28年3月 ファンド第1号案件)(仙台銀行、きらやか銀行)</li> <li>「宮城県よろず支援拠点」と連携し、外部専門家や営業店職員が参加する本業支援検討会を毎月開催(仙台銀行)</li> <li>27年10月に新設した戦略チームによる営業店サポートにより、事業承継やM&amp;A支援等を実施(きらやか銀行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種イベントの企画・開催等を通じて、「観光」と「食」をメインとした復興支援を実施し、地域経済の活性化に継続して貢献</li> <li>地域経済の面的再生に向けたトップライン改善支援策の一つとして、様々な分野のセミナーや交流商談会等を定期的に企画・開催(27年度下期:計10回)</li> <li>顧客ごとに事業内容や成長可能性等を適切に評価するため、「事業性評価シート」を作成し、営業店と本部が連携して、解決策を検討・提案</li> <li>28年1月に地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」を子会社である筑波総研を運営会社として設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年7月より「事業性評価シート」を作成開始。企業を多面的に評価し、企業の実情に応じたアドバイスを行うことにより、企業とのリレーションを強化</li> <li>27年11月に「岩手県よろず支援拠点」と連携し、定期相談会を開催(27年度下期:計8回)</li> <li>28年3月に地元自治体(計3市町)と「地方創生に関する連携協定」を締結し、農林水産業に対し、質の高い支援を展開</li> <li>「アグリビジネス」「医療・介護ビジネス」、「海外ビジネス」について、ファンド等を活用した支援を継続実施</li> <li>28年2月に「次代を担う後継者の育成」を目的に、後継者セミナー「とうぎん社長の道場」を開催</li> </ul>	
被災者向け新規融資	事業性 4,819先/1,552億円 消費性 2,544先/177億円	1,364件/385億円 148件/18億円	22,048件/2,531億円 9,016件/694億円	3,267件/795億円 412件/66億円
被災者向け条件変更	事業性 248先/152億円 消費性 284先/35億円	641件/200億円 104件/18億円	3,624件/915億円 177件/17億円	1,076件/189億円 75件/9億円
【参考】28/3期の貸出金残高	6,531億円	1兆247億円	1兆6,028億円	5,167億円
産業復興機構の活用	決定27先/検討中1先	—	決定12先	決定56先/検討中11先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定58先/検討中6先	決定7先	決定20先/検討中4先	決定53先/検討中18先
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件/検討中2件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は平成28年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年6月末時点)



## 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成28年3月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「融資部経営支援課」を設置(27年3月)し、27年度は支援先82先のうち25先を重点支援先とし、営業店と連携のうえ経営改善支援に取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業支援部と営業店の連携強化を図るため、27年11月、各営業店に支援担当者1名任命し、経営改善支援等の取組みを強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方版総合戦略」の推進を積極支援するため、「地方創生支援部」を設置(27年4月)し、営業店と連携のうえ地元自治体や大学等との産官学金連携に取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方版総合戦略」の円滑な施策実施を支援するため、「地方創生推進部会」を設置(27年7月)し、地元自治体の有識者会議等に参画</li> </ul>
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年9月「2015 よい仕事おこしフェア」、27年11月「ビジネスマッチ東北2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。</li> <li>27年11月、「みやしん職域サポートローン」の取扱いを開始。今後も、シニア向け・住宅・自動車・教育等、被災エリアの顧客ニーズが高い融資商品を拡充し、早期復興を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年11月「ビジネスマッチ東北2015」、28年2月「スーパーマーケットトレードショー2016」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。</li> <li>28年3月、木質バイオマス熱電併給事業施設建設にかかる日本政策金融公庫、信金中金等との協調融資に際し、融資先の財務基盤強化・資金繰り安定化を図るため、融資額の一部に資本性借入金を活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年11月「ビジネスマッチ東北2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。</li> <li>地元の水産加工業者に対し、復興支援ファンド「しんきんの絆」を活用し、28年1月に資本性ローンによる支援を実施。</li> <li>27年11月に設立された農産物の生産・加工・販売を一貫して手掛ける事業者に対し、同年12月「しんきん創業・新規事業支援融資」を活用した融資を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>27年9月「2015 よい仕事おこしフェア」、27年11月「ビジネスマッチ東北2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。</li> <li>平成28年3月、米国「メットライフ財団」及び国内NPO「プラネットファイナンスジャパン」と共同で「メットライフ復興事業みらい基金」を創設。当基金の復興支援プログラムとして、利子補給による融資商品の取扱いを開始。</li> </ul>
被災者向け 新規融資	957先/144億円	1,709先/387億円	942先/380億円	1,102先/445億円
被災者向け 条件変更	496先/40億円	366先/30億円	838先/97億円	339先/47億円
【参考】 28/3期の貸出金残高	139先/77億円	121先/61億円	213先/101億円	407先/243億円
産業復興機構の活用	73先/6億円	291先/11億円	105先/13億円	445先/35億円
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	314億円	473億円	653億円	719億円
個人版私的整理 ガイドラインの活用	決定24先	決定26先	決定34先/検討中 1先	決定 5先
	決定46先	決定25先/検討中 2先	決定50先/検討中22先	決定 5先
	成立10件	成立26件/検討中15件	成立39件/検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成28年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年6月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成28年3月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別の復興状況に合わせ、休日融資相談会の開催方法を変更するとともに、個別訪問活動の人員を増加し取組を強化(23年4月以降の相談受付:3,369件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用する支店長公募制度により累計7名を登用(28年4月末現在7名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化(26年12月)</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(27年度:32先、28年度:28先予定)</li> <li>・融資部による「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(23年4月以降の延滞解消:1,280先)</li> <li>・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を29年3月末まで延長</li> <li>・震災後取扱停止としていた事業者向けカードローンの取扱いを再開(27年11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(27年度:87先、28年度:10先(5月末現在))</li> <li>・「中小企業・小規模事業者の経営支援に関する覚書」を締結(26年7月)した福島県中小企業団体中央会と連携し、「ものづくり補助金」に係る合同個別相談会及び中小企業等支援施策説明会を実施</li> <li>・会員相互の事業活性化、業況拡大を目的としたビジネスマッチング交流会を開催し、22件の商談が成約(27年10月)</li> <li>・全信組連などと共同で地域活性化ファンドを設立(27年10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チームなすしん」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援(15先を再選定、累計109先)</li> <li>・業務提携をした中小企業診断士や専門家により、事業再生等を支援(27年5月末:8先)</li> <li>・「栃木県よろず支援拠点」等と連携し、小規模事業者の経営改善や事業引継ぎ等を支援</li> <li>・経営スキルを磨くことにより地元経済の将来的な安定的継続・発展に寄与することを目的とした勉強会「なすしん経営塾」を開催(27年度4回開催)</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	554先/187億円 273先/43億円	165先/246億円 67先/10億円	2,738件(449先)/260億円 90件(62先)/2億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	406先/114億円 193先/16億円	203先/228億円 68先/8億円	2,402件/292億円 118件/16億円
【参考】 28/3期の貸出金残高		344億円	1,023億円	388億円
産業復興機構の活用		決定5先	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定2先	決定7先/検討中1先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成28年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年6月末時点)

## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 28 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜中央信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

## 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成28年9月期の履行状況の概要

### 1. 経営改善の目標

#### 1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	15	8	2	▲ 10	▲ 5	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	42	22	19	▲ 2	▲ 2	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	71	38	34	▲ 3	▲ 4	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	62	31	27	▲ 8	▲ 4	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	109	48	48	▲ 13	+ 0	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	31	15	8	▲ 13	▲ 6	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	37	20	13	▲ 11	▲ 7	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	27	10	11	▲ 4	+ 0	貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	28	9	8	▲ 11	▲ 1	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、28年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	64.08	63.91	<b>73.16</b>	+ 9.08	+ 9.25	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、資金利益が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	56.61	59.11	<b>55.49</b>	▲ 1.12	▲ 3.62	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、国債等債券損益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	64.33	63.08	<b>71.45</b>	+ 7.12	+ 8.37	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、国債等債券関係損益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	60.55	60.70	<b>63.61</b>	+ 3.06	+ 2.91	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	59.78	61.79	<b>57.90</b>	▲ 1.88	▲ 3.89	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、国債等債券売却益を計上したこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	67.96	68.52	<b>70.73</b>	+ 2.77	+ 2.21	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、役務取引等利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	63.58	67.46	<b>66.06</b>	+ 2.48	▲ 1.40	資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	62.06	66.34	<b>64.65</b>	+ 2.59	▲ 1.69	国債等債券売却損を計上したこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	53.02	61.10	<b>64.45</b>	+ 11.43	+ 3.35	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,588	1,621	<b>1,479</b>	▲ 108	▲ 141	企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだものの、資金ニーズの掘り起こしが不十分であったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.33	35.62	<b>33.00</b>	▲ 2.33	▲ 2.62	
南日本	残高	3,016	3,141	<b>3,310</b>	+ 294	+ 169	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.40	42.47	<b>42.50</b>	+ 1.10	+ 0.03	
みちのく	残高	4,311	4,390	<b>4,780</b>	+ 469	+ 390	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.44	<b>22.62</b>	+ 2.28	+ 2.18	
第 三	残高	5,991	6,041	<b>6,283</b>	+ 291	+ 241	専担者の配置により、医療・介護分野、農林水産業分野、環境・エネルギー事業分野への取組み強化や新規事業開拓支援に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.80	<b>31.32</b>	+ 0.62	+ 0.52	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,821	1,855	<b>1,815</b>	▲ 5	▲ 39	役職員が一丸となって積極的な営業推進活動を展開し、取引先への訪問営業を徹底したものの、債権売却を実施したことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	44.02	<b>41.45</b>	▲ 2.15	▲ 2.57	
東 和	残高	6,432	6,627	<b>6,767</b>	+ 335	+ 140	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.56	<b>30.73</b>	▲ 0.52	▲ 0.83	
高 知	残高	3,586	3,601	<b>3,744</b>	+ 157	+ 143	「ブロック・エリア制」による地域に密着した活動の強化や成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.51	<b>35.47</b>	+ 1.03	+ 0.96	
北 都	残高	2,715	2,764	<b>2,821</b>	+ 105	+ 57	貸出残高は成長分野（医療・介護や再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組みを強化したことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	20.17	20.22	<b>20.05</b>	▲ 0.12	▲ 0.17	
宮崎太陽	残高	2,243	2,360	<b>2,398</b>	+ 155	+ 38	貸出残高は事業性融資先への全先訪問等による顧客とのリレーション強化等の取組みを実施してきたことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	34.94	36.11	<b>36.10</b>	+ 1.16	▲ 0.01	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,004	1,020	<b>996</b>	▲ 8	▲ 23	取引先への訪問を強化したものの、資金需要の掘り起こしにつながる情報収集が十分でなく、資金ニーズを捉えた融資推進や提案セールスが実施できなかったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	28.91	<b>27.91</b>	▲ 0.74	▲ 1.00	
豊 和	残高	2,294	2,310	<b>2,267</b>	▲ 26	▲ 42	新規事業先開拓や経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだものの、資金ニーズの掘り起こしが不十分であったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	41.35	<b>40.19</b>	▲ 0.8	▲ 1.16	
東京厚生 (信用組合)	残高	223	224	<b>225</b>	+ 1	+ 0	営業推進本部を軸とする営業店サポート体制の強化や店舗特性に応じた業務運営の推進等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	37.68	<b>37.90</b>	+ 0.45	+ 0.22	
横浜中央 (信用組合)	残高	1,189	1,220	<b>1,339</b>	+ 149	+ 119	営業本部を二部に分け、営業推進態勢の見直しを図り、取引先への訪問頻度を高めるなど、積極的な営業推進活動を行ったことにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	57.06	56.87	<b>61.39</b>	+ 4.33	+ 4.52	
釧路 (信用組合)	残高	286	307	<b>339</b>	+ 53	+ 32	営業推進体制の再構築・強化、データベースを活用した融資推進ターゲット先への営業推進等、本部・営業店が一体となって営業推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.85	<b>36.37</b>	+ 3.11	+ 2.52	
滋賀県 (信用組合)	残高	345	364	<b>405</b>	+ 59	+ 40	融資推進先の見直しを行い、外部人材の活用による事業性融資先の開拓により、資金ニーズの掘り起こしを行ったこと等から貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	28.57	<b>30.70</b>	+ 3.11	+ 2.13	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5.61	5.84	8.95	+ 3.34	+ 3.11	課題解決型提案営業の実施により、外部支援機関との連携によるソリューション提案やビジネスマッチング等の本業支援に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.08	3.03	+ 0.09	▲ 0.05	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や「事業再生型WIN-WINネット業務」及び外部機関との連携等による経営改善支援に取り組んだものの、取引先総数が計画以上に増加したことから、計画を下回った。
みちのく	10.35	11.00	11.48	+ 1.13	+ 0.48	担保・保証に過度に依存しない各種ビジネスローンや、私募債やABLの推進等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	2.11	2.14	3.22	+ 1.11	+ 1.08	創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用型融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	5.51	5.91	6.34	+ 0.83	+ 0.43	外部機関・外部専門家と連携した経営改善支援や、動産担保融資など担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	11.72	11.84	33.48	+ 21.76	+ 21.64	「お客様応援活動」を通じたビジネスマッチングの推進や外部専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	3.02	3.07	4.43	+ 1.41	+ 1.36	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援やビジネスマッチング等に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	9.62	9.76	10.19	+ 0.57	+ 0.43	創業支援や事業承継支援が計画を下回ったことから経営改善支援先数が計画を下回ったものの、高齢化に伴う廃業者数の増加等により取引先企業総数が減少したことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	12.85	13.82	+ 3.69	+ 0.97	ビジネスマッチングシステムを活用した販路拡大支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援や経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	14.55	13.85	14.30	▲ 0.25	+ 0.45	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	7.23	7.24	6.38	▲ 0.85	▲ 0.86	創業・新事業開拓支援や経営相談、事業再生・承継は計画を上回ったものの、資金需要の低迷などにより担保・保証に過度に依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	13.26	13.31	13.93	+ 0.67	+ 0.62	業域取引先を中心とした債権譲渡担保融資など担保・保証に依存しない融資等を積極的に推進したほか、事業会社との連携による開業資金の貸出等に努めたことから、計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	9.33	11.39	12.24	+ 2.91	+ 0.85	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導のほか、中小企業再生支援協議会や弁護士等の外部専門家と連携した経営改善の取組みを継続したことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	2.46	2.68	3.11	+ 0.65	+ 0.43	中小企業再生支援協議会や外部コンサルタント等の外部機関との連携を強化するほか、本部と営業店が一体となり取引先の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	29.02	29.26	33.12	+ 4.10	+ 3.86	担保等に依存しない融資、中小企業再生支援協議会など外部専門家との連携強化による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

## 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成28年9月期の実施状況の概要

### 1. 中小企業金融の円滑化の目標

#### 1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同 組合連合会	残高	1,538	1,707	+ 168	本部と営業店が連携し、特定信用組合（資本支援を行った5つの信用組合）に対し既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓等を促し、各組合において積極的な営業推進を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	25.96	27.49	+ 1.53	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

#### 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績			
全国信用協同組合 連合会	6.04	7.30	+ 1.26	特定信用組合において、日本政策金融公庫と業務提携し、質の高い経営改善支援の実施に向けた態勢整備を進めたほか、中小企業再生支援協議会等と連携し、DDS等の事業再生支援に取り組んだことから、計画始期を上回った。	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値



## 金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 28 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 平成28年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	100億円(24年9月)

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本店のほか4分室の宮城県内5拠点体制の「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙山圏の仲介機能を拡充するため、「仙台法人グループ」と「山形法人グループ」を27年10月に、「庄内法人グループ」を28年4月に新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソリューション業務や成長分野に対する機能強化と営業店支援強化を図るため、28年4月に「ビジネスソリューション部」を新設</li> <li>営業本部と融資部が連携し、営業店が融資案件の方針をスムーズに決定できるように、営業方針協議会を活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域応援部」、「地域応援部地方創生推進室」、「融資部企業経営支援室」にて、各営業店に対する本部サポートを実施</li> <li>地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施</li> </ul>	
	② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(28年度上期成約件数:68件)(仙台、きらやか)</li> <li>両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(28年度上期協調・紹介融資実績:14件)(仙台、きらやか)</li> <li>27年10月に地域経済活性化と地方創生を目的とした「じもと創生本業支援ファンド」を日本政策投資銀行と協働し組成(28年12月 第2号案件)(仙台、きらやか)</li> <li>店舗が再開していない津波被災地(石巻市)での顧客利便性の確保を図るため、巡回型移動店舗による営業(仙台)</li> <li>じもとグループ間での新規開拓のノウハウや情報交換を目的とした人事交流の実施(仙台、きらやか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種イベントの企画・開催等を通じて、「観光」と「食」をメインとした復興支援を実施し、地域経済の活性化に継続して貢献</li> <li>県外他行の取引先も参加したビジネス交流商談会の開催(28年10月)により、広域マッチングの機会を提供</li> <li>28年度上期から事業性評価の対象先の拡大を図るとともに、「事業性評価シート」を活用し、企業のライフステージを見極め、営業店と本部が連携して、解決策を検討・提案</li> <li>28年1月に地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」を設立(28年9月 第2号案件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業性評価シート」を作成し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進</li> <li>28年上期に地元自治体(計4市町)と「地方創生に関する連携協定」を締結し、農林水産業に対し、質の高い支援を展開</li> <li>28年上期より、営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットワークを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施</li> <li>外部機関との連携や各種研修等を通じて、中小企業診断士や農林水産業に係る専門資格者の養成等、コンサルティング機能を発揮できる人材育成の強化を図る取組みを実施</li> </ul>	
被災者向け 新規融資		事業性 消費性	5,237先/1,695億円 2,943先/195億円	1,379件/389億円 149件/18億円	26,874件/3,349億円 9,840件/864億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 297先/35億円	643件/200億円 104件/18億円	3,627件/915億円 177件/17億円	1,084件/190億円 75件/9億円
【参考】 28/9期の貸出金残高		6,564億円	9,991億円	1兆6,305億円	5,118億円
産業復興機構の活用		決定27先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定62先/検討中 4先	決定 7先	決定23先/検討中 2先	決定54先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立42件/検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は平成28年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年12月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成28年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「みやしん駅前相談プラザ」において、融資等に関する休日・夜間の相談対応を引き続き実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28年9月、復興支援部内の「法人営業推進担当」を業務部へ移管し、営業推進態勢を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28年7月、被災した顧客が仙台市において事業再開する例が増えていること等を踏まえ、営業エリアに仙台市を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28年7月、帰宅困難区域を除く避難指示区域の避難指示解除(29年3月予定)を踏まえ、浪江支店の営業を再開</li> </ul>	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>28年4月、外部機関の専門的な知見を活用するため、日本冷凍食品協会を招き「食品表示法対応セミナー」を開催。</li> <li>地方創生に積極的に関与するため、28年6～11月、地方創生や産業振興に関する連携協定等を地公体等と締結(宮古市、山田町、宮古商工会議所、釜石商工会議所)。</li> <li>28年8月に発生した台風10号に関する各種相談等に全店に対応し、特別利子補給制度の取扱いを開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28年7月、地域活性化等のため東京東信金と業務提携に関する協定を締結。</li> <li>28年8月、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の事業主体である気仙沼市や気仙沼商工会議所等と連携し、地域の創業を促進する施策を実施。</li> <li>28年9月、TKC東北会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」を締結し、事業者に対するコンサルティング機能の強化や経営計画の策定支援等について協働。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28年度から、ジェットロが展開する「新輸出大国コンソーシアム」の専門家派遣や輸出支援メニューを活用し、新規創業先に対するサポート等を実施。</li> <li>28年度、企業支援課と営業店が連携して経営改善を行う先として67先を選定し、宮城県商工会連合会や中小企業基盤整備機構の制度等を活用して支援。</li> <li>28年9月、融資取引先の増加等を目的に、地域性や顧客ニーズ等を基準に営業店を3グループに位置付け対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>28年7月、福島相双復興官民合同チームより講師を招聘し、被災事業者支援に係る勉強会を開催。</li> <li>28年8月、「第1回新現役復興支援交流会」を主催し、シニア人材・専門家による地元中小企業の経営課題解決を支援。</li> <li>28年9月、地域への円滑な資金供給を目的として、事業主および個人のミドルリスク先を対象とし、無担保での取扱いを可能とした「地方創生ローン」の取扱いを開始。</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,022/156億円 529先/44億円	1,870先/432億円 430先/36億円	960先/398億円 897先/108億円	1,233先/501億円 368先/52億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	149先/80億円 74先/6億円	121先/61億円 294先/11億円	214先/101億円 107先/13億円	418先/250億円 446先/35億円
【参考】 28/9期の貸出金残高		310億円	485億円	639億円	740億円
産業復興機構の活用		決定24先	決定26先	決定34先/検討中1先	決定5先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46先	決定26先	決定53先/検討中19先	決定5先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立11件	成立26件/検討中15件	成立39件/検討中2件	成立2件

※ 計数は平成28年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年12月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成28年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客からの要望を受け、数店舗で実施していた休日融資相談会に代えて、28年10月より全店舗で週1回、夜間融資相談会を実施(23年4月以降の相談受付:4,518件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用するため、24年3月より、職員自身が支店長に応募する「支店長公募制度」を導入し、累計7名を支店長等に登用(28年11月末現在)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結したほか、各補助金採択を支援するため民間のコンサル会社とも提携を結び、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化</li> </ul>
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興相談センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(28年11月末:25先)</li> <li>・融資部において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(23年4月以降の延滞解消:1,277先)</li> <li>・経営改善支援委員会において、経営改善計画書を徴求した大口与信先等の改善状況を把握し、営業店に対し、問題点の解決策等の指導提案を実施</li> <li>・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を29年3月末まで延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家により経営課題解決に向けた相談会を開催(27年度:87先、28年度:50先(11月末現在))</li> <li>・事業計画策定から融資後のフォローアップまでをトータルサポートする創業・新事業支援資金を提供(28年11月末までに10名が起業)</li> <li>・外部機関との連携により専門家派遣を実施し、新事業開発やマッチング提案を実施</li> <li>・全信組連などと共同で設立した地域活性化ファンドによる投資を実施(28年11月末:1先)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用組合業界において開発した信用リスク管理システムを活用し、保証会社を付けない独自の融資商品の取扱いを開始(28年4月)</li> <li>・震災復興をさらに推し進めるため、事業再生支援部署の人材配置を見直し、各支援先へのモニタリング体制を強化</li> <li>・他信用組合と連携協力に関する協定を締結し、事業の相互利用促進・販路の拡大等を支援</li> </ul>
被災者向け 新規融資	事業性 572先/194億円 消費性 280先/45億円	171先/268億円 67先/10億円	2,958件(452先)/283億円 107件(72先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 422先/120億円 消費性 194先/16億円	211先/230億円 68先/8億円	2,567件/304億円 125件/17億円
【参考】 28/9期の貸出金残高	360億円	1,021億円	381億円
産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定3先	決定7先/検討中1先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成28年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年12月末時点)

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【豊和銀行】

(平成28年9月16日(金)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (28/3期)	計画終期 (31/3期)	始期比	新計画における主な取組み
豊和銀行 (26年3月) [160億円]	コア業務純益	28	30	1	<p>○地域への徹底支援による地方創生への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「経営改善応援ファンド」による積極的な資金供給</li> <li>「販路開拓コンサルティング」の展開による本業支援</li> </ul> <p>○営業力・収益力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>営業店事務の本部集中化</li> <li>販路開拓支援室による販路開拓コンサルティングの推進</li> <li>ソリューション支援室による営業サポート</li> </ul> <p>○経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内外大学との連携強化による採用強化など</li> <li>業績貢献に応じたメリハリある賞与支給など</li> <li>業務改善委員会の活用による営業店事務の本部集中化など</li> </ul>
	業務粗利益経費率	53.02	53.01	▲ 0.01	
	中小企業向け貸出残高	2,294	2,600	306	
	同 貸出比率	40.99	44.37	3.38	
	経営改善支援先割合	7.23	7.83	0.60	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【筑波銀行・東北銀行】

(平成28年9月16日(金)公表)

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
<b>筑波銀行</b> (23年9月) [350億円]	<p><b>○体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ビジネスソリューション部を新設し、付加価値の高い金融サービスを提供する機能を強化</li> <li>- 震災復興委員会を継続設置し、「地域振興支援プロジェクト『あゆみ』」に基づく支援を実施</li> </ul> <p><b>○具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業性融資全先担当制による顧客接点の強化に基づいたコンサルティング営業の実践などによる事業性融資への取組み強化</li> <li>- 事業性評価をベースとした各種提案力の強化による新たな資金供給手法への取組み強化</li> <li>- ①経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業、②DDS、債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生を必要とする企業、③震災復興機構活用先など、経営改善・事業再生が進んできた企業に対する支援を継続・強化</li> <li>- 地域資源を活かした地域活性化への取組み強化</li> <li>- 自治体等外部機関と連携した取組みや「産官学金労言」連携に基づく取組み</li> <li>- 企業のライフステージに合わせたサポートの強化</li> <li>- 幅広い金融サービスを提供できる人材の育成</li> </ul>
<b>東北銀行</b> (24年9月) [100億円]	<p><b>○体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 渉外行動基準の見直しによる「行動の質重視」の渉外営業を展開</li> <li>- 「本業支援研究会」や「ソリューション営業コンテスト」の開催による、事業性評価についての行員のレベルアップ</li> <li>- 営業店業績評価項目の見直しにより、営業店や個人の本業支援に対する意識を向上</li> </ul> <p><b>○具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業性評価により顧客の事業を正しく理解し、役に立つ本業支援・金融支援により、顧客の売上・利益の向上に取り組む</li> <li>①起業・創業支援、②6次産業化支援、③マッチング支援、④営業支援、⑤経営改善支援</li> <li>- 復興から次のステージに向けて、新たな課題に直面している地域や中小企業を支援</li> <li>①東日本大震災事業者再生支援機構等と連携した経営相談の強化</li> <li>②債権者間での調整等、中小企業支援協議会を活用した支援</li> <li>- 地域の特性である農林水産業を起点とした、地域産業の創出、成長へ向けた支援</li> <li>①「とうぎんAFFクラブ」、「とうぎんアグリセミナー」等の活用によるアグリビジネス支援</li> <li>②「とうぎん医療介護ニュース」による情報発信などによる医療・介護ビジネス支援</li> </ul>

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【東京厚生信用組合・横浜中央信用組合】

(平成28年9月16日(金)公表)

(単位：億円、%)

信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (28/3期)	計画終期 (31/3期)	始期比	新計画における主な取組み
東京厚生 信用組合 (26年3月) [50億円]	コア業務純益	1	1	0	<p>○貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 営業推進本部長を理事長からプロパー役員に変更し、顧客とのリレーションを活かした営業力を強化</li> <li>－ 業域取引の拡大に向け、「福祉・医療開拓推進室」を戦略本部機能に特化させるとともに、本店に業域取引に詳しい人材を配置し、営業店サイドの推進体制を強化</li> </ul> <p>○人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 外部研修への派遣増員や職場内クロストレーニング（一時的な人事交流）等を通じ、人材力を強化</li> </ul> <p>○信用リスク管理の一層の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 総与信額1億円以上の先について「融資審議会」における理事長以下常勤役員による審議・決裁体制を継続するほか、破綻懸念先以下や大口貸出先等について審査部によるモニタリング体制を整備し、信用リスク管理を一層強化</li> </ul> <p>○経営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 戦略的・効率的な要員配置や営業店事務の効率化・合理化等を通じて、経営の効率化を推進</li> </ul>
	業務粗利益経費率	73.43	73.24	▲ 0.19	
	中小企業向け貸出残高	223	239	15	
	同 貸出比率	37.45	39.34	1.89	
	経営改善支援先割合	13.26	13.46	0.2	
横浜中央 信用組合 (26年3月) [190億円]	コア業務純益	9	9	0	<p>○営業態勢の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 営業本部をエリア別の二部体制とし、顧客への訪問頻度を一層高めてメイン化を推進</li> <li>－ 営業店主体による営業推進態勢の構築（最終の第4ステップ）に向け、まずは営業店がリテール・個人ローンに注力する態勢（第3ステップ）を構築</li> </ul> <p>○取引先の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 営業本部の二部体制により、顧客との信頼関係を一層強め、情報・ニーズの把握を通じて取引先を拡大</li> <li>－ 営業店長に対する営業推進の意識付けの徹底を図り、業種分散や小口取引先の獲得に注力</li> </ul> <p>○信用コスト削減のための取組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 取引先の実態把握を強化し、キャッシュフロー重視の貸出審査、1億円以上の新規案件に係る審査部への事前協議、及び内部限度額や個社別クレジットリミットの超過案件等の常勤理事会での協議を継続し、信用リスク管理を強化</li> </ul>
	業務粗利益経費率	64.51	63.98	▲ 0.53	
	中小企業向け貸出残高	1,189	1,370	180	
	同 貸出比率	57.0	57.5	0.5	
	経営改善支援先割合	9.33	13.33	4	

# 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【宮古信用金庫・気仙沼信用金庫】

(平成28年9月16日(金)公表)

信用金庫名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
<b>宮古信用金庫</b> (24年2月) [100億円]	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部・営業店間の情報共有及び営業店支援を強化し、潜在的な顧客ニーズの発掘及び課題解決に向けた提案力を強化</li> <li>仮店舗で営業している山田支店について、山田町の復興計画に併せて、平成29年度を目途に新築移転を予定</li> <li>外部機関が主催する研修やセミナー等に積極的に職員を派遣。また、職員の提案スキルを高めるため、渉外担当者向けのロールプレイング研修を実施</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担保または保証に過度に依存しない融資の促進(事業性評価に基づく融資等の促進)</li> <li>復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用</li> <li>信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進</li> <li>経営相談、指導・助言、セミナーの開催および外部機関との連携・協力関係の構築</li> <li>外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用(中小企業再生支援協議会、産業復興機構、(独)中小企業基盤整備機構、いわて企業支援ネットワーク、いわて中小企業支援プラットフォーム等)</li> <li>事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援</li> <li>営業店・本部一体による相談対応、M&amp;Aによる事業承継支援</li> <li>「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会」に参画。営業推進部地域支援課を中心に、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援</li> </ul>
<b>気仙沼信用金庫</b> (24年2月) [150億円]	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「復興支援部」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化</li> <li>震災以降の市街地形成の状況等に配慮しながら、顧客の利便性向上に向けた店舗網の再整備を推進</li> <li>外部機関が主催する研修やセミナー等に積極的に職員を派遣。また、経営改善・事業再生等をテーマとした実務研修、庫内トレーニー制度の実施、営業店におけるOJTの推進、担当役員・本部部長等による営業店への臨店指導を実施</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担保または保証に過度に依存しない融資の促進(事業性評価に基づく融資等の促進)</li> <li>復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用</li> <li>信用金庫業界、(一財)気仙沼しんきん復興支援基金等と連携した販路拡大に向けたきめ細かな各種支援</li> <li>経営相談、指導・助言、セミナーの開催および外部機関との連携・協力関係の構築</li> <li>外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用(中小企業再生支援協議会、産業復興機構、(独)中小企業基盤整備機構、TKC東北会、宮城県よろず支援拠点)</li> <li>事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援</li> <li>営業店・本部一体による相談対応、M&amp;Aによる事業承継支援</li> <li>「けせんぬま創生戦略会議」に参画。気仙沼市及び気仙沼商工会議所等との連携を図り、復興支援部を中心に、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援</li> </ul>



# 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤ 【石巻信用金庫・あぶくま信用金庫】

(平成28年9月16日(金)公表)

信用金庫名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
<b>石巻信用金庫</b> (24年2月) [180億円]	<p>○復興に資する方策の実施態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 「復興支援課」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化</li> <li>－ 課題解決型金融の強化に向けた営業店渉外体制の構築により顧客との重要な接点のひとつである営業店体制を再構築</li> <li>－ 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、課題解決型金融サービスの実現に向けた人材を育成、強化</li> </ul> <p>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進(事業性評価に基づく融資等の促進)</li> <li>－ 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用</li> <li>－ 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進</li> <li>－ 石巻市の「創業支援事業計画」における創業支援事業者としての対応</li> <li>－ 石巻専修大学、東北大学等と連携した「いしのまきイノベーション企業家塾」の継続的な開催</li> <li>－ 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用(中小企業再生支援協議会、産業復興機構、(独)中小企業基盤整備機構等)</li> <li>－ 事業再生支援の取組みについて、中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援</li> <li>－ 営業店・本部一体による相談対応、M&amp;Aによる事業承継支援</li> <li>－ 「東松島市復興まちづくり計画市民委員会」への参画。石巻専修大学「研究プロジェクト」に職員を派遣し、石巻圏域におけるモノの流れ等を共同研究し、産学官金連携のもと、地域産業の活性化に取組み</li> </ul>
<b>あぶくま信用金庫</b> (24年2月) [200億円]	<p>○復興に資する方策の実施態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 「お客様サポート室」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化</li> <li>－ 今後予定される避難指示解除に向け、地域の復興・創生を果たす上で、顧客との重要な接点のひとつである営業店体制を再構築</li> <li>－ 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、コンサルティング機能を発揮等するために必要な専門的スキル・ノウハウを持った人材を育成、強化</li> </ul> <p>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進(事業性評価に基づく融資等の促進)</li> <li>－ 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用</li> <li>－ 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進</li> <li>－ 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用(福島県中小企業再生支援協議会、宮城県中小企業再生支援協議会、福島産業復興機構、宮城産業復興機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)ゆめサポート南相馬)</li> <li>－ 事業再生支援の取組みについて、中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援</li> <li>－ 営業店・本部一体による相談対応、M&amp;Aによる事業承継支援</li> <li>－ 南相馬市、新地町、広野町、亘理町の委員会等への参画。南相馬市、相馬市、新地町、浪江町、亘理町と地域密着総合連携協定を締結。地方創生推進部会を中心とした、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援</li> </ul>

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑥【相双五城信用組合・いわき信用組合・那須信用組合】

(平成28年9月16日(金)公表)

信用組合名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
<b>相双五城信用組合</b> (24年1月) [160億円]	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 中小規模事業者の様々な融資相談に対応する「ローンセンター」を設置(相馬西支店、亘理支店)し、融資業務に精通するベテラン職員を配置</li> <li>－ 顧客利便性の向上のため、ローンセンターにおいて休日融資相談会を開催</li> <li>－ 被災した個人顧客の戸別訪問を強化するほか、事業者に対して毎週水曜日を事業所開拓専門日として重点的に訪問</li> <li>－ 地方公共団体による「地方創生」事業への積極的な参画</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 経営改善支援コーディネーター(顧問中小企業診断士)の派遣、「福島県産業振興センター」の専門家派遣支援等を活用</li> <li>－ 事業者向け復興融資等、被災者向け融資商品の取扱期間を延長(29年3月末まで)</li> <li>－ 事業再生ファンド(福島産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等)等を引き続き活用するほか、個人版私的整理ガイドラインの周知や利用勧奨を継続</li> <li>－ 職域提携により、提携先従業員の住宅建設やマイカー購入等の資金需要に対し優遇商品にて対応</li> </ul>
<b>いわき信用組合</b> (24年1月) [200億円]	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 業務企画部(創生支援担当部署)を与信関連部署と同一フロアに集約し、営業店を含め情報共有化等一層の連携強化を通じ、復興・地域創生の取組みを強化</li> <li>－ 取引先の利便性向上等に向け、必要な店舗戦略の見直しを実施</li> <li>－ 支店長公募制度(24年3月～、現在7名を登用)を継続し、復興や営業力強化に高い意欲・意識を持った支店長を積極的に登用</li> <li>－ 顧問の中小企業診断士など専門家を活用した相談機能の充実</li> <li>－ 震災対応融資商品の提供に加え、無担保型住宅ローン等の新たな資金ニーズに対応した新商品開発等を通じ、営業体制を充実</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 営業地域内でビジネスマッチング交流会を開催するほか、営業地域外への販路開拓に向けた物産展や商談会への出展を支援</li> <li>－ 創業・新事業支援資金「フロンティア」のほか、地域振興ファンド「磐城国(いわきのくに)地域新興投資事業有限責任組合」、クラウドファンディングの推進を通じ、創業・新事業支援の取組みを強化</li> </ul>
<b>那須信用組合</b> (24年3月) [70億円]	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 事業再生計画の策定支援を行う「事業再生支援チームなすしん」を「事業再生・地域活性化支援チームなすしん」に改称し、事業支援を通じた地域活性化の取組みを強化</li> <li>－ 純新規先を中心に融資開拓活動を行う「チームHOT(ハッスル応援チーム)」の人員を増強し、円滑な信用供与に取り組むとともに、事業再生・地域活性化支援チームなすしんと連携し、取引先の再生支援を強化</li> <li>－ 日本政策金融公庫との業務連携・協力等により、創業・経営サポートサービスを提供する態勢を整備</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ビジネスマッチングを通じて、取引先の新たな販路や仕入先の開拓を積極的に支援</li> <li>－ 事業承継に伴う税制・法務等の課題に対する支援を行うため、外部機関・専門家との連携を強化</li> <li>－ 会員向け勉強会「なすしん経営クラブ」やクラウドファンディングを通じ、創業・新規事業支援への取組みを強化</li> </ul>

## 金融機関における貸付条件の変更等の状況

### ◆ 貸付条件の変更等の状況(平成29年3月末時点)

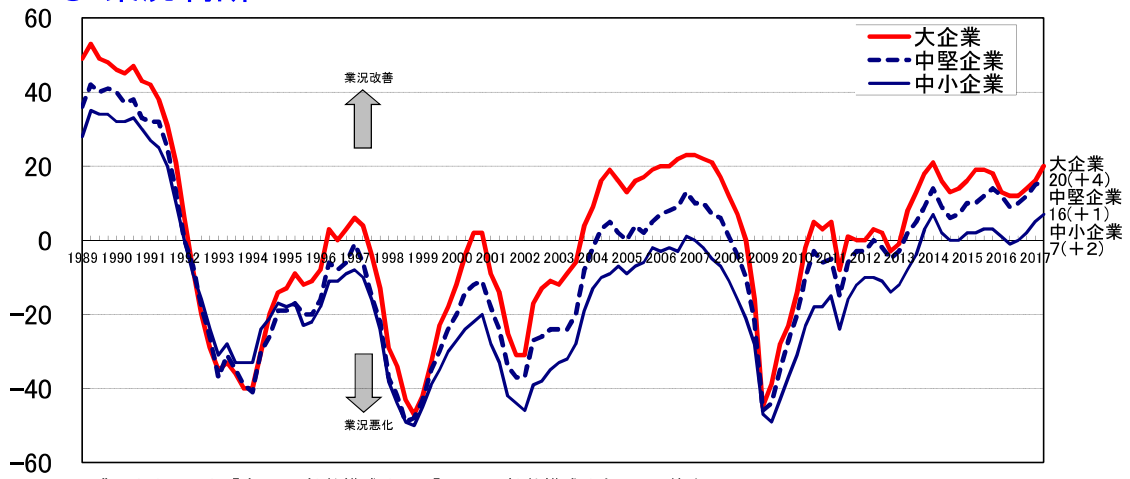
(単位:件)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1368)	8,479,957	8,081,481	176,849	97.9%
【住宅ローン】 金融機関合計(1368)	493,518	411,079	34,668	92.2%

(注)上記金融機関(1368)は、銀行(140)、信用金庫(265)、信用組合(152)、労働金庫(14)、系統金融機関(797)の合計。

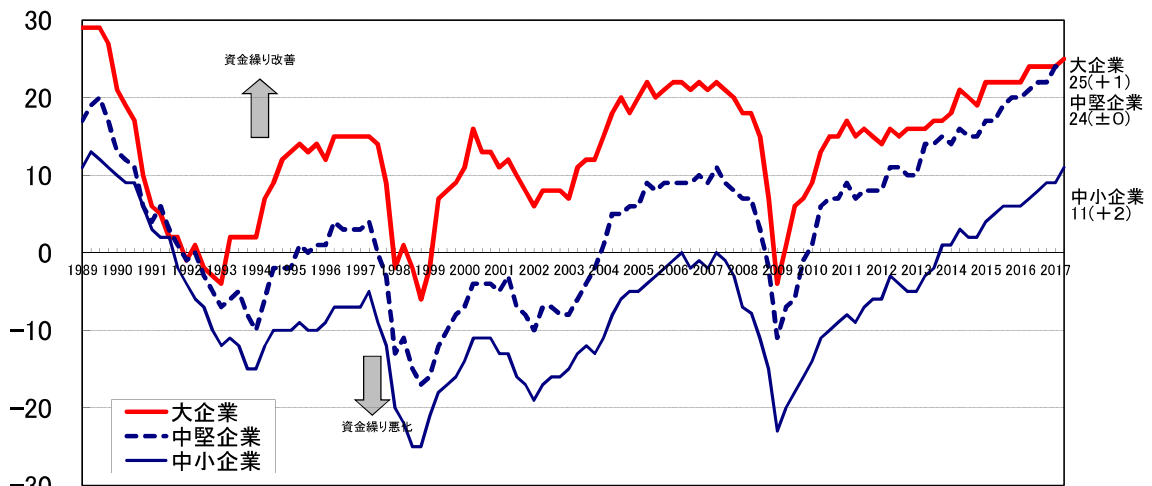
## 日銀短観D.I.の推移

### ○業況判断



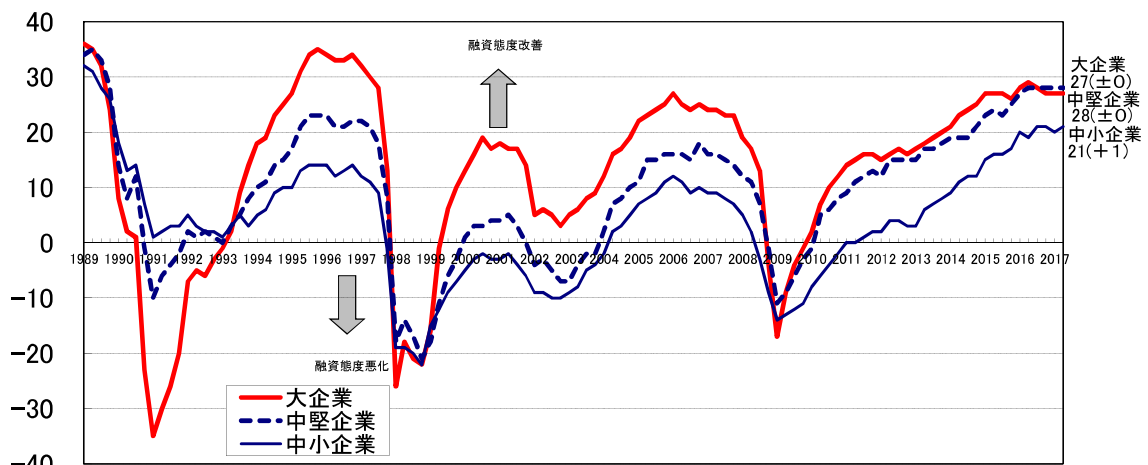
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

### ○資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

### ○金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2017年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2017年3月)との比較)

資料9-7-3 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2015.01	284.8	2.9	175.6	2.7	109.2	3.3
2015.02	285.6	3.2	175.7	2.9	109.9	3.8
2015.03	289.1	3.0	179.8	2.4	109.4	4.0
2015.04	283.7	2.6	175.4	2.9	108.2	2.3
2015.05	283.7	2.9	175.5	3.0	108.2	2.8
2015.06	286.1	2.7	177.0	3.2	109.1	2.1
2015.07	286.2	3.3	176.9	3.5	109.4	2.9
2015.08	286.3	3.1	176.8	3.0	109.5	3.3
2015.09	290.7	2.9	180.7	3.1	110.0	2.5
2015.10	288.3	3.3	179.5	4.3	108.8	1.8
2015.11	290.0	2.7	179.4	3.3	110.6	1.8
2015.12	294.8	2.6	183.5	3.4	111.3	1.3
2016.01	293.6	3.1	181.9	3.6	111.7	2.4
2016.02	292.2	2.3	180.4	2.7	111.8	1.7
2016.03	296.5	2.6	185.8	3.4	110.7	1.2
2016.04	292.3	3.0	183.4	4.5	108.9	0.6
2016.05	290.9	2.6	181.5	3.4	109.4	1.1
2016.06	291.9	2.0	183.1	3.4	108.8	▲ 0.2
2016.07	292.7	2.3	184.5	4.3	108.2	▲ 1.1
2016.08	292.3	2.1	183.8	4.0	108.5	▲ 0.9
2016.09	296.8	2.1	186.4	3.2	110.3	0.3
2016.10	294.9	2.3	184.7	2.9	110.2	1.3
2016.11	297.7	2.6	185.5	3.4	112.2	1.4
2016.12	303.1	2.8	189.8	3.4	113.4	1.8
2017.01	301.6	2.7	187.9	3.3	113.8	1.8
2017.02	302.1	3.4	187.8	4.1	114.3	2.2
2017.03	306.2	3.3	193.6	4.2	112.6	1.7
2017.04	303.2	3.7	191.9	4.7	111.3	2.2
2017.05	302.3	3.9	190.9	5.2	111.4	1.8
2017.06	303.9	4.1	192.6	5.2	111.3	2.3

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

## 不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

### 1. 主要行の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	26年度末	27年度末	28年度末
ABL	5,556	5,354	5,890
財務制限条項を活用した融資	632,673	705,967	745,184

(注) 主要行: 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、新生銀行及びあおぞら銀行の9行。

### 2. 地域金融機関の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	26年度末	27年度末	28年度末
ABL	12,941	17,737	21,890
財務制限条項を活用した融資	150,632	156,329	183,688

(注) 地域金融機関: 地方銀行106行、信用金庫265金庫、信用組合151組合の計522金融機関。

民間金融機関<sup>(※1)</sup>における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成27年度	平成28年度
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	425,709	475,563
② 経営者保証の代替的な融資手法 <sup>(※2)</sup> を活用した件数	407	533
③ 保証契約を解除した件数 <sup>(※3)</sup>	31,701	41,742
④ 合計【④ = ①+②+③】	457,817	517,838

	平成27年度	平成28年度
⑤ 保証金額を減額した件数	15,852	16,361

	平成27年度	平成28年度
⑥ メイン行 <sup>(※4)</sup> としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	207	231

	平成27年度	平成28年度
⑦ 新規融資件数	3,574,408	3,517,402
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	11.9%	13.5%

## 【代表者の交代時における対応】

	平成28年10月～29年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	1,824
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	5,741
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	4,820
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	11,488

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行106行、信用金庫265金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合152組合(全国信用組合連合会を含む)の合計555機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。

※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。

※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注) 平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。また、平成28年10月以降から調査項目に、代表者の交代時における対応(⑨～⑫)を追加している。

- 金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを「参考事例集」として取りまとめ、平成26年6月に公表。同年12月、27年7月、12月及び29年4月に取組み事例を追加した改訂版を公表

< 掲載事例（51事例（29年4月改訂後）） >

I. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例（21事例）

- ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例
- ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例
- 運転資金への短期融資に係る事例
- 解除・停止条件付保証契約を活用した事例

II. 適切な保証金額の設定に関する事例（4事例）

III. 既存の保証契約の適切な見直しに関する事例（9事例）

- 事業承継に伴い保証契約を見直した事例 等

IV. 保証債務の整理に関する事例（17事例）

- 中小企業再生支援協議会を活用した事例
- 特定調停を活用した事例
- REVICを活用した事例 等



平成 28 年 12 月 6 日  
金 融 庁

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮

し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 平成 28 年熊本地震等による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。
- (6) 上記（1）から（5）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

平成 29 年 2 月 27 日  
金 融 庁

## 年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、一部に改善の遅れも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

### 記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外

部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 平成 28 年熊本地震等による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。
- (6) 上記（1）から（5）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	50	29	73	68	925	705	76	918	877	41	7
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	-
26年度	262	114	32	21	1	0	6	4	301	141	46	297	286	11	4
27年度	336	133	24	24	13	9	9	6	382	174	45	360	355	5	22
4月～6月	73	20	1	1	-	-	-	-	74	21	29	68	67	1	6
7月～9月	79	47	-	-	1	0	-	-	80	47	59	77	77	-	3
10月～12月	124	44	17	21	10	9	7	3	158	78	49	146	143	3	12
1月～3月	60	21	6	1	2	0	2	2	70	26	38	69	68	1	1
28年度	229	79	24	6	5	3	3	2	261	91	34	239	235	4	22
4月～6月	66	15	7	0	-	-	-	-	73	16	21	71	68	3	2
7月～9月	79	27	5	2	1	0	1	1	86	31	37	86	85	1	-
10月～12月	56	21	8	2	3	2	2	0	69	26	38	64	64	-	5
1月～3月	28	15	4	0	1	0	-	-	33	16	51	18	18	-	15
計	4,422	3,629	1,286	1,311	422	364	391	379	6,521	5,685	87	6,377	6,128	249	144
構成比	67.8%	63.8%	19.7%	23.1%	6.5%	6.4%	6.0%	6.7%	100.0%	100.0%		100.0%	96.1%	3.9%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.2%(4,203件/4,369件)、地方銀行96.5%(1,184件/1,227件)、第二地方銀行96.3%(395件/410件)、信金等93.3%(346件/371件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													補償		補償しない	
												計	全額	75%又は一部		
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	710	347	6,922	3,236	46	6,893	3,337	969	2,587	29
19年度	3,468	1,363	1,154	620	209	89	486	216	5,317	2,290	43	5,317	2,127	852	2,338	-
20年度	3,507	1,580	994	520	178	120	436	207	5,115	2,429	47	5,110	1,811	908	2,391	5
21年度	4,234	1,874	1,069	624	213	153	532	301	6,048	2,954	48	6,039	1,774	1,517	2,748	9
22年度	4,456	2,418	1,160	871	304	207	695	480	6,615	3,977	60	6,604	1,654	2,086	2,864	11
23年度	3,705	1,814	918	641	216	144	522	334	5,361	2,935	54	5,349	1,223	1,453	2,673	12
24年度	2,873	1,224	615	397	119	78	303	183	3,910	1,883	48	3,905	806	845	2,254	5
25年度	2,771	1,187	463	288	73	35	199	122	3,506	1,634	46	3,498	594	700	2,204	8
26年度	2,369	1,037	413	220	77	55	198	153	3,057	1,467	48	3,027	570	602	1,855	30
27年度	2,085	1,070	471	354	100	39	201	182	2,857	1,647	57	2,793	582	719	1,492	64
4月～6月	537	261	140	102	30	10	40	41	747	416	55	730	170	150	410	17
7月～9月	605	300	127	96	22	7	47	24	801	429	53	793	166	212	415	8
10月～12月	518	273	119	76	20	5	69	66	726	421	58	708	135	211	362	18
1月～3月	425	235	85	78	28	14	45	50	583	379	65	562	111	146	305	21
28年度	2,594	1,548	560	420	96	72	372	309	3,622	2,351	64	2,919	422	885	1,612	703
4月～6月	604	357	130	90	23	17	67	55	824	521	63	803	143	222	438	21
7月～9月	630	342	157	127	20	9	63	60	870	539	61	816	123	268	425	54
10月～12月	657	402	128	98	24	17	101	87	910	606	66	819	100	251	468	91
1月～3月	703	445	145	104	29	28	141	107	1,018	685	67	481	56	144	281	537
計	39,284	19,328	11,632	7,457	2,385	1,444	5,655	3,457	58,956	31,687	53	58,061	18,457	12,404	27,200	895
構成比	66.6%	61.0%	19.7%	23.5%	4.0%	4.6%	9.6%	10.9%	100.0%	100.0%		100.0%	31.8%	21.4%	46.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等42.2%(16,358件/38,762件)、地方銀行74.3%(8,345件/11,226件)、第二地方銀行74.3%(1,753件/2,358件)、信金等77.3%(4,265件/5,515件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

(別紙3)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	61	42	10	7	12	14	187	214	114	184	110	74	3
24年度	80	63	50	73	8	1	12	12	150	151	100	148	93	55	2
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	132	90	42	1
26年度	63	34	23	13	3	0	12	24	101	71	71	96	61	35	5
27年度	46	39	37	7	11	10	9	5	103	64	62	82	29	53	21
4月～6月	15	10	4	0	4	8	3	0	26	20	79	26	11	15	-
7月～9月	10	9	12	2	6	2	1	1	29	15	52	23	7	16	6
10月～12月	9	12	19	2	1	0	1	3	30	19	64	16	3	13	14
1月～3月	12	6	2	1	-	-	4	0	18	8	48	17	8	9	1
28年度	31	12	15	5	-	-	6	2	52	20	39	37	25	12	15
4月～6月	5	2	5	1	-	-	2	0	12	5	41	9	5	4	3
7月～9月	5	1	2	0	-	-	2	1	9	3	36	8	6	2	1
10月～12月	15	6	7	3	-	-	2	0	24	10	44	17	14	3	7
1月～3月	6	1	1	0	-	-	-	-	7	1	26	3	-	3	4
計	1,555	3,463	1,212	1,477	162	237	373	461	3,302	5,639	170	3,105	1,258	1,847	197
構成比	47.1%	61.4%	36.7%	26.2%	4.9%	4.2%	11.3%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	40.5%	59.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.9%(683件/1,488件)、地方銀行32.6%(365件/1,119件)、第二地方銀行42.3%(63件/149件)、信金等42.1%(147件/349件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

(別紙4-1)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	-	-	1	1	149	151	101	149	104	45	-
25年度	1,870	1,941	66	189	14	76	4	4	1,954	2,212	113	1,947	1,775	172	7
26年度	1,120	1,234	141	390	23	150	124	415	1,408	2,191	155	1,399	1,175	224	9
27年度	1,161	1,426	191	343	25	129	165	545	1,542	2,444	158	1,516	1,281	235	26
4月～6月	283	409	68	124	1	1	55	155	407	691	169	403	331	72	4
7月～9月	301	468	29	84	5	49	70	276	405	879	217	403	343	60	2
10月～12月	148	155	47	64	11	67	24	90	230	378	164	218	172	46	12
1月～3月	429	392	47	69	8	10	16	22	500	494	98	492	435	57	8
28年度	559	567	111	303	17	96	61	135	748	1,101	147	639	540	99	109
4月～6月	252	224	18	24	-	-	11	8	281	257	91	275	231	44	6
7月～9月	84	115	25	102	2	7	10	14	121	239	198	117	94	23	4
10月～12月	161	161	38	110	9	53	28	100	236	427	180	208	188	20	28
1月～3月	62	65	30	65	6	34	12	11	110	176	160	39	27	12	71
計	5,532	6,027	596	1,516	101	518	394	1,206	6,623	9,269	139	6,449	5,445	1,004	174
構成比	83.5%	65.0%	9.0%	16.4%	1.5%	5.6%	5.9%	13.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.4%	15.6%	100.0%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.8%(4,639件/5,470件)、地方銀行84.5%(529件/627件)、第二地方銀行66.3%(55件/83件)、信金等82.8%(304件/367件)。



インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(別紙4-2)

(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	-	-	1	1	146	142	97
	25年度	1,808	1,867	48	90	4	9	3	1	1,863	1,969	105
	26年度	1,089	1,107	105	163	7	11	47	94	1,248	1,376	110
	27年度	1,106	1,023	173	277	16	33	90	127	1,385	1,462	105
	4月～6月	273	347	66	122	1	1	34	45	374	517	138
	7月～9月	267	172	20	41	1	10	37	68	325	292	90
	10月～12月	142	116	40	44	6	11	9	4	197	177	90
	1月～3月	424	386	47	69	8	10	10	8	489	474	97
	28年度	529	537	87	120	12	41	33	41	661	739	111
	4月～6月	231	199	17	20	-	-	10	6	258	226	87
	7月～9月	84	115	20	34	2	7	6	8	112	165	147
	10月～12月	155	159	26	33	8	32	10	20	199	246	123
	1月～3月	59	62	24	31	2	1	7	5	92	101	110
	計	4,759	4,825	447	704	40	97	184	273	5,430	5,901	108
構成比	87.6%	81.8%	8.2%	11.9%	0.7%	1.7%	3.4%	4.6%	100.0%	100.0%		

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(別紙4-3)

(単位:件、百万円)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	36	226	16	139	77	321	160	814	509
	27年度	55	403	18	65	9	95	75	417	157	981	625
	4月～6月	10	62	2	1	-	-	21	109	33	173	526
	7月～9月	34	295	9	43	4	39	33	208	80	586	733
	10月～12月	6	39	7	20	5	56	15	85	33	201	609
	1月～3月	5	6	-	-	-	-	6	13	11	20	183
	28年度	30	30	24	182	5	55	28	94	87	361	415
	4月～6月	21	25	1	3	-	-	1	2	23	31	135
	7月～9月	-	-	5	67	-	-	4	6	9	74	827
	10月～12月	6	2	12	77	1	21	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	4	33	5	5	18	75	419
	計	183	658	107	629	49	407	194	899	533	2,594	486
	構成比	34.3%	25.4%	20.1%	24.2%	9.2%	15.7%	36.4%	34.7%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

## 資料9-9-2

### 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成28年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

#### [表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

#### [調査結果]

##### 1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	25,317	106,072
地銀	65	65	65	39,108	112,144
第二地銀	41	41	41	11,919	29,562
その他の銀行	16	21	32	55,623	188,668
信用金庫	265	262	262	19,853	51,542
信用組合	134	64	53	2,263	5,136
労働金庫	13	13	13	1,861	8,572
計	543	474	474	155,944	501,696
農漁協等	810	808	700	12,483	22,105
総計	1,353	1,282	1,174	168,427	523,801

##### 2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	25,024	98.8%	34,500	32.5%
地銀	65	65	100.0%	37,680	96.3%	27,384	24.4%
第二地銀	41	39	95.1%	9,431	79.1%	6,211	21.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	55,617	100.0%	61,729	32.7%
信用金庫	265	208	78.5%	16,274	82.0%	8,801	17.1%
信用組合	134	46	34.3%	992	43.8%	524	10.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,861	100.0%	13	0.2%
計	543	384	70.7%	146,879	94.2%	139,162	27.7%
農漁協等	810	808	99.8%	12,380	99.2%	9,386	42.5%
総計	1,353	1,192	88.1%	159,259	94.6%	148,548	28.4%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード 発行金融 機関数①	生体認証キャッシュカード 導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード 対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュ カード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	22,057	87.1%	25,822	24.3%
地銀	65	50	76.9%	22,958	58.7%	12,566	11.2%
第二地銀	41	9	22.0%	2,495	20.9%	849	2.9%
その他の銀行	16	2	12.5%	27,364	49.2%	49,560	26.3%
信用金庫	265	79	29.8%	6,175	31.1%	2,035	3.9%
信用組合	134	11	8.2%	355	15.7%	196	3.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	543	156	28.7%	81,404	52.2%	91,028	18.1%
農漁協等	810	133	16.4%	2,001	16.0%	24	0.1%
総計	1,353	289	21.4%	83,405	49.5%	91,052	17.4%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けイン ターネットバンキ ング実施金融 機関数②	可変パスワード 導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	21	17	81.0%
信用金庫	262	261	99.6%
信用組合	64	59	92.2%
労働金庫	13	13	100.0%
計	474	464	97.9%
農漁協等	808	808	100.0%
総計	1,282	1,272	99.2%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール・アプリケーション⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	7	87.5%	5	62.5%	2	25.0%
地銀	35	53.8%	41	63.1%	29	44.6%
第二地銀	20	48.8%	26	63.4%	21	51.2%
その他の銀行	11	52.4%	8	38.1%	4	19.0%
信用金庫	245	93.5%	215	82.1%	3	1.1%
信用組合	5	7.8%	54	84.4%	29	45.3%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	336	70.9%	362	76.4%	88	18.6%
農漁協等	0	0.0%	808	100.0%	735	91.0%
総計	336	26.2%	1,170	91.3%	823	64.2%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑰		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑱	
			⑰/③		⑱/③
主要行等	8	6	75.0%	2	25.0%
地銀	65	64	98.5%	1	1.5%
第二地銀	41	35	85.4%	6	14.6%
その他の銀行	32	23	71.9%	6	18.8%
信用金庫	262	250	95.4%	12	4.6%
信用組合	53	40	75.5%	8	15.1%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	474	431	90.9%	35	7.4%
農漁協等	700	700	100.0%	0	0.0%
総計	1,174	1,131	96.3%	35	3.0%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール・アプリケーション⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	0	0.0%	6	75.0%	1	12.5%
地銀	16	24.6%	51	78.5%	11	16.9%
第二地銀	8	19.5%	27	65.9%	5	12.2%
その他の銀行	5	15.6%	18	56.3%	1	3.1%
信用金庫	233	88.9%	53	20.2%	3	1.1%
信用組合	3	5.7%	36	67.9%	3	5.7%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	265	55.9%	204	43.0%	24	5.1%
農漁協等	0	0.0%	700	100.0%	1	0.1%
総計	265	22.6%	904	77.0%	25	2.1%

## 信託会社等の新規参入状況

平成29年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	20	15	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	13	8	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	24	17	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	226	77	30	4	16	31	21	13	12	10	10	2
うち みなし信託契約代理業者	131	45	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	271	110	41	4	16	32	21	13	12	10	10	2

（注1） 外国信託会社は金融庁直轄

（注2） グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【8】社）

## 生命保険会社の平成29年3月期決算の概要

(単位:億円、%、ポイント)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	前期比
基礎収益	538,364	513,583	467,192	▲ 46,391
保険料等収入	386,574	389,620	351,829	▲ 37,791
資産運用収益	98,009	73,066	78,101	5,035
基礎費用	500,129	480,240	433,265	▲ 46,975
保険金等支払金	346,939	322,600	290,004	▲ 32,596
資産運用費用	3,075	8,549	3,515	▲ 5,034
事業費	44,968	47,046	47,266	220
基礎利益	38,235	33,342	33,927	585
キャピタル損益	5,234	333	▲ 2,330	▲ 2,663
臨時損益	▲ 8,378	▲ 5,920	▲ 4,967	953
危険準備金繰入額	3,970	2,299	2,197	▲ 102
経常利益	35,091	27,755	26,629	▲ 1,126
特別損益	▲ 6,276	▲ 5,081	▲ 5,536	▲ 455
価格変動準備金繰入額	3,805	4,926	5,366	440
当期純利益(純剰余)	15,327	13,438	13,968	530
総資産	3,672,552	3,671,678	3,755,051	83,373
有価証券含み損益	411,377	508,848	432,306	▲ 76,542
公表逆ざや額	▲ 1,200	▲ 1,174	▲ 1,091	83
ソルベンシー・マージン比率	1,020.4	989.6	965.5	▲ 24.1

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	76	77	79	2
解約失効高(兆円)	51	48	45	▲ 3
保有契約高(兆円)	961	962	970	8
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	31,066	33,188	33,048	▲ 140
うち第三分野	5,600	6,162	6,736	574
保有契約ベース	252,229	261,953	274,832	12,879
うち第三分野	57,047	59,373	62,286	2,913

(注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(27年3月期:42社、28年3月期:41社、29年3月期、41社)※かんぽ生命含む

## 損害保険会社の平成29年3月期決算の概要

(51社ベース)

(単位：億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	前期比
正味収入保険料	80,637	86,366	85,145	▲ 1,220
正味支払保険金	45,413	46,861	48,884	2,023
経常利益	7,276	8,209	8,919	710
特別損益	▲ 1,417	▲ 678	▲ 528	149
当期利益	3,739	5,777	6,538	761
総資産	315,794	314,822	322,207	7,385
有価証券 含み損益	65,665	51,973	54,297	2,323

(単位：%、ポイント)

ソルベンシー・ マージン比率	709.1	695.7	742.3	46.6
-------------------	-------	-------	-------	------

(注1) 27年3月期・28年3月期は52社ベース。29年3月期は51社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。



資料11-2-3 生命保険会社一覧表（平成29年6月30日現在41社）

生命保険会社 38社

		会社名
(21社)	相互会社 5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		第一フロンティア生命保険株式会社
		ネオファースト生命保険株式会社
		フコクしんらい生命保険株式会社
		メディケア生命保険株式会社
		ライフネット生命保険株式会社
		楽天生命保険株式会社
		みどり生命保険株式会社
		SBI生命保険株式会社
		株式会社かんぽ生命保険
損保系子会社 (損保50%以上) (4社)		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		三井住友海上あいおい生命保険株式会社
		損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (13社)		クレディ・アグリコル生命保険株式会社
		アリアンツ生命保険株式会社
		マスミューチュアル生命保険株式会社
		メットライフ生命保険株式会社
		ジブラルタ生命保険株式会社
		プルデンシャル生命保険株式会社
		プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
		アクサ生命保険株式会社
		アクサダイレクト生命保険株式会社
		エヌエヌ生命保険株式会社
		マニユライフ生命保険株式会社
		ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	AIG富士生命保険株式会社	

外国生命保険会社 3社

支店形態 (3社)	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロンバス(アフラック)
	チュールビ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

損害保険会社一覧表  
(平成29年6月30日現在52社)

損害保険会社 30社

	会 社 名
(20社)	東京海上日動火災保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (7社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	A I U損害保険株式会社
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	
生保系子会社 (生保50%以上)	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (2社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社等 21社

ア メ リ カ  (3社)	トランスアトランティック リンシュアランス カンパニー
	アールジーイー・リンシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イ ギ リ ス  (3社)	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
フ ラ ン ス  (3社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
	スコール・グローバル・ライフ・エスイー
ス イ ス  (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リンシュアランス・カンパニー・リミテッド
ル ク セ ン ブル ク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イ タ リ ア	アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ
ノ ル ウ ェ ー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
イ ン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
ド イ ツ  (3社)	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	ジェネラル・リンシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスエー
ス ペ イ ン	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨシ・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス

免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

イ ギ リ ス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
------------------	------------------

## 保険持株会社一覧表

(平成29年6月30日現在11社)

	保険持株会社名
(11社)	アニコム ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

## 生命保険会社の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年6月末現在
生命保険会社	40社	40社	39社	38社	38社	38社
+ 免許 ▲ 廃止			※合併 { +東京海上日動あんしん (26年10月) ▲東京海上日動あんしん ▲東京海上日動フィナンシャル +アクサジャパンホールディング (26年10月)(注1) ※合併 { +アクサ (26年10月) ▲アクサジャパンホールディング ▲アクサ	※合併 +オリックス (27年7月) ▲オリックス ▲ハートフォード	※再編(注2) +第一生命 (28年10月) ▲第一生命 (28年10月)	
外国生命保険会社	3社	3社	3社	3社	3社	3社
+ 免許 ▲ 廃止	▲アメリカン・ライフ・インシュア ランス・カンパニー (24年5月)					
合計	43社	43社	42社	41社	41社	41社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注1) 26年10月のアクサの合併等については、同日付(26年10月1日)で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、

②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。

(注2) 第一生命の再編については、①平成28年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。

②平成28年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに

③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。

## 損害保険会社の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年6月末日現在
損害保険会社	30社	31社	30社	30社	30社	30社
+ 免許 ▲ 廃止	+AIU損害保険 (24年10月)	+アメリカンホーム医療・損害保険 (25年11月)	※合併(26年9月) +損害保険ジャパン日本興亜 ▲損害保険ジャパン ▲日本興亜損害保険			
外国損害保険会社等 免許特定法人	24社	23社	22社	22社	21社	22社
+ 免許 ▲ 廃止		▲エイアイユー インシュアランス カンパニー(25年4月) +ザ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・スティーム・シッ プ・アシュアランス・アソシエーショ ン(ヨーロッパ)リミテッド(26年2 月)  ▲ジ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・シティー・シッ プ・アシュアランス・アソシエーショ ン(バミューダ)リミテッド(26年3 月)	▲アメリカン・ホーム・アシュアラン ス・カンパニー(26年4月)  +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エ スエー(26年6月) →ユーラーヘルメス・エスエーへ 社名変更(26年11月)  ▲ユーラーヘルメス・ドイチュラン ト・アクティエンゲゼルシャフト(26 年7月)		▲フェデラル・インシュアランス・カ ンパニー(28年9月) +コンパニア・エスパニョーラ・デ・ クレディト・イ・カウシヨン・エセ アー(28年9月) ▲アトラディウス・クレジット・イン シュアランス・エヌ・ヴィ(28年12 月)	+スコール・グローバル・ライフ・エ スイー(29年4月)
合計	54社	54社	52社	52社	51社	52社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する  
フィールドテストの結果概要について

目次

I. 背景および目的.....	2
I.1. 背景 .....	2
I.2. 目的 .....	2
II. 実施内容.....	2
II.1. 概要 .....	3
II.2. 対象保険会社 .....	3
II.3. 計算方法 .....	3
II.4. 内部モデル .....	4
II.5. 前回フィールドテストからの主な変更点 .....	4
III. 結果概要.....	4
III.1. リスクとソルベンシーの状況 .....	4
III.2. 内部モデルの状況 .....	5
III.3. その他の論点 .....	6
IV. 今後の課題.....	6

## I. 背景および目的

### I.1. 背景

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みであり、保険会社のリスク管理の高度化にも資するものである。このため、金融庁では、平成 22 年 6 月及び平成 26 年 6 月に全保険会社を対象としてフィールドテストを実施するとともに、関係者との対話等を通じて、その導入に向けた検討を行ってきた。
2. 一方、IAIS<sup>1</sup>（保険監督者国際機構）では、IAIGs<sup>2</sup>（国際的に活動する保険会社グループ）を対象とした資本基準（ICS<sup>3</sup>）について、経済価値ベースの評価を前提に検討が進められており、平成 28 年 7 月には、評価手法等の技術的な論点を中心としてコンサルテーションに付されたところである。

### I.2. 目的

3. こうした状況を踏まえ、我が国における適切な評価・監督手法の検討の一環として、経済価値ベースの資産、保険負債、資本の質、所要資本等の計算についての各社の対応状況、直近の低金利下におけるソルベンシーの状況、実務上の課題等を把握するため、今回のフィールドテストを実施した。
4. なお、今回のフィールドテストは、ICS フィールドテストの仕様書（平成 28 年 6 月時点）<sup>4</sup>に基づいて実施した。これは、過去 2 回のフィールドテストとの差異分析や、IAIS における ICS の議論への貢献等を目的としたものであり、必ずしも最終的な評価手法や監督手法の方向性を示しているものではない。

## II. 実施内容

---

<sup>1</sup> International Association of Insurance Supervisors の略。

<sup>2</sup> Internationally Active Insurance Groups の略。

<sup>3</sup> Risk-based Global Insurance Capital Standard の略。

<sup>4</sup> IAIS のウェブサイト参照。なお、IAIS における直近の議論の状況を踏まえると、保険負債の割引金利や所要資本を中心に、影響の大きいいくつかの論点についての変更が検討されている。

## II.1. 概要

5. 単体ベース、連結ベースの両方について、次の各項目を市場整合的な経済価値ベースで計算することを要請し、その計算の過程における実務上の問題点等についても、アンケート方式で回答を求めた（実施期間：平成28年6月～12月）。
  - a. 資産およびその他負債
  - b. 保険負債の現在推計
  - c. 適格資本<sup>5</sup>
  - d. 現在推計を超えるマージン（MOCE）<sup>6</sup>
  - e. 各リスクの所要資本

## II.2. 対象保険会社

6. 我が国における全ての生命保険会社（41社）及び損害保険会社（51社）を対象とした。なお、連結ベースの計算は、国内における最上位の保険会社または保険持株会社を頂点として実施した。

## II.3. 計算方法

7. ICS フィールドテストの仕様書における MAV（市場調整評価）手法<sup>7</sup>に基づいた計算方法とした。
8. 計算基準日は、原則として平成28年3月31日とした<sup>8</sup>。また、経済前提に対する感応度を把握するために、以下のシナリオに基づく計算も実施した。
  - a. 経済前提のみ、平成27年3月31日時点のものに変更
  - b. 円金利のイールドカーブを50bps上昇（パラレルシフト）
  - c. 円金利のイールドカーブを50bps下降（パラレルシフト）
  - d. 株式・不動産の時価を10%下落
  - e. 為替レートを10%円高

---

<sup>5</sup> 損失吸収力の高いTier1適格資本と、相対的に低いTier2適格資本で構成される。

<sup>6</sup> Margin over the Current Estimateの略。ICP（Insurance Core Principles）14.7項参照。

<sup>7</sup> MAVはMarket Adjusted Valuationの略。なお、ICSでは、MAV手法に加え、GAAP+（会計基準調整）手法も並行して検討されているが、我が国における過去の検討との整合性や作業負荷等を鑑み、GAAP+手法は本フィールドテストの対象外とした。

<sup>8</sup> 実務上対応が困難な社については、平成27年3月31日とした。その場合、aのシナリオについては、経済前提のみ、平成28年3月31日時点のものに変更したシナリオとした。



9. 生命保険会社については、保険負債の割引金利の補外方法<sup>9</sup>の違いによる影響を把握するため、以下の2種類の方法を試行した。
- a. フォワードレートがUFR<sup>10</sup>に収束するように補外する方法<sup>11</sup>
  - b. 市場の金利を参照する期間の最終年限のフォワードレートを一定として補外する方法

#### II. 4. 内部モデル

10. 内部管理に用いているモデル（内部モデル）が存在する場合は、当該内部モデルによる計算結果も要請し、今回のフィールドテストの結果との差異分析、モデルの仕様・検証態勢等についても、アンケート方式で回答を求めた。

#### II. 5. 前回フィールドテストからの主な変更点

11. 保険負債の割引金利について、超長期の金利の補外方法を変更したことに加え、無リスク金利へのスプレッドの上乗せを新たに試行した。
12. 所要資本について、リスク係数・ストレスシナリオを変更したことに加え、大量解約リスク、テロ攻撃・パンデミック・賠償責任等の巨大災害リスク、資産集中リスクに関する所要資本の計算を新たに試行した。
13. その他、資産や資本の質の評価、連結ベースでの計算等を新たに試行した。

### III. 結果概要

#### III. 1. リスクとソルベンシーの状況

14. ESR<sup>12</sup>は、平成27年3月末の経済前提では生命保険会社が150%（41社平均）、

---

<sup>9</sup> 保険負債の割引金利は、一定の流動性がある信頼度の高い期間は市場の金利を参照する一方で、それを超える期間は何らかの方法で設定（補外）する必要がある。

<sup>10</sup> Ultimate Forward Rateの略（終局フォワードレート）。

<sup>11</sup> ICSフィールドテストにおける仕様であり、円金利の場合、補外開始点は30年、収束期間は30年、UFRの水準は3.5%とされている。なお、UFRの水準はマクロ経済的な観点から設定されており、円金利の3.5%は、長期経済成長率1.5%と長期インフレーションターゲット2.0%の合計。

<sup>12</sup> Economic Solvency Ratioの略（経済価値ベースのソルベンシー比率）。経済価値ベースの適格資本を所要資本で除した値。

損害保険会社が201%(51社平均)、平成28年3月末の経済前提ではそれぞれ104%(同)、194%(同)と、いずれも適格資本が所要資本を超える水準となった。また、生命保険会社のESRについては、経済前提(特に、円金利)に対する感応度が大きいことが確認された。

15. 生命保険会社について、ESRの分子の適格資本の内訳を分析したところ、評価差額等<sup>13</sup>の割合が大きく、これが経済前提に対する純資産の変動性の主因となっていた(図1)。なお、損害保険会社については、経済前提に対する感応度は生命保険会社と比較して小さかった(図2)。

16. 所要資本のリスクカテゴリー毎の内訳は、図3(生命保険会社)、図4(損害保険会社)のとおりであった。

### III. 2. 内部モデルの状況

17. 各社において、リスク管理・経営管理における内部モデルの活用が進められており、当該モデルの検証態勢についても、各社で課題を認識の上、高度化へ向けた不断の取り組みがなされていることが確認された。

18. 内部モデルの検証は、データ品質、計算前提や手法の妥当性、モデルガバナンスの遵守状況、文書化の状況等の中から各社で重要と考える項目を対象として実施されていた。また、検証の実効性を確保するために、内部モデルの開発・所管部門による検証と、独立した第三者による検証が適宜組み合わせられていた。

19. 内部モデルの開発・所管部門から独立した第三者による検証としては、内部監査部門による検証に加え、専門性を補完するために外部の監査法人やコンサルティング会社を活用する例が多く見られた。外部専門家の活用実態は各社各様であり、定期的に内部モデル検証の委託先を変更する社も見られた一方で、内部モデルの開発と検証を同一先に委託している社も見られた。

20. なお、内部モデルによる計算結果と今回のフィールドテストの結果との差異は各社各様であったが、差異の要因は各社で分析・把握されていた。

---

<sup>13</sup> Tier1の構成要素の一つであり、投資資産の含み損益や保険負債の現行会計と経済価値の差額等が含まれる。

### III. 3. その他の論点

21. 生命保険会社については、特に、イールドカーブがフラット化している状況においては、保険負債の割引金利における超長期の補外方法が、ESR に大きな影響を与えることが確認された。なお、各社のリスク管理においては、補外開始点や UFR の水準等について、今回のフィールドテストで試行された補外方法とは異なる方法も多く採用されていることが確認された。

22. 生命保険会社の資産運用ポートフォリオを踏まえると、

- 保険負債の割引金利において、どのようなスプレッドを上乗せするか
- 外債投資が増えているが、その実態をどのように反映するか
- 経済環境が悪化した場合のカウンターシクリカルな措置をどのように考えるか

等の論点について検討を深めることが重要とのコメントが多かった。

23. ICS は IAIGs を対象とした規制であり、国内の規制を考える上では、我が国の保険会社の特性を踏まえた規制とすべきとの意見が見られた。また、ICS は連結ベースの規制であり、単体ベースで適用する場合にはグループ内部取引<sup>14</sup>等について適切に実態を反映すべきとの意見が見られた。

24. 経済価値ベースの規制導入に関する全般的な意見として、前回は十分な準備期間の確保や基盤の整備に関する意見が多かったところ、今回は経済価値ベースの指標を規制で用いる場合の懸念点・留意点等に関する意見が多かった。

## IV. 今後の課題

25. 保険会社は、保険契約者等の信認を確保するため、リスクに応じた十分な資本を保有することが極めて重要である。その上で、環境変化に対応するリスク管理を伴った健全なリスクテイクによって、収益を確保する必要がある。すなわち、収益・リスク・資本のバランスに配慮した経営判断が求められることになるが、こうした判断を行う上では、保険会社が自らの財務状況を的確に把握することが重要である。

26. ESR は、基準日時点の資産、負債を対象として、直近の経済前提に内包され

<sup>14</sup> 適切にリスクを管理するため、グループ内の他の企業に再保険でリスクを移転する等の取引。

る見込みどおりに将来の経済変数が推移するという仮定に基づき計算される指標であり、保険会社の財務状況を的確に把握する目的においては、有益な指標である。一方で、今回のフィールドテストで採用した計算方法では、円金利のイールドカーブが低位かつフラット化した特殊な状況下において、将来数十年に亘り金利が低位で推移するという保守的な経済前提に基づき ESR が計算されることになる。

27. 今回のフィールドテストでは、ESR のこのような特性が顕在化しているのが確認されたため、保険会社の財務状況を検証する際には、ESR の大小だけではなく、ORSA<sup>15</sup>や保険計理人の将来収支分析等の既存の監督上のツールから得られるリスクテイクや内部管理の状況も踏まえた、多面的な検証が重要であると改めて認識された。

28. また、ソルベンシー規制に ESR を導入する場合には、その評価・監督手法如何では、保険会社の過度なリスク回避的行動を惹起し、保険会社の長期的な健全性、金融市場や保険会社の社会的役割等に対して、意図せざる影響をもたらす可能性がある。国内の保険会社のソルベンシー規制に ESR を導入することについては、こうした意図せざる影響や国際的な動向を踏まえつつ、関係者との対話を重視して、引き続き検討していく。さらに、IAISにおける ICS の検討にも、こうした問題意識を踏まえて積極的に参加していく。

29. なお、仮にソルベンシー規制において内部モデルを活用する場合には、

- モデルの対象とするリスクの重要性
- モデルの複雑性および検証態勢
- 金融庁における審査態勢

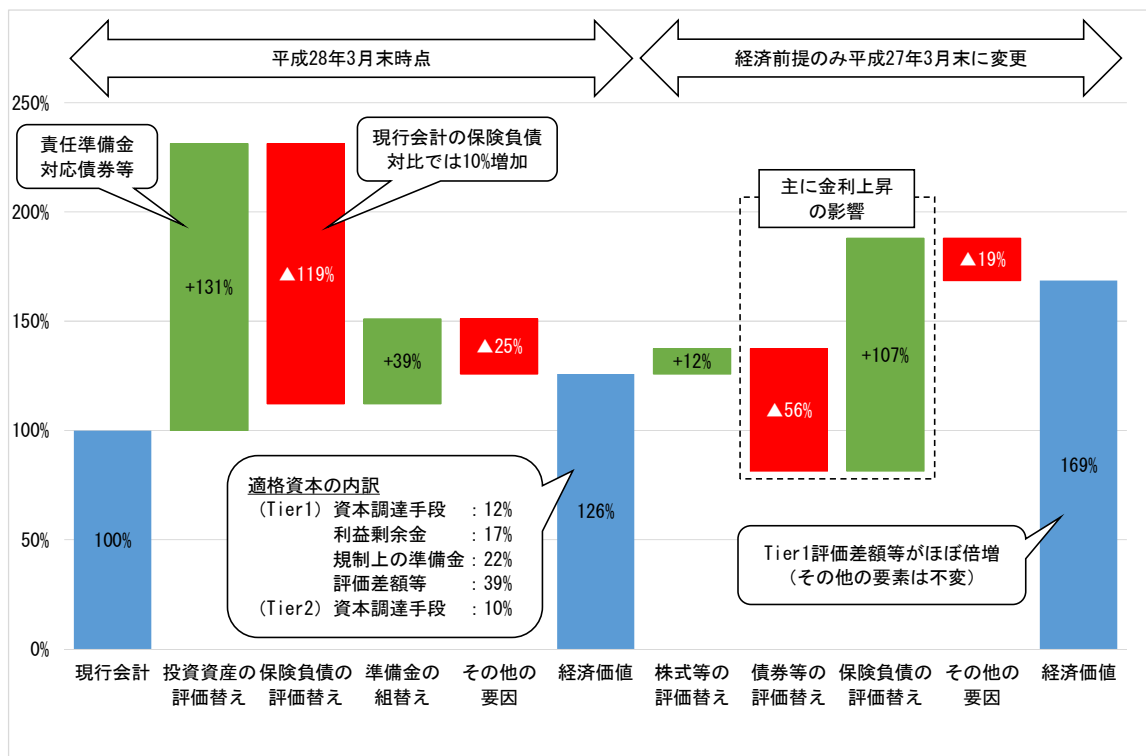
等を踏まえた効率的なモデル審査を行うとともに、比較可能性確保の観点から、標準モデルとのバランスにも配慮することが重要と考えている。このような視点を踏まえ、引き続き、活用のあり方についての検討を進めるとともに、各社に対しては、ORSA 等を通じて、内部モデルの検証態勢の高度化を促していく。

以上

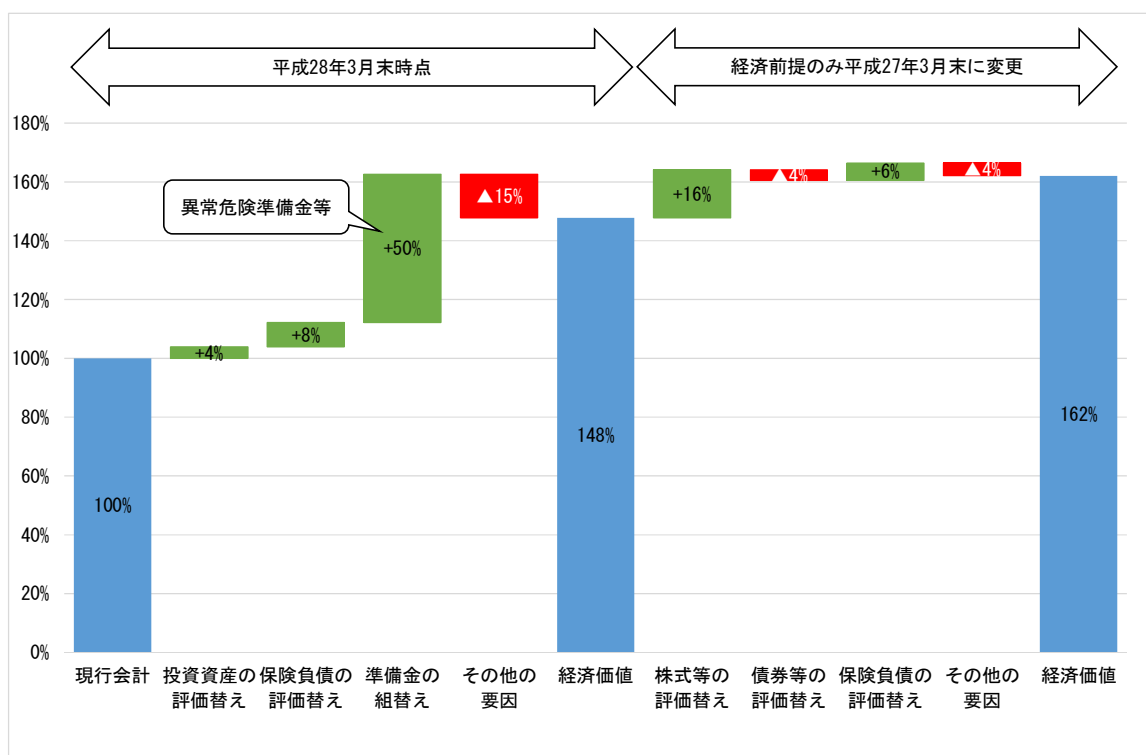
---

<sup>15</sup> Own Risk and Solvency Assessment の略。

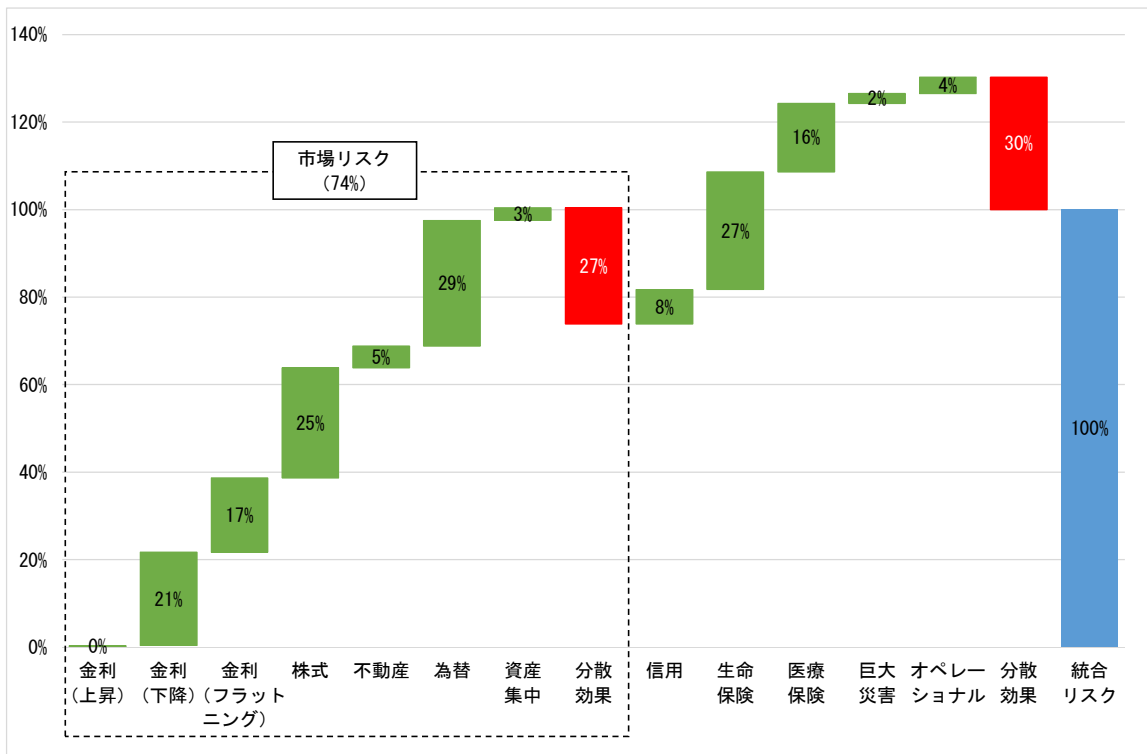
(図1) 生命保険会社の純資産の変動要因 (単体ベース)



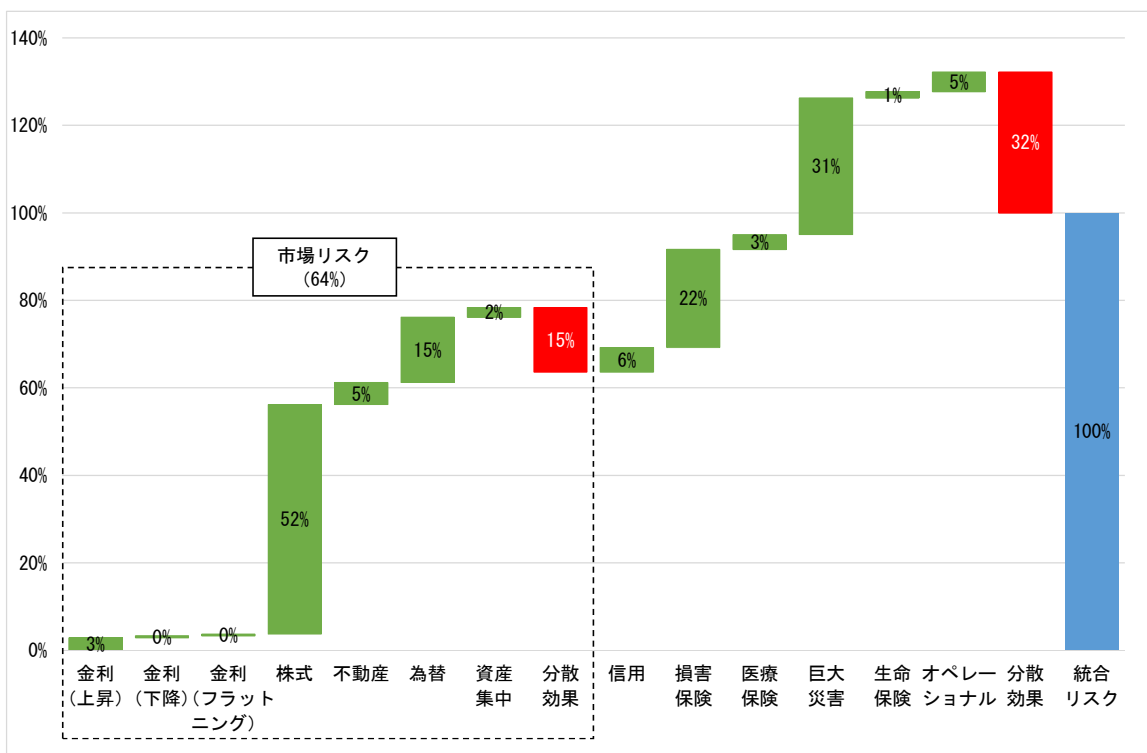
(図2) 損害保険会社の純資産の変動要因 (単体ベース)



(図3) 生命保険会社の所要資本の内訳 (平成28年3月末、単体ベース)



(図4) 損害保険会社の所要資本の内訳 (平成28年3月末、単体ベース)



## 少額短期保険業者登録一覧

(平成29年6月30日現在:90業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	アイアイ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第5号	平成25年5月15日	プリベント少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日
関東財務局長 (少額短期保険)第2号		平成18年11月29日	ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第3号		平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第5号		平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第6号		平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第8号		平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第10号		平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第11号		平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
関東財務局長 (少額短期保険)第12号		平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
関東財務局長 (少額短期保険)第14号		平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第15号		平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第16号		平成20年3月17日	株式会社全管協共済会
関東財務局長 (少額短期保険)第17号		平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第18号		平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
関東財務局長 (少額短期保険)第19号		平成20年3月19日	NP少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第21号		平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第22号		平成20年3月21日	Aライフ株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第23号		平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第24号		平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第25号		平成20年3月31日	もつとぎゅつと少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第26号		平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第27号		平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第28号		平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第29号		平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
関東財務局長 (少額短期保険)第30号		平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第31号		平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
関東財務局長 (少額短期保険)第33号		平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第34号		平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミアム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	テラ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	共生ネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしんネット少額短期株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社F I S
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	セント・プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	ガーデン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	ライフサポートジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エボス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セクスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぷらす少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	マスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ペットファースト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	日本法務補償株式会社
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社



所管財務局	登録番号	登録日	商号
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーベット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

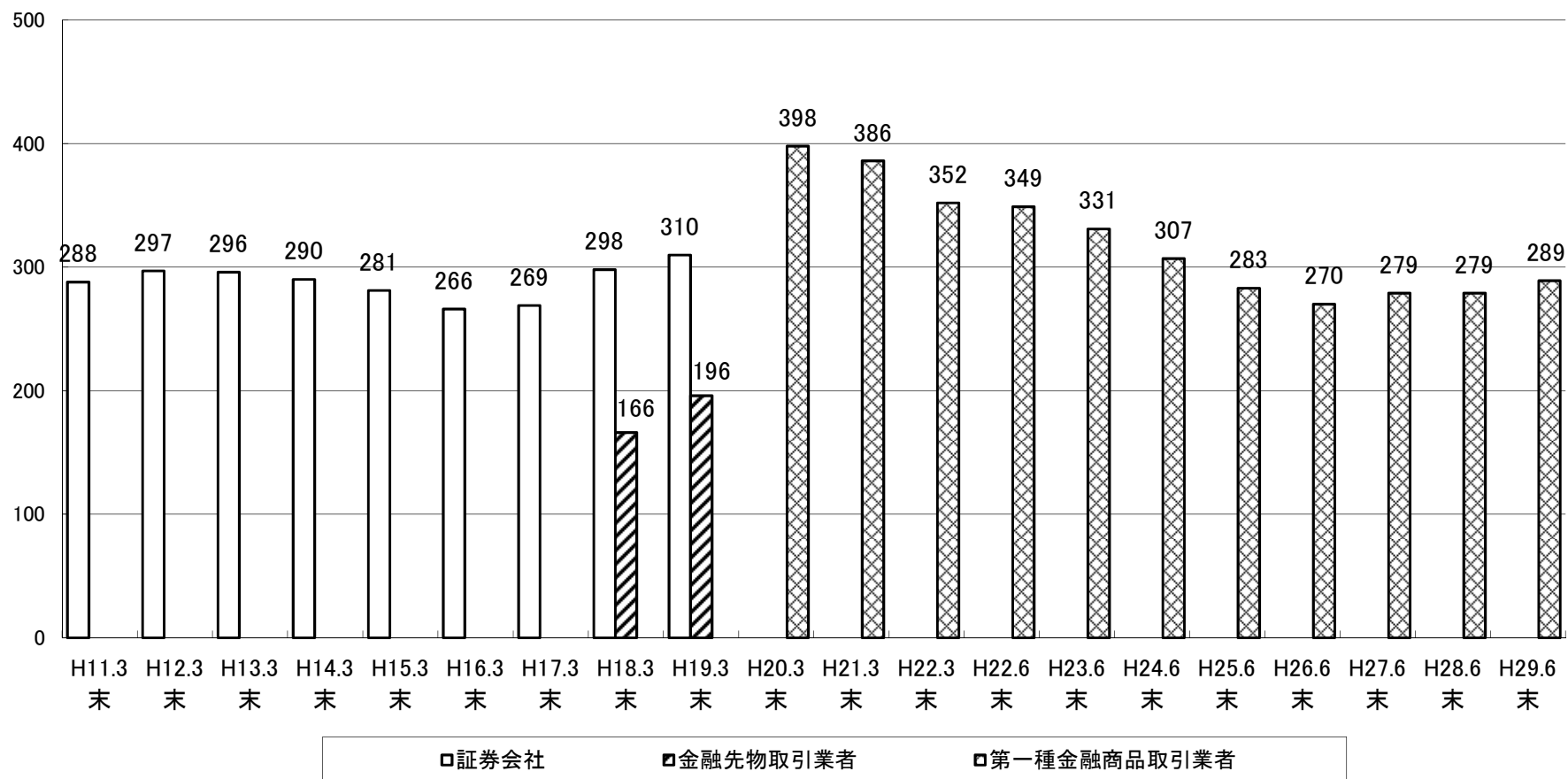
認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)

(平成29年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	H24.1.27	一般社団法人 すみれ
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	H25.10.21	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	H25.12.12	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	H25.12.12	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

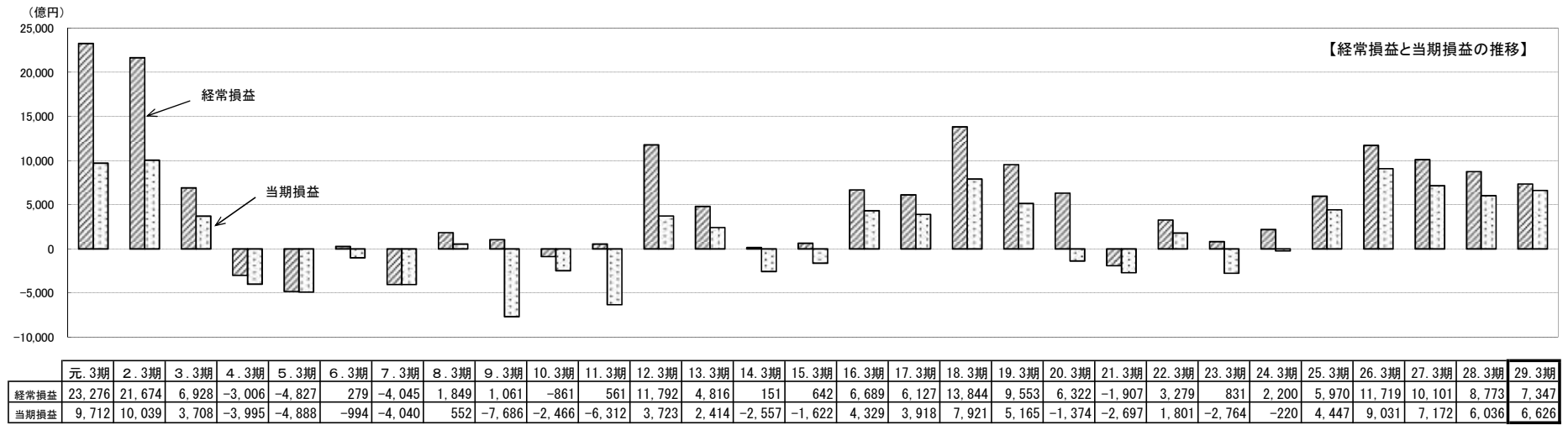
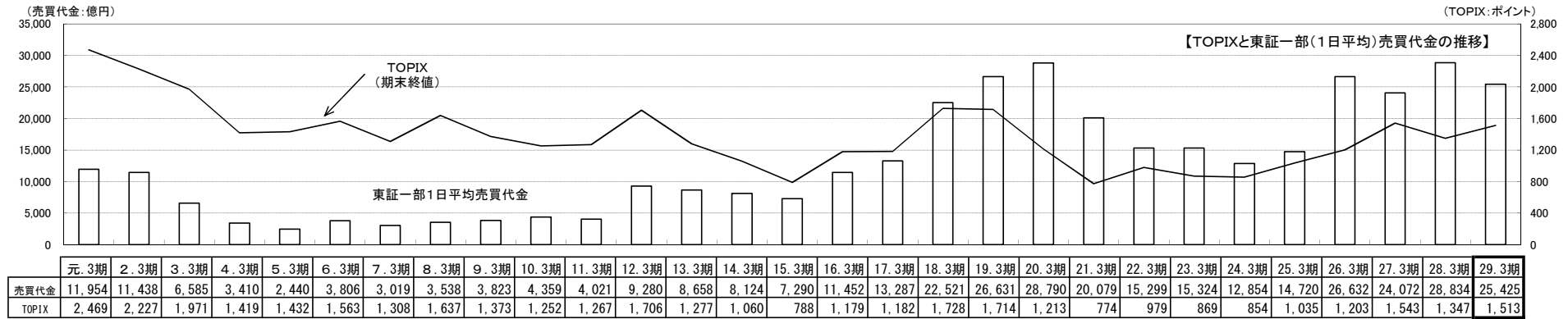
## 国内証券会社の平成28年度決算概況

(単位:億円)

	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	242社	236社	—
営 業 収 益	39,182	39,651	99%
受 入 手 数 料	21,148	22,486	94%
委 託 手 数 料	5,575	6,817	82%
引 受 け・ 売 出 し 手 数 料	1,653	1,765	94%
募 集・ 売 出 しの 取 扱 手 数 料	2,984	3,458	86%
ト レーディング 損 益	11,102	10,907	102%
金 融 収 益	6,390	5,764	111%
販 売 費・ 一 般 管 理 費	28,035	27,632	101%
取 引 関 係 費	7,266	7,367	99%
人 件 費	10,477	10,173	103%
経 常 損 益	7,347	8,773	84%
当 期 損 益	6,626	6,036	110%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

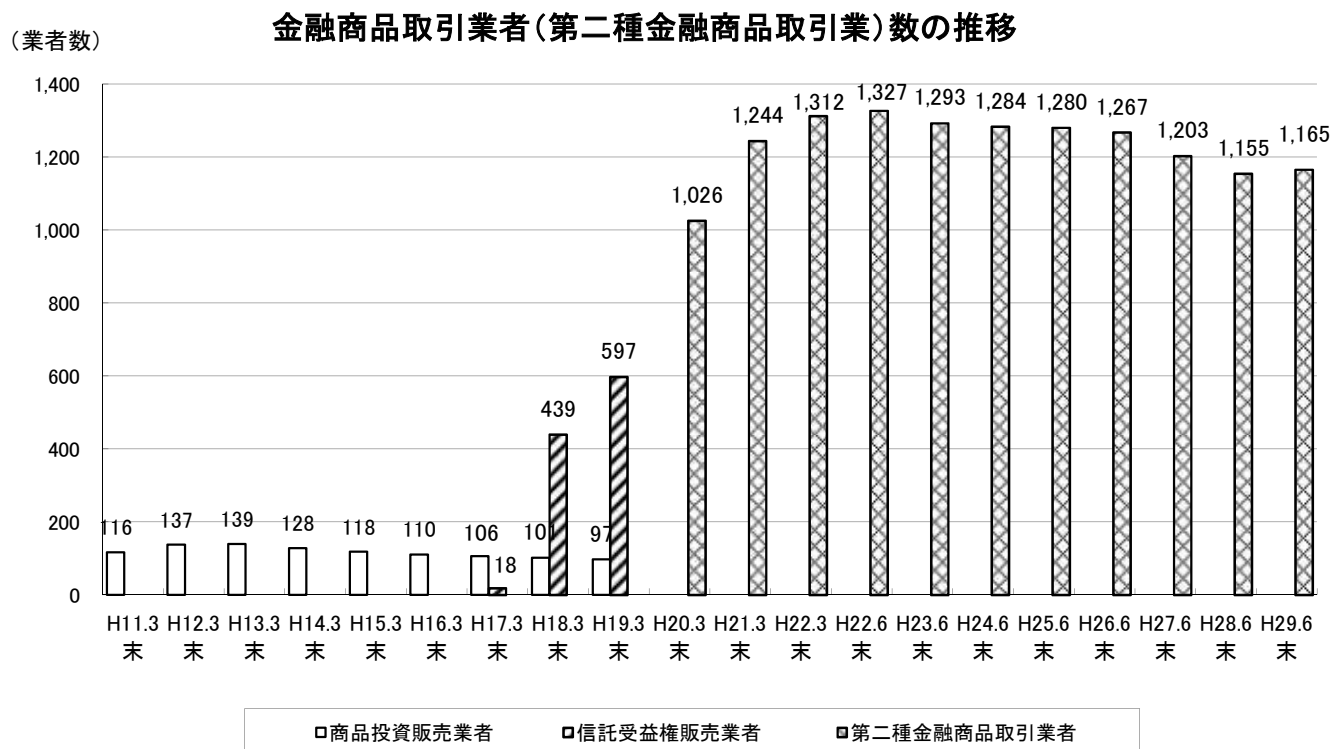


(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。  
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成29年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 247社            外国証券会社 11社            計 258社</p>
役員	理事長 増井喜一郎
基金規模	平成29年3月31日現在 約574億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円）</li> <li>・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（H19.6）－ 補償額 約2億円 （H19.10）－ 補償額 約0.6億円</li> <li>・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（H24.3）－ 補償額 約1.7億円</li> </ul>
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

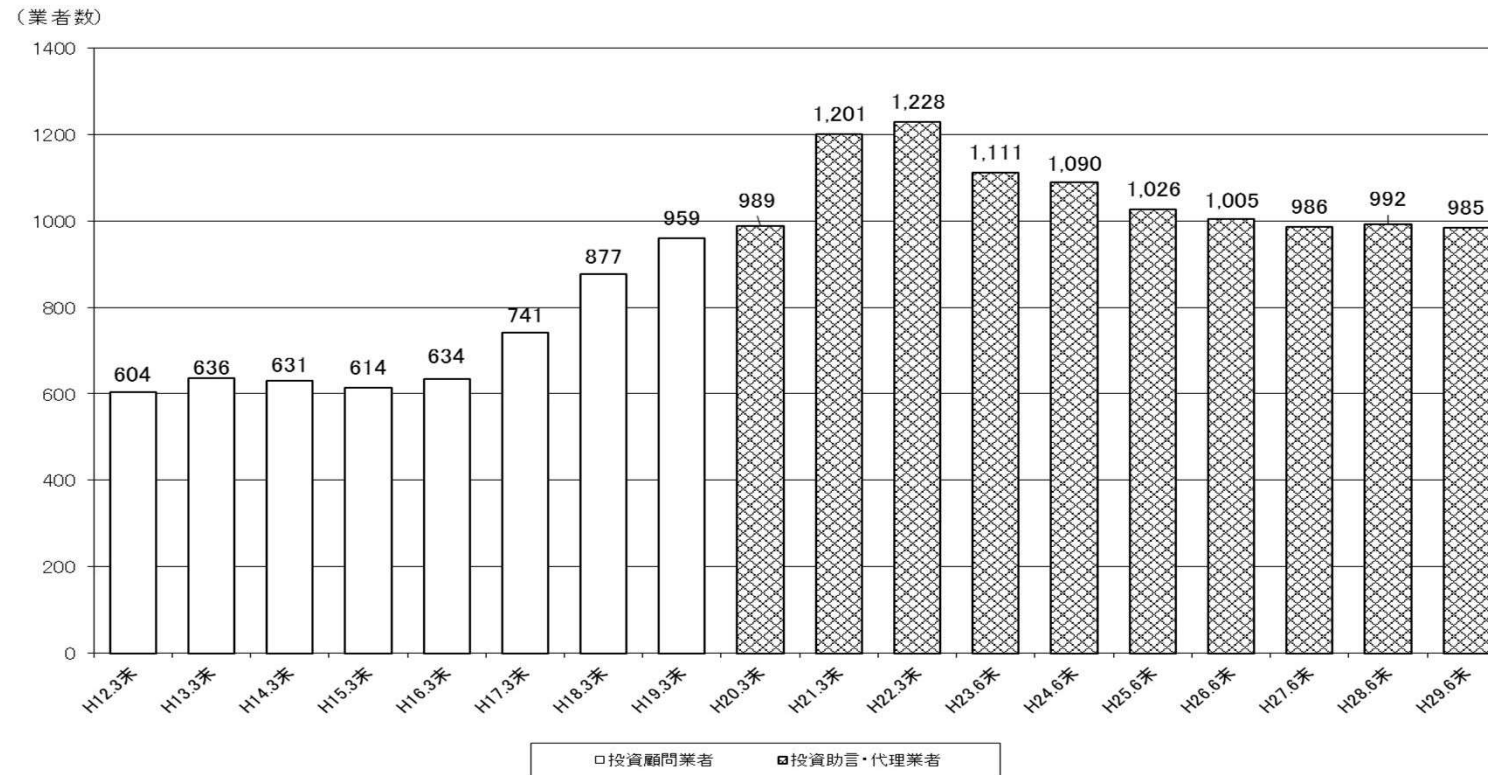
資料12-4-1



注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

## 資料12-5-1

### 金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

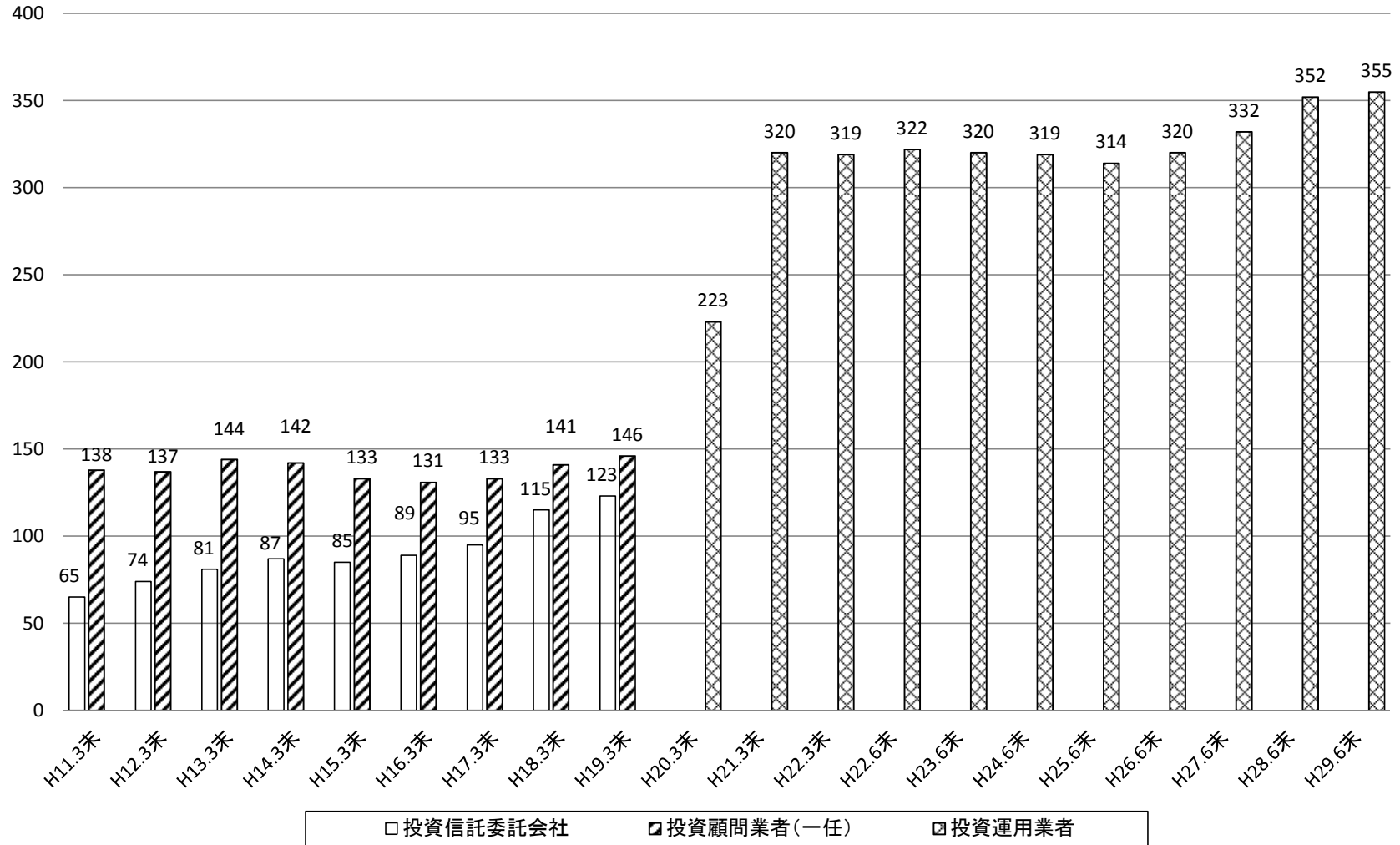


注：平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。



### 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



## 投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	マリモ地方創生リート投資法人	H28. 7. 29	マリモ・アセットマネジメント株式会社
2	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	H28. 8. 2	三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社
3	大江戸温泉リート投資法人	H28. 8. 31	大江戸温泉アセットマネジメント株式会社
4	さくら総合リート投資法人	H28. 9. 8	さくら不動産投資顧問株式会社
5	いちごグリーンインフラ投資法人	H28. 12. 1	いちご投資顧問株式会社
6	投資法人みらい	H28. 12. 16	三井物産・イデラパートナーズ株式会社
7	森トラスト・ホテルリート投資法人	H29. 2. 7	森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社
8	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	H29. 3. 29	アールジェイ・インベストメント株式会社

## 投資信託の純資産総額の推移

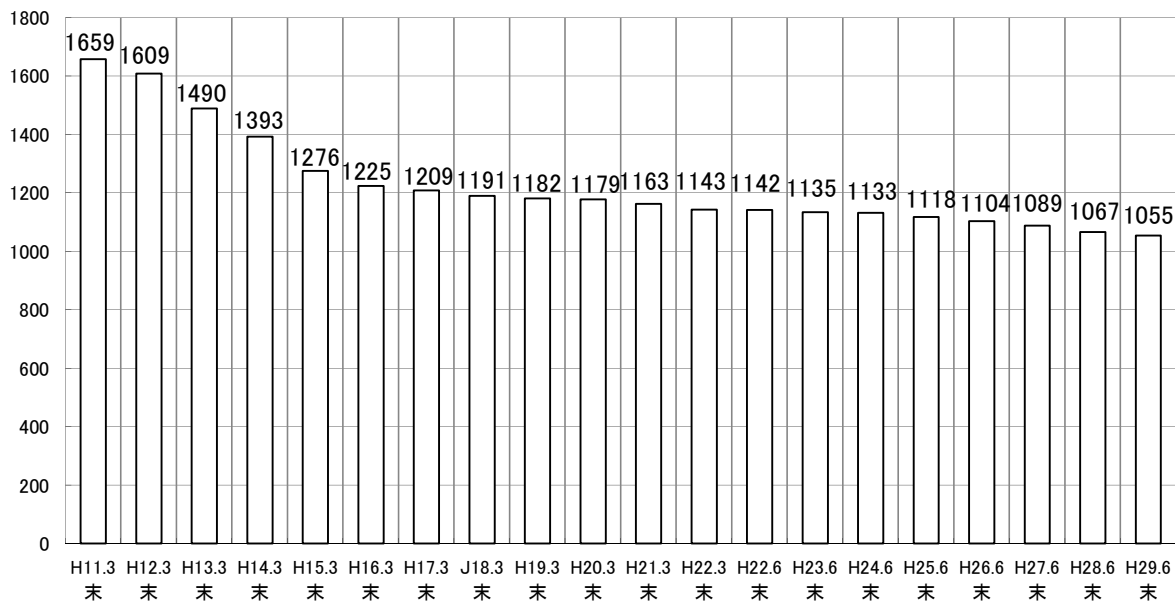
(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年1月	1,542,179	706,481	179,692	41,479	640	1,721,871	747,960
2月	1,569,201	719,648	178,618	41,796	615	1,747,819	761,444
3月	1,585,792	726,409	170,211	41,851	559	1,756,003	768,260
4月	1,599,013	737,422	168,832	42,069	506	1,767,845	779,491
5月	1,584,414	717,303	173,709	42,541	0	1,758,123	759,844
6月	1,607,107	726,633	175,772	42,093	0	1,782,879	768,726

出典:(社)投資信託協会公表資料

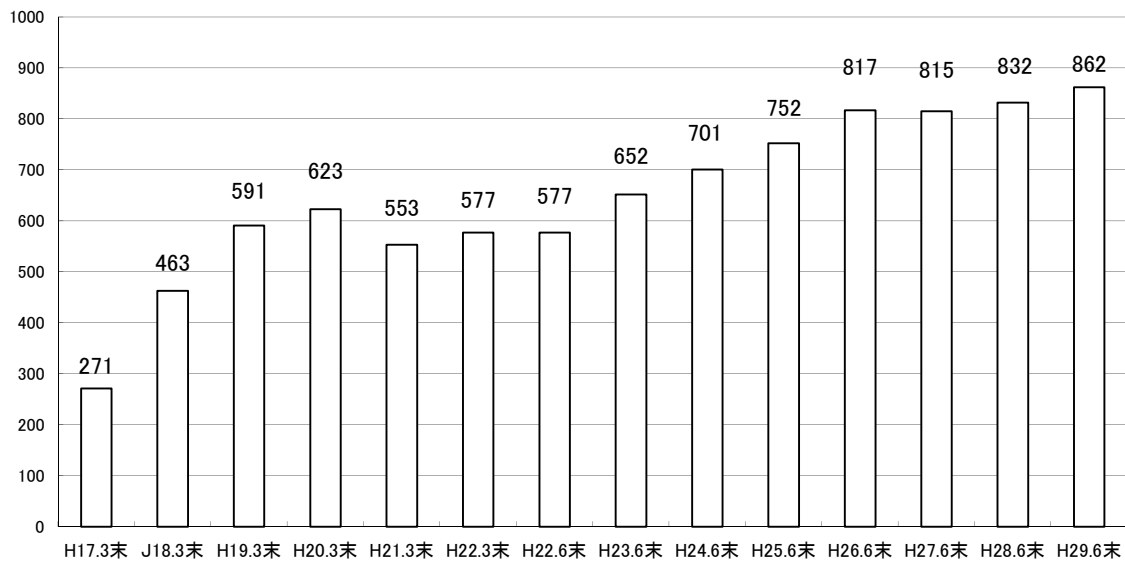
(業者数)

### 登録金融機関数の推移



(業者数)

### 金融商品仲介業者数の推移



注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

## 取引所取引許可業者一覧

(国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者)

平成28年6月30日現在

【全業者数：1】

所管	許可年月日	許可業者名	本店所在地
金融庁	平成27年5月1日	サスケハナ・ホンコン・リミテッド	香港特別行政区、セントラルガーデンロード3、チャンピオン・タワー、25階ユニット2506-8

## 信用格付業者登録一覧

(平成29年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

## 貸金業務取扱主任者資格試験実施状況

(単位：人)

	平成21年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合 計
	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	第11回試験 (平成28年11月20日実施)	
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	173,409
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	155,473
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	75,976
合格率(%)	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	48.9
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31	30	

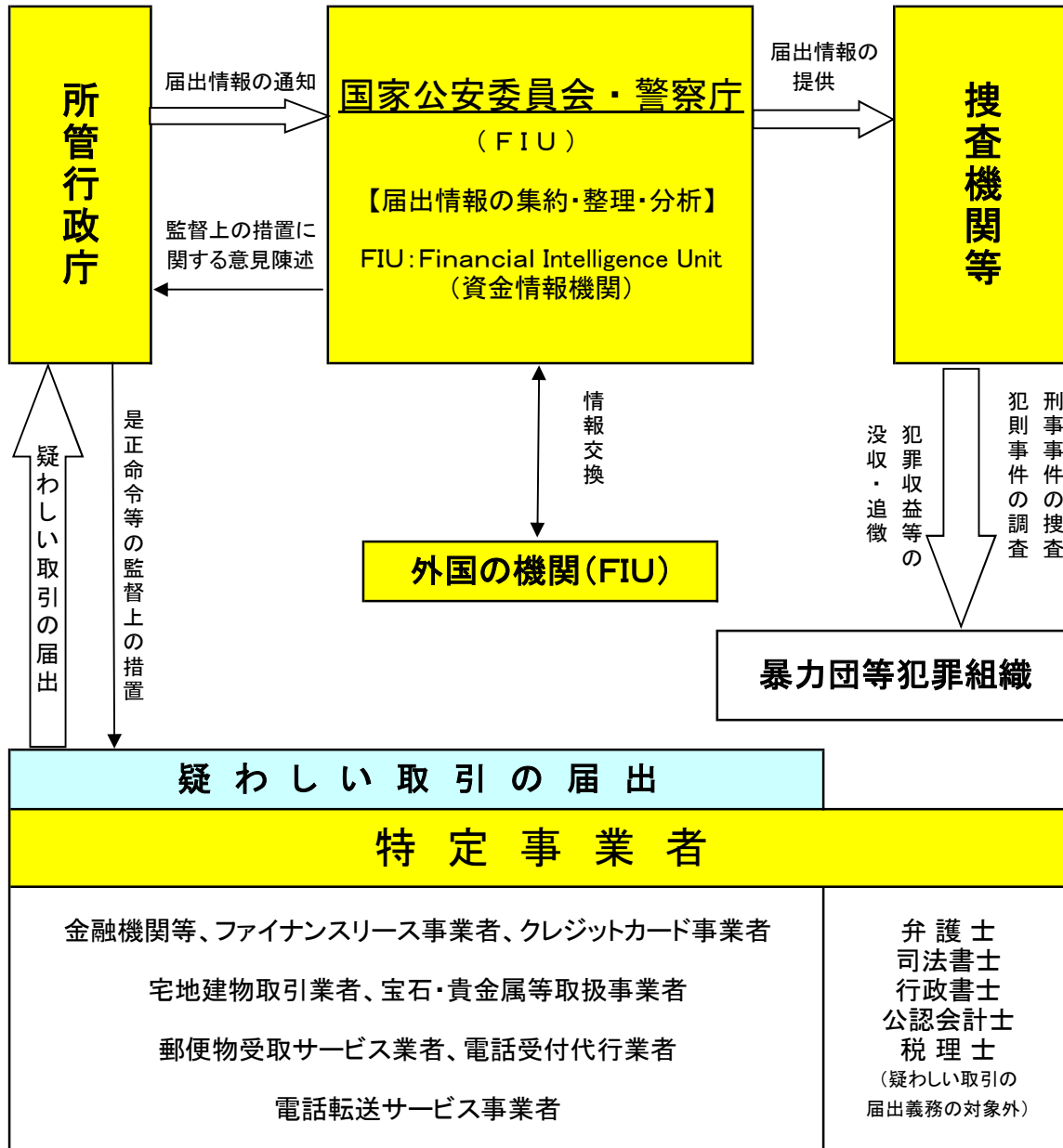
## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	208	76	84	11	11	26

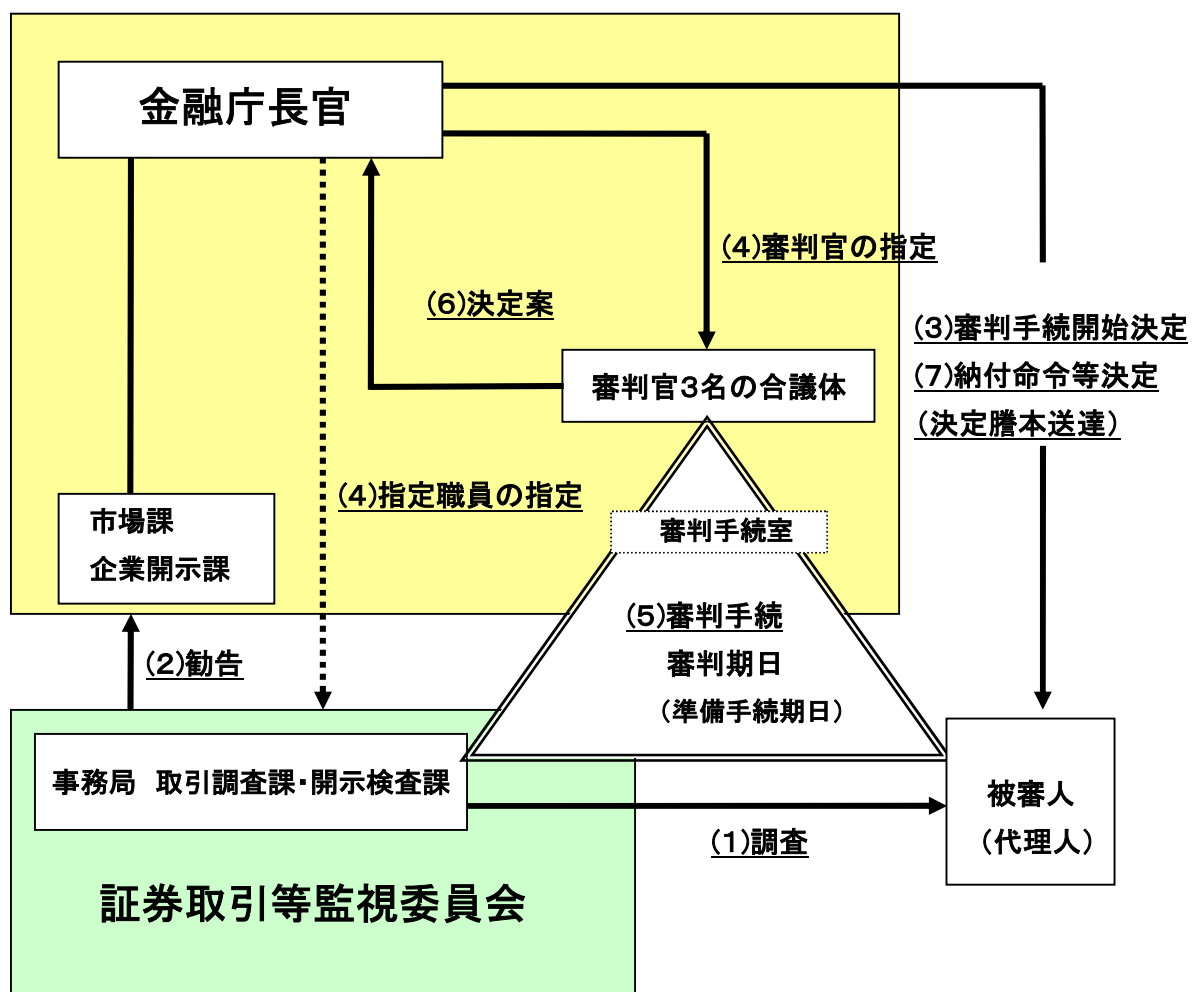
※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等



## 疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ

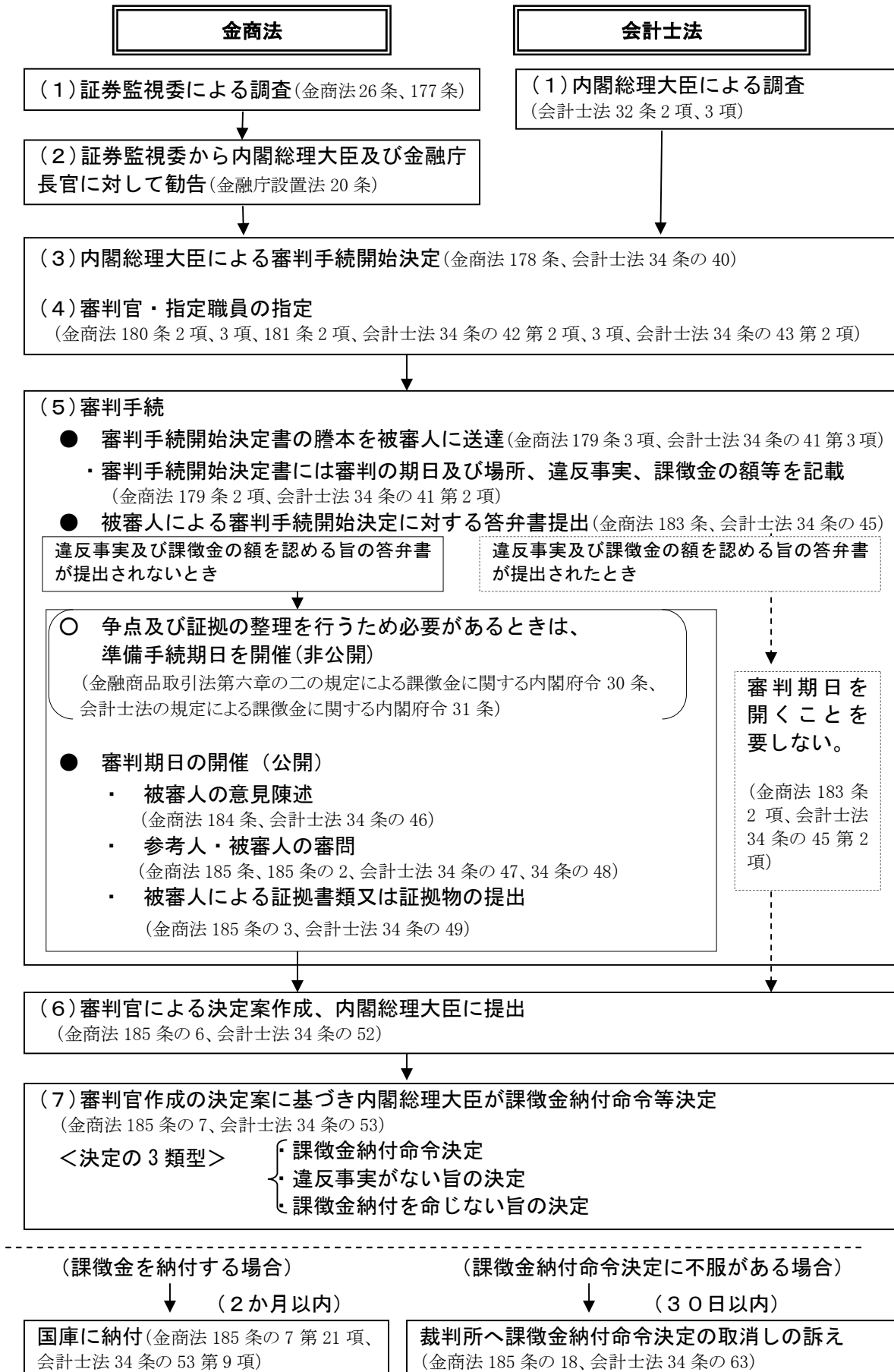


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

## 課徴金制度に係る手続等の流れ



※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている (金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)  
 ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

資料17-2

課徴金納付命令の実績

(平成28事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	極東貿易株式会社外4銘柄に係る相場操縦 (平成28年度第5号)	極東貿易株式会社ほか4銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成28年6月3日 (勧告) 平成28年6月6日 (開始決定)	平成28年7月11日	121万円
2	公開買付け者の社員による日本イン ター株式会社に係る内部者取引 (平成28年度第6号)	公開買付け等事実(京セラが日本イン ター株式の公開買付けを行うことにつ いての決定をしたこと)について、職務に 関し知りながら、当該事実の公表前に、自 己の計算において、同社株式を買い付け た。	個人	平成28年6月7日 (勧告) 平成28年6月8日 (開始決定)	平成28年7月11日	13万円
3	㈱ピクセラ外2社との契約締結交渉 者の社員による内部者取引 (平成28年度第8号)	重要事実(㈱ピクセラの業務執行を決定す る機関が、同社の発行する新株及び新株予 約権を引き受ける者の募集を行うことにつ いての決定をしたこと)ほか)について、職 務に関し知りながら、当該事実の公表前 に、自己の計算において、同社株式を買い 付けるなどした。	個人	平成28年7月12日 (勧告) 平成28年7月13日 (開始決定)	平成28年8月8日	79万円
4	㈱ピクセラとの契約締結交渉者の役 員からの情報受領者による内部者取 引 (平成28年度第9号)	重要事実(㈱ピクセラの業務執行を決定す る機関が、同社の発行する新株及び新株予 約権を引き受ける者の募集を行うことにつ いての決定をしたこと)について、契約締 結交渉者の役員から伝達を受けながら、当 該事実の公表前に、自己の計算において、 同社株式を買い付けた。	個人	平成28年7月12日 (勧告) 平成28年7月13日 (開始決定)	平成28年8月8日	247万円
5	㈱ピクセラとの契約締結交渉者の役 員からの情報受領者による内部者取 引 (平成28年度第10号)	重要事実(㈱ピクセラの業務執行を決定す る機関が、同社の発行する新株及び新株予 約権を引き受ける者の募集を行うことにつ いての決定をしたこと)について、契約締 結交渉者の役員から伝達を受けながら、当 該事実の公表前に、自己の計算において、 同社株式を買い付けた。	個人	平成28年7月12日 (勧告) 平成28年7月13日 (開始決定)	平成28年8月8日	878万円
6	㈱ピクセラとの契約締結交渉者の役 員による重要事実に係る伝達 (平成28年度第11号)	重要事実(㈱ピクセラの業務執行を決定す る機関が、同社の発行する新株及び新株予 約権を引き受ける者の募集を行うことにつ いての決定をしたこと)について、契約締 結交渉に関し知りながら、当該事実の公表 前に、同社株式の買付けをさせることに より利益を得させる目的をもって、伝達し た。	個人	平成28年7月12日 (勧告) 平成28年7月13日 (開始決定)	平成28年8月8日	562万円
7	㈱MAGねっとホールディングスに 係る四半期報告書の虚偽記載 (平成28年度第12号)	社長の親族等が経営するグループ企業に対 する短期貸付金及び未収利息について、当 該グループ企業の財政状態の悪化を把握し ていたにもかかわらず、貸倒引当金の計上 や未収利息の損失処理等を適正に行わな かったなどし、重要な事項につき虚偽の記 載がある四半期報告書を提出した。	㈱MAGねっとホール ディングス	平成28年7月22日	平成28年8月29日	1200万円
8	東洋ゴム工業㈱の子会社の社員から の情報受領者による内部者取引 (平成28年度第13号)	重要事実(東洋ゴム工業㈱が、国土交通大 臣認定を受けた性能評価基準に基づき、東 洋ゴム化工品㈱を通じて製造、販売してい た「高減衰ゴム系積層ゴム支承」の一部 が、同性能評価基準に適合しておらず、ま た、一部の性能評価基準に対する大臣認定 を技術的根拠のない申請により受けていた ことが確認されたこと)について、職務に 関し知りながら、自己の計算において、東 洋ゴム工業㈱株式を当該事実の公表前に売 り付けた。	個人	平成28年8月23日 (勧告) 平成28年8月24日 (開始決定)	平成28年9月15日	167万円
9	テクノホライゾン・ホールディング ス株式会社外2銘柄に係る相場操縦 (平成28年度第15号)	テクノホライゾン・ホールディングス株式 外2銘柄につき、その売買を誘引する目 的をもって、各株式の売買が繁盛であると 誤解させ、かつ、市場における各株式の相 場を変動させるべき一連の売買及び委託を した。	個人	平成28年9月27日 (勧告) 平成28年9月28日 (開始決定)	平成28年10月17日	414万円
10	公開買付け者との契約締結交渉者から の情報受領者による㈱みんなのウェ ディング株式に係る内部者取引 (平成28年度第16号)	公開買付け等事実(クックパッド㈱の業務 執行を決定する機関が、㈱みんなのウェ ディング株式の公開買付けを行うことに ついての決定をしたこと)について、契約 締結交渉者から伝達を受けながら、当該事 実の公表前に、自己の計算において、㈱み んなのウェディング株式を買い付けた。	個人	平成28年9月27日 (勧告) 平成28年9月28日 (開始決定)	平成28年10月17日	1057万円
11	㈱メディックグループに係る有価 証券報告書等の虚偽記載 (平成28年度第17号)	連結子会社と他社の間で開発権の譲渡契約 が成立したように装い、また、販売代金の 回収が困難となった商品売買取引につい て、代金が回収できたように装うること によって売上を過大に計上するなどし、重 要な事項につき虚偽の記載がある有価証券 報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の 記載がある発行開示書類により有価証券を 取得させた。	㈱メディックグルー プ	平成28年9月30日	平成28年11月7日	1億1333万円
12	公開買付け者との契約締結交渉者の役 員からの情報受領者による東京鋼鐵 ㈱株式に係る内部者取引 (平成28年度第18号)	公開買付け等事実(大阪製鐵㈱の業務執行 を決定する機関が、東京鋼鐵㈱株式の公 開買付けを行うことについての決定をした こと)について、契約締結交渉者の役員か ら伝達を受けながら、当該事実の公表前 に、自己の計算において、同社株式を買い 付けた。	法人	平成28年10月25日 (勧告) 平成28年10月26日 (開始決定)	平成28年11月28日	577万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
13	モジュール株式に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成28年度第19号)	サーバー等の販売において、循環取引などを行うことによって、架空売上を計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類により有価証券を取得させた。	モジュール株式	平成28年10月28日	平成28年11月28日	1956万円
14	日本精密株式との契約締結交渉者による内部者取引及び重要事実に係る伝達推奨 (平成28年度第20号)	重要事実（日本精密株式の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達・推奨するとともに、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成28年10月28日 (勧告) 平成28年10月31日 (開始決定)	平成28年11月28日	138万円
15	日本精密株式との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第21号)	重要事実（日本精密株式の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成28年10月28日 (勧告) 平成28年10月31日 (開始決定)	平成28年11月28日	14万円
16	日本精密株式との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第22号)	重要事実（日本精密株式の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成28年10月28日 (勧告) 平成28年10月31日 (開始決定)	平成28年11月28日	84万円
17	株式会社ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第23号)	重要事実（株式会社ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 (勧告) 平成28年11月2日 (開始決定)	平成28年11月28日	302万円
18	株式会社ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第24号)	重要事実（株式会社ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 (勧告) 平成28年11月2日 (開始決定)	平成28年11月28日	139万円
19	株式会社ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第25号)	重要事実（株式会社ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 (勧告) 平成28年11月2日 (開始決定)	平成28年11月28日	69万円
20	海外に居住する公開買付者の従業員による株式会社ゲームオン株式に係る内部者取引 (平成28年度第7号)	公開買付け等事実（ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションの業務執行を決定する機関が株式会社ゲームオン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成28年6月15日 (勧告) 平成28年6月16日 (開始決定)	平成28年12月12日	160万円
21	高千穂交易株式会社による内部者取引 (平成28年度第26号)	重要事実（高千穂交易株式の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月15日 (勧告) 平成28年11月16日 (開始決定)	平成28年12月12日	33万円
22	株式会社琉球銀行株式に係る相場操縦 (平成27年度第24号)	株式会社琉球銀行株式につき、その売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、権利の移転を目的としない仮装の売買をした。	個人	平成27年12月15日 (勧告) 平成27年12月17日 (開始決定)	平成28年12月15日	224万円
23	株式会社西武ホールディングス株式に係る相場操縦 (平成28年度第29号)	株式会社西武ホールディングス株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び申込みをした。	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式	平成28年12月6日 (勧告) 平成28年12月7日 (開始決定)	平成28年12月16日	2億1988万円
24	日本マニファクチャリングサービス株式との契約締結交渉者の社員による内部者取引 (平成27年度第40号)	重要事実（日本マニファクチャリングサービス株式の業務執行を決定する機関が、兼松株式と業務上の提携を行うこと及び同社に対する第三者割当により自己株式の処分を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、日本マニファクチャリングサービス株式を買付けた。	個人	平成28年3月25日 (勧告) 平成28年3月28日 (開始決定)	平成28年12月28日	77万円
25	ワタベウェディング株式との契約締結者からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第28号)	重要事実（ワタベウェディング株式の業務執行を決定する機関が、株式会社干趣会及び株式会社アース・ブレインと業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、ワタベウェディング株式を買付けた。	個人	平成28年12月2日 (勧告) 平成28年12月5日 (開始決定)	平成29年1月19日	60万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
26	㈱ハナテン役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第30号)	公開買付け等事実(㈱ビッグモーターの業務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、㈱ハナテン役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年12月9日 (勧告) 平成28年12月12日 (開始決定)	平成29年1月19日	217万円
27	㈱ハナテン役員からの情報受領者による内部者取引 (平成28年度第31号)	公開買付け等事実(㈱ビッグモーターの業務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、㈱ハナテン役員から伝達を受け、当該事実の公表前に、自己及び自己以外の者の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年12月9日 (勧告) 平成28年12月12日 (開始決定)	平成29年1月19日	177万円
28	㈱ハナテン役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達 (平成28年度第32号)	公開買付け等事実(㈱ビッグモーターの業務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成28年12月9日 (勧告) 平成28年12月12日 (開始決定)	平成29年1月19日	171万円
29	㈱オプトロムに係る四半期報告書等の虚偽記載 (平成27年度第13号)	新株予約権の割当先のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていたが、同流出資金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかったなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱オプトロム	平成27年9月18日	平成29年2月3日	9962万円
30	㈱IGポート株式に係る相場操縦 (平成28年度第33号)	㈱IGポートの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成29年1月31日 (勧告) 平成29年2月1日 (開始決定)	平成29年2月27日	690万円
31	㈱クロス・マーケティンググループ株式外1銘柄に係る相場操縦 (平成28年度第27号)	㈱クロス・マーケティンググループ株式外1銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成28年11月22日 (勧告) 平成28年11月24日 (開始決定)	平成29年3月13日	423万円
32	ロングライフホールディング㈱及び㈱サンワカンパニー社員による内部者取引 (平成28年度第34号)	重要事実(ロングライフホールディング㈱の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたことほか)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けるなどした。	個人	平成29年2月10日 (勧告) 平成29年2月13日 (開始決定)	平成29年3月13日	96万円
33	日本海洋掘削㈱株式ほか44銘柄に係る相場操縦 (平成27年度第1号)	日本海洋掘削㈱株式ほか44銘柄につき、私設取引システムを利用した各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	セレクト・バンテイ ジ・インク	平成27年3月6日 (勧告) 平成27年4月7日 (開始決定)	平成29年3月14日	2106万円
34	インスペック㈱株式に係る偽計 (平成27年度第35号)	インスペック㈱株式につき、相場の変動を図る目的をもって偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。	インスペック㈱	平成28年3月8日 (勧告) 平成28年3月9日 (開始決定)	平成29年3月14日	1224万円
35	公開買付者との契約締結交渉者による㈱京王ズホールディングス株式に係る内部者取引 (平成28年度第14号)	公開買付け等事実(㈱光通信の業務執行を決定する機関が、㈱京王ズホールディングス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年9月21日 (勧告) 平成28年9月23日 (開始決定)	平成29年3月30日	60万円
36	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第36号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成29年3月30日	172万円
37	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第37号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成29年3月30日	1228万円
38	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第38号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成29年3月30日	4万円
39	旭化成㈱の子会社の社員による内部者取引 (平成28年度第45号)	子会社の重要事実(旭化成㈱の子会社である旭化成建材㈱が施工した杭工事の一部について施工報告書の施工データの転用及び加筆があったことが判明したこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、旭化成㈱株式を売り付けた。	個人	平成29年3月7日 (勧告) 平成29年3月8日 (開始決定)	平成29年3月30日	63万円
40	㈱ウェッジホールディングス株式に係る偽計 (平成25年度第25号)	㈱ウェッジホールディングス株式につき、相場の変動を図る目的をもって偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。	個人	平成25年11月1日	平成29年4月11日	40億9605万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
41	㈱SHIFT役員による重要事実に係る伝達 (平成27年度第39号)	重要事実（㈱SHIFTの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の売付けをさせることにより損失の発生を回避させる目的をもって伝達した。	個人	平成28年3月25日 （勧告） 平成28年3月28日 （開始決定）	平成29年4月11日	351万円
42	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱アイセイ薬局株式に係る内部者取引 (平成29年度第1号)	公開買付け等事実（㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイ薬局の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	91万円
43	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱アイセイ薬局株式に係る内部者取引 (平成29年度第2号)	公開買付け等事実（㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイ薬局の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	72万円
44	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱アイセイ薬局株式に係る内部者取引 (平成29年度第3号)	公開買付け等事実（㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイ薬局の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	80万円
45	㈱フュートレック役員からの情報受領者による内部者取引及び重要事実に係る伝達 (平成29年度第4号)	重要事実（㈱フュートレックの業務執行を決定する機関が、同社と㈱NTTドコモ等と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、㈱フュートレックの役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。また、重要事実（同社の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	547万円
46	㈱フュートレック役員による重要事実に係る伝達 (平成29年度第5号)	重要事実（㈱フュートレックの業務執行を決定する機関が、同社と㈱NTTドコモ等と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に㈱フュートレック株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	247万円
47	㈱フュートレック役員からの情報受領者による内部者取引 (平成29年度第6号)	重要事実（㈱フュートレックの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	45万円
48	㈱フュートレック役員からの情報受領者による内部者取引 (平成29年度第7号)	重要事実（㈱フュートレックの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値と比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	60万円
49	㈱フォーバル・リアルストレート株式会社外6銘柄に係る相場操縦 (平成29年度第8号)	㈱フォーバル・リアルストレート株式会社外6銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成29年4月11日 （勧告） 平成29年4月12日 （開始決定）	平成29年5月11日	67万円
50	Prospect Asset Management, Inc. による㈱トライステージ株式に係る内部者取引 (平成28年度第49号)	重要事実（㈱トライステージの業務執行を決定する機関が自己の株式の取得を実施することについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己及び自己以外の者の計算において、同社株式を買い付けた。	プロスペクト・アセット・マネジメント・インク	平成29年3月22日 （勧告） 平成29年3月29日 （開始決定）	平成29年6月15日	329万円
51	イーター電機工業㈱の役員からの情報受領者による内部者取引 (平成29年度第9号)	重要事実（平成27年3月期決算において債務超過の状態であったイーター電機工業㈱が、平成28年3月期決算においても債務超過の状態となるという、特定有価証券の上場の廃止の原因となる事実が発生したこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成29年5月26日 （勧告） 平成29年5月29日 （開始決定）	平成29年6月15日	278万円

## 資料 18-2-1

## 意見申出実績（検査実施日ベース）

## ○ 申出機関数

（平成29年6月末現在）

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～25 事務年度	22	10	2	5	2	41
26 事務年度	0	1	0	0	0	1
27 事務年度	0	0	0	0	0	0
28 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	11	2	5	2	42

## ○ 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～28 事務年度合計	26 事務年度	27 事務年度	28 事務年度
預金等受入金融機関	346	1	0	0
評価段階	5	0	0	0
経営管理（ガバナンス）態勢 －基本的要素－	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	8	1	0	0
資産査定管理態勢	302	0	0	0
自己査定	247	0	0	0
うち債務者（債権）区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	0	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0
その他	1	0	0	0
合計	380	1	0	0
（うち金融機関意見採用）	(161)	(0)	(0)	(0)
※金融機関意見採用率約 42%				





## 金融モニタリング情報収集窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～  
金融機関に関する情報の提供をお願いします！

- 金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集しています。

(注) 金融庁及び財務局等では、現在、検査・監督一体での切れ目ない総合的な金融モニタリングを行っています。こうした方針の下では、有益な情報は、立入検査の有無に関わらず全ての金融機関について常時収集することが望ましいことから、平成 28 年 11 月より、従来行っていた「情報を募集している金融機関」の掲載は廃止することといたしました。

- 金融庁及び財務局等が監督している金融機関(銀行等、保険会社等、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会など)に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト(ホームページ)上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。金融庁及び財務局等が監督している金融機関については、こちらをクリック。

- なお、財務局長登録の貸金業者(注)に関しても、常時、財務局の金融モニタリング情報収集窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の金融モニタリング情報収集窓口へ情報をご提供ください。財務局等の金融モニタリング情報収集窓口は、こちらをクリック。

(注) 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。